

# 平成 29 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書

## 一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から成る「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、「日本経済再生本部」の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定、平成 28 年 9 月に産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」の開催を決定し、

これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016 年版）」（以下「実行計画 2016」という。）を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2017 年版）」（以下「実行計画 2017」という。）を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 29 年 6 月に「未来投資戦略 2017」を閣議決定、
- ・平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定

している。

本報告書では、実行計画 2017 に定められた産業競争力の強化に関する施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 6 条第 10 項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき作成するものである。

## 二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

### 1. 「新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等」 関連

#### (1) 第4次産業革命の実現

##### ①KPI の主な進捗状況<sup>1</sup>

《KPI》「2020 年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数 3 万人超を目指す」  
【7】

⇒ 2017 年：6,944 人

##### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                        | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣 <sup>2</sup>   |
|-----------------------------|---|---|---|
| 無人自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けた環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」(平成 28 年 5 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT 総合戦略本部」という。)決定)に基づき、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、無人自動走行による移動サービスや高速道路での自動走行が可能となるよう、平成 29 年までに必要な実証を可能とするなど、制度やインフラ面の環境整備を行う。</li> <li>企業の枠を越えて自動走行地図の仕様を統一し、これを基に本年度中に国際標準を提案する。また、官民連携で地図関連データの整備を進め、早ければ平成 30 年までの早期実用化を目指す。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づく関係告示を平成 29 年 2 月に改正し、代替の安全措置が講じられることを条件に、ハンドルやアクセルペダル等を備えない自動運転車両の公道走行を可能とする措置を講じた。また、平成 29 年 6 月に「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」を策定し実証環境を整備した。</li> <li>平成 30 年度までの完了に向け、国内高速道路・自動車専用道全線の高精度 3 次元地図基盤データの整備に着手し、主要な高速道路・自動車専用道のうち 1.4 万 km の整備を完了した。</li> </ul> | 内閣総理大臣<br>(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、国家公安委員会委員長)<br>総務大臣<br>経済産業大臣<br>国土交通大臣 |
| 小型無人機の                      | 早ければ平成 30 年までにド   | 小型無人機の安全な運航を  | 内閣総理大臣  |

<sup>1</sup> KPI の末尾に括弧書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No. を参考までに付しているもの。

<sup>2</sup> 産業競争力強化法第 6 条第 3 項において、本実行計画における「担当大臣」とは内閣法(昭和 22 年法律第 5 号)にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、産業競争力強化法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を記載している。

|                 |  |  |   |
|-----------------|--|--|---|
| 産業利用の拡大に向けた環境整備 | <p>ローンを使った荷物配送を実現させる。これに向け、補助者を配置せずに目視外飛行させることが不可欠であるため、小型無人機の安全な運航を確保する技術の開発を進めつつ、性能評価基準の平成 29 年度中の策定を行うとともに、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づく審査要領の改正等により必要な仕組みを導入する。さらに、都市部等の第三者上空の飛行を可能とするため、安全性を確保する技術の開発を進め、その進展を考慮しつつ、機体の認証制度や操縦者の資格制度等について早期に検討を行う。</p> | <p>確保する技術については、平成 29 年度初めより運航管理システムや衝突回避技術等の研究開発プロジェクトを開始した。性能評価基準については、平成 30 年 3 月までに飛行精度や耐風性等の基準を策定する予定。</p> <p>平成 29 年 9 月に国土交通省・経済産業省において「無人航空機が目視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会」を設置し、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を平成 29 年度中に明確化するため、検討を進めているところ。同検討会の議論を踏まえ、今後、航空法に基づく許可・承認の審査要領を平成 30 年度早期に改訂するとともに、都市部等の第三者上空の飛行を可能とするための機体の認証制度、操縦者の資格制度等についても検討を進める。</p> | <p>（内閣官房長官、情報通信技術 (IT) 政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国务大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）<br/>総務大臣<br/>法務大臣<br/>外務大臣<br/>文部科学大臣<br/>厚生労働大臣<br/>農林水産大臣<br/>経済産業大臣<br/>国土交通大臣<br/>防衛大臣</p> |
| ものづくり IoT の推進   | <p>センサー等で収集したデータを、工場間、工場と本社間、企業間など組織の枠を超えて活用するスマート工場の先進事例を平成 32 年までに 50 件以上創出するよう取組を進める。また、当該取組を加速するため、産業保安の分野においてスーパー認定事業所制度を平成 29 年度から開始する。さらに、IoT・ビッグデータ等の活用による製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案や先進事例となる取組</p>                                    | <p>センサー等で収集したデータを組織の枠を超えて活用するスマート工場の先進事例の創出に向けて、実証事業の支援を、平成 28 年度、平成 29 年度で 16 件行ったとともに、ロボット革命イニシアティブ協議会 (RRI) 及び経済産業省にて募集の上、約 210 件の先進事例を収集した。</p> <p>産業保安分野では、平成 29 年 4 月に高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）上の制度改正を行い、高度なリスク</p>  | <p>経済産業大臣</p>   |

|                       |   |  |  |
|-----------------------|---|--|--|
|                       | <p>の発掘・創出に向けた検討を進めるとともに、日独首脳会談での協力合意を踏まえ、平成 29 年のドイツ情報通信見本市 (CeBIT) における日本企業の出展による革新的技術等の発信など企業間連携の機会を提供することにより、日本企業によるグローバルな IoT ビジネスの創出・普及を進める。</p> | <p>アセスメントの実施や IoT・ビッグデータなどの技術を用いた自主保安を実施する事業所には、8 年を限度とする連続運転期間や保安検査手法の自由な設定を可能とする、設備変更手続きを柔軟にする等のインセンティブを付与する「スーパー認定事業所制度」を新設し、同年 12 月には第 1 号事業所の認定を行った。</p> <p>平成 29 年 3 月のドイツ情報通信見本市 (CeBIT) において、我が国が目指す産業の在り方としての「Connected Industries」のコンセプトを発信するとともに、今後の協力を深化させる「ハノーバー宣言」について、閣僚級で合意、署名を行った。国際標準化とセキュリティ分野では、RRI において、ドイツと日本の専門家会合を開催し、検討論点や日独間での今後の協力方針等を記載した共通戦略文書を発出した。なお、RRI は日独仏の IoT 活用事例を掲載したオンラインユースケースマップを発表し、事例の共有を行っている。</p> |  |
| <p>シェアリングエコノミーの推進</p> | <p>シェアリングエコノミー検討会議において平成 28 年 11 月に取りまとめた、シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保に向けた自主的ルールの整備促進等を内容とする「シェアリングエコノミー推進プログラム」を踏まえて、平成 29 年 1 月に設置された「シェアリングエ</p>         | <p>「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」を示して、安全性・信頼性の高いサービスを事業者団体が認証する仕組みの立上げを後押しするなど、その普及と推進のための支援を行っているほか、シェアリングエコノミー促進室において、地方公共団</p>   | <p>内閣総理大臣<br/>(情報通信技術 (IT) 政策担当大臣)<br/>総務大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|                         |  |   |  |
|-------------------------|--|---|--|
|                         | <p>コノミー促進室」において、必要な情報提供・相談対応等、シェアリングエコノミーに関する施策を総合的・効果的に促進する。</p>  | <p>体等からシェアリングエコノミーの導入・活用に関する相談を受け付け、必要に応じてシェアリングエコノミー伝道師の派遣等を実施している。</p>  |  |
| <p>データ利活用促進に向けた環境整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の権利利益の保護を図りつつデータ流通の円滑化を図るため、改正個人情報保護法（平成 27 年法律第 65 号）の周知を図りつつ、平成 29 年 5 月の施行に向けて取組を進める。また、個人情報保護委員会の体制を強化し、事業者に対する匿名加工情報制度等の理解促進に加え、事業者の自主ルール策定に際し、相談に応じて必要な助言や情報発信を行うなど事業者の取組を支援する。あわせて、経済・社会活動のグローバル化等を踏まえ、国際的なデータ流通の円滑化に資する環境を整備するため、米国及び EU 等との対話や、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組む。</li> <li>・本人関与に基づき個人に関わるデータの流通を活性化する仕組みである PDS（Personal Data Store）や個人が自らのデータを信頼できる者に託し本人や社会のために活用する等の新しい仕組みであるいわゆる情報銀行、データ取引市場の在り方等、データ流通・利活用を可能とする仕組みの整備等について、技術・制度の観点から検討し、平成 28</li> </ul> | <p>平成 29 年 5 月の改正個人情報保護法の全面施行に合わせて個人情報及び匿名加工情報の具体的な取扱い事例についての事業者からの相談を受け付ける相談ダイヤルの開設や全国の事業者団体・自治体等主催の講演への講師派遣、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針における自主ルール策定支援のために相談対応・説明会開催等を実施している。また、専門性を有する人材を確保するなど、個人情報保護委員会の体制の強化を図った。</p> <p>平成 29 年 12 月現在で 150 社以上の事業者（小売、金融、医療・福祉等）によって匿名加工情報の作成等が公表されているほか、民間団体における個人情報保護指針や事例集、ガイドラインなどの自主ルールの作成も進んだ。</p> <p>国際的なデータ流通の円滑化のための環境整備に関しては、米国との間では、多国間の取り決めである APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの促進を行っていくことで協力関係を構築しており、個人情報保護委員会では、各種説明会等において広報活動を行ったところである（平</p> | <p>内閣総理大臣<br/>（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策））<br/>総務大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  | <p>年度末までに一定の方向性を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ流通市場の構築の推進に向けて、事業者間のデータ取引における公平なデータ利用権限の設定を促進するため、平成 29 年度を目途にデータ流通契約ガイドラインを改定する。</li> </ul> | <p>成 29 年 4 月から 12 月までの期間において、国際セミナー等（計 11 回）で広報活動を実施し、約 800 人が参加した。この他、国内企業向けに個人情報保護法に関する説明会を計 97 回実施し、CBPR システムについて説明を行い、約 7,824 人が参加した。</p> <p>EU との間では、平成 28 年来、個人情報保護法を前提として、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に、欧州委員会司法総局との累次の対話を重ねてきており、平成 30 年第一四半期を目途に個人情報保護委員会と欧州委員会との間で最終合意することで一致した。</p> <p>国際的な協力の枠組みへの参加については、個人情報保護委員会は、平成 29 年 9 月、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の正式メンバーとして承認されたほか、GREN（グローバルプライバシー執行ネットワーク）関連会合や APPA（アジア太平洋プライバシー機関）フォーラムに参加した。</p> <p>本人関与に基づき個人に関わるデータの流通を活性化する取組に関しては、「データ流通環境整備検討会」において、PDS、情報銀行等について検討を行い、平成 29 年 3 月に推奨指針を含む中間とりまとめを公表した。また、情報銀行の</p> |  |
|--|--|--|--|

|                                 |  |   |        |
|---------------------------------|--|---|--------|
|                                 |  | <p>認定スキームに関する検討会を官民で協力して開催し、平成 29 年度内を目途に取りまとめを行う予定。</p> <p>データ流通市場の構築の推進に関しては、分野横断的な契約による産業データの利用権限の取決めを促すため、平成 29 年 5 月に「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」を策定・公表した。</p>  |        |
| 第 4 次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等 | <p>産業競争力強化法等の施行の状況等を踏まえ、新陳代謝・事業再編の円滑化等・イノベーション等が一層促進されるよう検討を進め、制度的対応の必要性を含め、平成 29 年度末までに必要な措置を講ずる。</p> | <p>企業の事業再編を促進するため、平成 30 年度税制改正において、自社株式を対価とした事業買収について、その実施の円滑化を図るための課税繰延措置や、組織再編税制における適格要件の見直し、産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長を要望し、平成 30 年度税制改正の大綱に盛り込まれたところ。加えて、株式対価の企業買収の際の会社法の特例について、現行の TOB（公開買付け）に加えて相対取引も対象とすることとし、また、事業再生の円滑化を図るため、事業再生 ADR から法的整理に移行した場合でも、事業の継続に不可欠な商取引債権が保護される予見可能性を高める規定を創設する等、事業再生 ADR を改善することとし、必要な法案を平成 30 年通常国会に提出する。</p> <p>また、平成 29 年 12 月に、「第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究</p> | 経済産業大臣 |

|  |   |   |               |
|--|---|---|---------------|
|  |   | <p>会」において、産業革新機構を含む公的な投資ファンド等の在り方について集中的な議論が行われ、中間とりまとめを公表した。当該研究会での検討結果を踏まえ、産業革新機構の投資対象に関する運用を見直すとともに、投資機能の強化を図る等、リスクマネー供給機能を強化することとし、必要な法案を平成 30 年通常国会に提出する。</p>  |               |
| <p>中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第 4 次産業革命の波及</p> | <p>中堅・中小企業の第 4 次産業革命への対応を進めるため、平成 32 年までに小型汎用ロボットの初期導入コストを 2 割以上削減し、ロボットシステムの構築・導入を支援する人材（システムインテグレーター）を 3 万人に倍増するための施策を着実に実行する。また、平成 29 年度までに 1 万社以上の中堅・中小企業への IT・ロボット導入等の支援の達成に向け、専門家による支援体制の強化や、生産現場のカイゼンや IoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点拡大の取組を、中小企業支援機関との連携を図りつつ進める。</p> | <p>小型汎用ロボットの初期導入コストの 2 割以上削減に向けて、ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクトにおいて平成 31 年度中の上市を目指し開発を進めている。また、システムインテグレーターの倍増に向けて、ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業の実施や、スキル標準・プロセス標準の策定等を通じたロボットシステムインテグレーターの事業環境の整備に取り組んでおり、約 1.5 万人(平成 28 年 4 月)から約 2.2 万人(平成 29 年 12 月)となっている。</p> <p>平成 29 年度までに 1 万社以上の中堅・中小企業への IT・ロボット導入等の支援の達成に向けては、IT 専門家の派遣や、よろず支援拠点における相談対応等を通じて、平成 28 年度から平成 29 年 11 月までに、1 万 7 千社以上を支援したところ。あわせて、平成 29 年 12 月にスマートも</p> | <p>経済産業大臣</p> |

|                        |  |  |   |
|------------------------|--|--|---|
|                        |  | <p>のづくり支援機関全国連絡会議を開催し、専門家による支援体制の連携強化を促進するとともに、「スマートものづくり応援隊」は平成 29 年度に 25 拠点へ拡大（28 年度：5 拠点）したところであり、平成 30 年度より専門家派遣を本格化させる。</p>   |   |
| <p>宇宙機器・利用産業の強化・拡大</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度中に準天頂衛星 2・3・4 号機を打ち上げ、4 機体制を平成 30 年度に確立。24 時間体制での高精度な（cm 級）測位サービスの運用を開始する。</li> <li>地理空間情報（G 空間情報）や宇宙を利用して世界に先駆けた新産業等を創出するため、平成 28 年度中に決定する新たな地理空間情報活用推進基本計画やロードマップに基づき、準天頂衛星、各種リモートセンシング衛星や G 空間情報センターを利活用し、農業機械の自動走行、スマート林業、i-Construction、無人機貨物輸送や防災システムの高度化等を推進する。</li> <li>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）の成立を踏まえ、ベンチャー企業等の新規参入を促す柔軟な技術基準やガイドライン類を平成 29 年中に整備・平成 30 年中に施行し、ロケット打上げ市場への民間事業者参入の事業環境を整備する。</li> <li>衛星リモートセンシング記録</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>準天頂衛星 2 号機から 4 号機の打上げを実施した。試験運用を開始し、準天頂衛星 4 機体制を構築する。</li> <li>農業、ITS 等様々な分野における実証事業の実施を通じて、準天頂衛星システムを利用した成果の社会実装に向けた環境整備を行った。地理空間情報活用推進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）及び同基本計画の工程表に基づき、官民の G 空間情報を一元的に集約するプラットフォーム「G 空間情報センター」を通じて各府省や民間企業等が保有するデータを加工・提供するとともに、自動走行や自動農耕、林業分野でのリモートセンシング、災害避難支援を始めとする「G 空間プロジェクト」の推進に向けた社会実証事業を行った。</li> <li>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の施行に向けて、政省令、ガイドライン、申請マニュアル等の整備を行い、平成</li> </ul> | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（宇宙政策））</p> <p>総務大臣<br/>農林水産大臣<br/>経済産業大臣<br/>国土交通大臣</p> |

|                      |   |   |   |
|----------------------|---|---|---|
|                      | <p>の適正な取扱いの確保に関する法律（平成 28 年法律第 77 号）の成立を踏まえ、衛星リモートセンシング記録の利活用事業のリスク低減や衛星運用・画像販売事業の育成等を図る。</p>   | <p>29 年 11 月 15 日より一部施行（事前申請の受付開始）した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（衛星リモセン法）について、必要な政省令等の整備を行い、平成 29 年 8 月 15 日より一部施行（事前申請の受付開始）、同年 11 月 15 日より全体施行した。</li> </ul>  |   |
| <p>サイバーセキュリティの確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティ人材育成に向けて、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づく各施策の進捗状況の確認及び評価を行いつつ、普及啓発・人材育成専門調査会において審議し、平成 28 年度中に次期人材育成プログラムを策定・公表する。</li> <li>重要インフラ防護の充実に向けて、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画」の見直し骨子（平成 28 年 10 月 12 日サイバーセキュリティ戦略本部へ報告）に従い、先導的取組の推進（クラス分け）、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた情報共有体制の強化、リスクマネジメントを踏まえた対処態勢整備の推進等に関して検討を進め、平成 28 年度末までに行動計画の見直しについて結論を得る。また、こうした検討等を踏まえ、</li> </ul> | <p>サイバーセキュリティ戦略については、平成 29 年 7 月にサイバーセキュリティ戦略本部において、現行の戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）策定後の脅威動向等の認識を踏まえ加速・強化すべき施策を取りまとめた「2020 年及びその後を見据えたサイバーセキュリティの在り方についてーサイバーセキュリティ戦略中間レビュー」を決定し、急ぎ対応が必要と考えられるものから実施している。また、次期の戦略の策定に向けて、平成 30 年 1 月にサイバーセキュリティ戦略本部において、「次期サイバーセキュリティ戦略の検討に当たっての基本的な考え方」を決定した。</p> <p>人材育成については、平成 29 年 4 月に企業を始め、社会で活躍できるサイバーセキュリティ人材の育成を促進するための「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」を策定・公表した。</p> | <p>内閣総理大臣<br/>（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する<br/>国務大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、<br/>国家公安委員会委員長）<br/>総務大臣<br/>外務大臣<br/>文部科学大臣<br/>厚生労働大臣<br/>経済産業大臣<br/>国土交通大臣</p> |

|                              |   |  |   |
|------------------------------|---|--|---|
|                              | <p>2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びその後を見据えたサイバーセキュリティの在り方について平成29年夏を目途に方針を決定し、可能な施策から段階的に実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第31号）の施行（平成28年10月21日）を踏まえ、独立行政法人等に対する不正な通信の監視等を開始する。</li> </ul> | <p>「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」の見直しについては、重要インフラ専門調査会において検討を進めて平成29年3月に結論を得て、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」を平成29年4月にサイバーセキュリティ戦略本部において決定した。具体的には、「機能保証」の考え方を盛り込み、情報系(IT)に限らず制御系(OT)を含めた取組が必要であることから「IT障害」という用語を「重要インフラサービス障害」に改め、取り組むべき施策として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据えた情報共有体制の強化等を盛り込んだ。</p> <p>また、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第31号）の施行を踏まえ、平成29年4月から独立行政法人等に対する不正な通信の監視等を開始した。</p> |   |
| <p>行政手続・民間取引におけるIT利活用の推進</p> | <p>「IT利活用に係る基本指針」（平成27年6月30日IT総合戦略本部決定）に基づいて各府省庁が行う行政手続・制度の見直し計画の策定状況を踏まえ、IT総合戦略室は、各府省庁と連携の下、民間ニーズ等の観点からIT利活用を優先的に導入すべきと考えられる手続等を特定し、規制改革推進会議等での検</p>   | <p>「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において、行政手続・民間取引IT化に係るアクションプランを策定した。</p> <p>行政手続等の棚卸を通じて、各府省庁が所管する法令に基づく全ての行政手続等の</p>   | <p>内閣総理大臣<br/>（情報通信技術（IT）政策担当大臣）<br/>総務大臣</p> |

|                               |   |  |   |
|-------------------------------|---|--|---|
|                               | <p>討内容を踏まえつつ、本年5月頃までに導入時期及び必要な法制上又はその他の措置を取りまとめる。また、それ以外の行政手続等についても、IT総合戦略室においては、技術革新や民間ニーズ等を勘案し、各府省庁に対してIT利活用導入のために必要な条件等を聴取し、その内容を検証するとともに、各府省庁は毎年12月末までに策定する見直し計画にその検証結果を反映する。</p>   | <p>実態を把握した上で、上記のアクションプランを更に具体化した内容を含む「デジタル・ガバメント実行計画」を平成30年1月に策定した。</p>  |   |
| <p>国・地方公共団体のIT化・BPRの更なる推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人番号導入を契機に、企業が活動しやすいビジネス環境整備に向けた横断的な取組を推進することとし、事業開始の際に必要な各種手続における登記事項証明書の添付省略やオンライン手続の利用促進等手続の簡素化・迅速化に向けた見直しを行い、平成30年度から予定されている登記情報システムの更改等に反映する。</li> <li>・地方公共団体におけるIT化・業務改革(BPR)を更に推進するため、地方公共団体を訪問し、自治体クラウドの導入等に関するアドバイスや意見交換等を行うなど、変革意欲を有する地方公共団体に対して支援を行う。自治体クラウドについては、その取組事例を深掘り・分析した結果を、今後導入する地方公共団体の取組に資するよう整理・類型化し、その成果を各地方公共団体に提供し、助言を実施する</li> </ul> | <p>平成30年度から予定されている登記情報システムの更改において、行政機関間の情報連携のための仕組みを構築することとしており、この内容を含む「デジタル・ガバメント実行計画」を平成30年1月に策定した。</p> <p>また、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(平成28年10月31日CIO連絡会議決定)に基づき、国税庁は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の導入に伴い、法務省からオンラインにより日次で提供されている法人の登記情報を活用し、平成29年4月から、法人設立届出などの手続について、登記事項証明書の添付省略を実施した。</p> <p>地方公共団体におけるIT化・業務改革(BPR)の更なる推進に関しては、これまでの</p> | <p>内閣総理大臣<br/>(情報通信技術(IT)政策担当大臣)<br/>総務大臣<br/>法務大臣<br/>財務大臣<br/>厚生労働大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|                                     |  |   |   |
|-------------------------------------|--|---|---|
|                                     | <p>こと等を通じて、自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村数を更に増加させ、平成 29 年度までに倍増（約 1,000 団体）させることを図る。</p>  | <p>自治体クラウドの取組事例を調査分析し、整理・類型化した「自治体クラウド導入に当たっての手順とポイント」を取りまとめ、内閣情報通信政策監（政府CIO）と連携の上、地方公共団体の長を直接訪問し、具体的な取組を行うよう働きかけを実施した。あわせて、この「手順とポイント」等を用いて、知事会、町村会、市長会等や研修会の場において地方公共団体の長や事務担当者に対して指導・助言を実施した。</p>  |   |
| <p>マイナンバーカード・マイナポータル<br/>の利活用拡大</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 7 月からのマイナポータルの本格運用開始に向けた取組と並行して、国民生活の利便性向上等に向けて、マイナンバーカード・マイナポータル<br/>の利活用拡大に関する検討等を進める。</li> <li>多くの国民がマイナンバーカードの利便性を実感するための施策を推進するため、平成 28 年 12 月に取りまとめられたワンストップ・カードプロジェクトのアクションプログラムに基づき、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの実現や更なる発展（平成 29 年 7 月以降順次）、市区町村の費用負担緩和方策等によるコンビニ交付サービス実施団体の拡大（平成 31 年度末に人口合計 1 億人突破を目標）、マイキープラットフォーム及び民間事業者のポイント<br/>を地域の商店街等で活</li> </ul> | <p>マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについては、平成 29 年 7 月から運用を開始し、平成 29 年 10 月 7 日からは順次、子育て関係手続の署名付き電子申請が可能となり、平成 29 年 11 月の情報連携の本格運用開始に伴い、電子申請時に住民票、課税証明書などが省略可能となった。</p> <p>コンビニ交付サービス実施団体の拡大については、平成 31 年度末に 1 億人が利用できるよう、引き続き市区町村の費用負担緩和方策等により導入を促進している。</p> <p>マイキープラットフォーム及び民間事業者のポイントを地域の商店街などで活用できる仕組みの構築については、マイキープラットフォーム等のシステムを構築し、平成 29 年 9 月より地域経済応援ポイ</p> | <p>内閣総理大臣<br/>（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））<br/>総務大臣<br/>財務大臣<br/>厚生労働大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | <p>用できる仕組みの構築に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度・マイナンバーカードを用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有の在り方について「災害対策・生活再建支援タスクフォース」の中間取りまとめ（平成28年9月）を踏まえ、平成28年度中を目途に今後のスケジュールを定め、検討を進める。</li> <li>・法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等を作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた制度的措置について検討を進め、必要な法制上の措置を平成29年中に講ずる。あわせて、マイナンバーカード及び法人番号を用いて、政府調達手続の簡素化に向けた入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を平成29年度から順次開始するためのシステム基盤の整備等を行う。</li> <li>・平成29年1月から運用開始した「法人インフォメーション」について、ベンチャー向け補助金等の行政手続への活用や、行政機関が保有する各種ポータルサイトとの連携、「法人インフォメーション」に掲</li> </ul> | <p>ントの活用等に係る実証事業を開始した。</p> <p>平成29年5月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討」を重点的に講ずべき施策として位置付けた。マイナンバー制度利活用による被災者支援の具体的な方策について平成29年度中に取りまとめる。</p> <p>公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた制度的措置については、平成29年6月に成立した電子委任状普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号）を平成30年1月に施行し、マイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムを利用した政府調達手続きの簡素化を平成30年度から順次開始する予定。</p> <p>「法人インフォメーション」については、平成29年12月、日本ベンチャー大賞等の電子申請において法人番号及び法人インフォメーションを活用した基本情報の入力簡素化を実現したほか、今後中小企業・ベンチャー向け補助金の電子申請手続においてもこれを活用していく予定。このほか、法人インフォメーションに掲載する法人活動情報について、特許情報の追加の</p> |  |
|--|--|---|--|

|                                 |   |   |  |
|---------------------------------|---|---|--|
|                                 | 載する法人情報の充実化等を平成 29 年度より順次実現する。  | ほか、各府省のデータを集約し、着実な充実化を行った。  |  |
| 政府・地方公共団体のオープンデータの推進            | 官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）を踏まえ、安全・安心・個人情報に配慮しつつオープンデータを強気に推進する。IT 総合戦略本部の下、官民の専門家からなる司令塔を設置して民間ニーズに即して東京オリンピック・パラリンピックや自動走行マップ等の重点分野を定め、平成 32 年までを集中取組期間として必要な施策を整備する。  | 官民データ活用推進基本法に基づき、IT 総合戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議及び官民データ活用推進基本計画実行委員会を設置した。平成 29 年 5 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）を策定し、8 つの重点分野を指定した上で、「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 戦略本部決定）を策定し、同年 6 月から行政保有データの棚卸しを実施中。  | 内閣総理大臣<br>（情報通信技術（IT）政策担当大臣）<br>総務大臣<br>経済産業大臣 |
| IoT に対応するための情報通信インフラの高度化・周波数帯確保 | IoT 時代のデータ流通を支える情報通信インフラ整備、ネットワークの高度化等のために、ソフトウェア・仮想化技術等の活用によって膨大な IoT 機器等を迅速・効率的にネットワークに接続するための最適制御技術の実用化に向けた開発・実証実験を平成 29 年度から実施する。また、これらの技術等を活用したネットワークの運用・管理に求められるスキルの明確化やその認定の在り方について、平成 29 年夏までに結論を得て、同年中に人材育成を開始する。<br>また、第 5 世代移動通信システム（5G）の実現に向けて、研究開発の成果等を踏まえて平成 29 年度から総合実証試験を地方都市を含め先行的に実施するとともに、平成 32 年頃のサービ | IoT 時代のデータ流通を支える情報通信インフラ整備、ネットワークの高度化等のために、平成 29 年 7 月、総務省情報通信審議会において、今後ソフトウェア化・仮想化の技術が急速に浸透していくと考えられる IoT 時代のネットワークを運用・管理できる人材の育成方策について取りまとめられた答申の内容も踏まえ、同年 9 月から、人材育成のモデル事業を開始した。<br>また、第 5 世代移動通信システム（5G）の実現に向けた取組として、平成 29 年 5 月より、5G 実現による新たな市場の創出に向けて、地方都市を含めた総合実証試験を開始したほか、周波数確保に向けた考え方等が示された平成 29 | 総務大臣   |

|  |                          |  |  |
|--|--------------------------|--|--|
|  | ス開始に向けた技術基準策定等の制度整備を進める。 | 年9月の情報通信審議会委員会報告を受け、同年11月より、技術基準策定等の制度整備に向けた検討を開始した。 |  |
|--|--------------------------|--|--|

## (2) 世界最先端の健康立国へ

### ①KPIの主な進捗状況

|  |
|--|
| <p>《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳(2010年)】」【8】</p> <p>⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳</p> <p>《KPI》「2020年までにメタボ人口(特定保健指導の対象者をいう。)を2008年度比25%減【約401万人(2008年度)】」【9】</p> <p>⇒2015年度：2008年度比16.5%減</p> <p>《KPI》「2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月医療機器：2か月(2011年度)】」【17】</p> <p>⇒2016年度：医薬品0年、医療機器0年</p> |
|--|

### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目         | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣   |
|--------------|--|--|--|
| 健康経営の更なる取組強化 | <p>企業が経営的課題として従業員の健康管理に取り組む健康経営の質の向上と更なる普及のため、平成28年度中に、健康経営銘柄の継続実施と選定方法の改善を行うとともに、個別企業の健康経営の取組と企業業績等の関係性について経営学的視点も踏まえた分析・研究を実施する。</p> <p>中小企業向けには、平成28年度中に健康経営優良法人認定制度の初回認定を行うとともに、認定企業に対する金融市場や労働市場におけるインセンティブが付与される仕組みの検討を行う。</p> | <p>健康経営銘柄の選定基準について、各企業での施策の機能度や実効性を評価する仕組みへの改善を行い、平成29年2月に「健康経営銘柄2017」として24銘柄を選定したほか、新たに「健康経営優良法人2017(大規模法人部門)」として235法人を認定した。</p> <p>健康経営の実践度と企業業績や生産性等との関係性について分析・研究を実施しており、引き続き検証を進めていく。</p> <p>中小企業向けには、「健康経営優良法人2017(中小規模法人部門)」として、318法人を認定した。</p> <p>また、健康経営優良法人の</p> | <p>内閣総理大臣<br/>(健康・医療戦略を担当する<br/>国務大臣<br/>(以下「健康・医療戦略<br/>担当大臣」と<br/>いう。))<br/>経済産業大臣</p> |

|                               |   |  |                  |
|-------------------------------|---|--|------------------|
|                               |   | 認定企業等に対して地方自治体や地方銀行等が実施する低利融資などのインセンティブの情報共有を行った。  |                  |
| ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上 | ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析を行うため、平成 28 年度中に事業を開始し、そこで得られるデータの収集・分析結果を踏まえて、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応も含め、制度上、ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。          | 平成 28 年度予算において、ロボット等の活用による効果実証に向けた研究事業を実施したほか、平成 28 年度補正予算において、平成 29 年 5 月から 8 月までにかけて、介護施設で実証を実施。実証の結果を踏まえ、平成 30 年度介護報酬改定において、夜勤業務について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、夜勤職員配置加算の見直しを行うこととしている。   | 厚生労働大臣<br>経済産業大臣 |
| 医療等分野における ID の導入              | 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成 27 年 12 月 10 日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、平成 30 年度からの段階的運用開始、平成 32 年からの本格運用を目指して、平成 28 年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、平成 29 年度から着実にシステム開発を実行する。 | 平成 29 年 11 月の社会保障制度審議会医療保険部会において、医療保険のオンライン資格確認に関して、被保険者番号の従来の世帯単位を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等で加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報を一元的に管理する仕組みを整備する旨の対応方針を示しており、システムの具体的な構築等に向け、調査研究事業を進めている。<br>また、こうした基盤の活用も含めて、医療等分野における情報連携の識別子（ID）の在り方について引き続き検討し、平成 30 年夏を目途に結論を得ることとしている。 | 厚生労働大臣           |

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <p>ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用</p> | <p>医療等分野の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていくための新たな基盤を実現するため、平成 29 年中を目途に所要の法制上の措置を講ずる。</p>   | <p>平成 29 年通常国会において、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成 29 年法律第 28 号)が成立した。これを踏まえ、平成 30 年 5 月の法施行に向けて、必要な政省令等の検討を進めている。</p>  | <p>内閣総理大臣<br/>(健康・医療戦略担当大臣)<br/>文部科学大臣<br/>厚生労働大臣<br/>経済産業大臣</p> |
| <p>個人の医療・健康等情報の統合的な活用</p>               | <p>個々人の状況に合った健康サービスの提供を実現するため、保険者・企業が有する健診データや、ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康データを、対象者の同意の下で集約・分析し、個別化した健康サービスを提供する実証事業を平成 28 年度から実施する。あわせて、個々人がライフステージごとの医療・健康データを時系列で管理し、多様なサービスに活用するための情報連携基盤を構築する。</p> <p>医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセンティブ改革に当たっては、こうした取組も含め、ICT 等を活用した予防・健康づくりにインセンティブが付与されるよう設計を行う。</p> | <p>経済産業省において、平成 28 年度に「企業保険者等が有する個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業」として、糖尿病軽症者・予備群を対象に実証事業を実施し、日々の健康データに基づいた介入が糖尿病の重症化予防に一定の効果を発揮するとともに、健康情報の収集フォーマットである「健康情報等交換規約定義書」を作成した。その結果を踏まえ、平成 29 年度からは、より大規模かつ長期間にわたる厳密な実証事業を日本医療研究開発機構の研究事業として実施し、エビデンスの構築及びサービスの高度化を目指す。</p> <p>また、総務省において、平成 28 年度から、妊娠・出産・子育て支援や疾病・介護予防等に係る PHR (Personal Health Record) サービスモデルの開発及びサービス横断的にデータを管理・活用できる連携基盤の開発を進めている。</p> <p>医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセ</p> | <p>総務大臣<br/>厚生労働大臣<br/>経済産業大臣</p>                                |

|                    |   |   |        |
|--------------------|---|---|--------|
|                    |   | ンティブ改革については、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、平成29年4月に、後期高齢者支援金の加算（ペナルティ）の具体的な指標や加算率・減算率を最大で法定上限の10%まで段階的に引き上げることなどについて了承されるとともに、10月に、減算（インセンティブ）の具体的な指標等について了承された。減算の評価指標については、ICTを活用した本人への健診結果の情報提供や、保険者間のデータ連携等を追加し、予防・健康づくりなど医療費適正化に資する多様な取組をバランスよく評価するものとしている。 |        |
| 「地域医療連携推進法人」制度の具体化 | 複数の医療法人等の一体的経営を可能とする「地域医療連携推進法人」制度の創設等を盛り込んだ医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）の成立を受け、平成29年4月の施行に向けて、使い勝手の良い制度となるよう政省令等の整備を進めるとともに、地域でのより良い医療介護連携や、医療機関の最適な事業運営、多様なヘルスケアサービスとの提携、医薬品・医療機器の研究開発の基盤の充実等の多様な事例が展開されるよう、効果的に情報発信を行う。 | 医療法の一部を改正する法律の施行に向けて、平成29年2月に医療法施行令及び医療法施行規則を改正し、平成29年4月に施行された。現在までに4法人が認定されている。施行初年度であり、まずは制度の理解促進を図るため、全国27都市において、医療法人等の関係者を対象とした説明会を開催し、周知啓発等を行った。   | 厚生労働大臣 |
|                    | 他病院との一体的経営を志向する大学附属病院の大学からの別法人化についても、「地   | 大学附属病院の別法人化に係る法制度上の対応については、平成28年12月に関係省   | 文部科学大臣 |

|  |   |                                      |  |
|--|---|--------------------------------------|--|
|  | <p>域医療連携推進法人」制度と同時に円滑にスタートできるよう、制度改正の内容をよく周知するとともに、関係者と連携して着実に準備を進める。</p> | <p>令・告示を公布し、平成 29 年 4 月から施行している。</p> |  |
|--|---|--------------------------------------|--|

### (3) 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

#### ①KPI の主な進捗状況

|   |
|---|
| <p>《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」【21】<br/> 2013 年度末：48.7% ⇒ 2016 年度末：54.0%</p> <p>《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する」【22】<br/> 2011 年産の全国平均のコメの生産コスト 16,001 円/60kg<br/> ⇒2016 年産の担い手のコメの生産コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別経営 * 10,900 円/60kg (16,001 円/60kg に対し 32%減)</li> <li>・ 組織法人経営 ** 11,677 円/60kg (16,001 円/60kg に対し 27%減)</li> </ul> <p><small>*認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）</small></p> <p><small>**米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）</small></p> <p>《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万人とする」【24】<br/> 2010 年：1 万 2,511 法人 ⇒ 2017 年（2 月）：2 万 1,800 法人</p> <p>《KPI》「6 次産業化の市場規模を 2020 年度に 10 兆円とする」【25】<br/> ⇒ 2015 年度：5.5 兆円</p> <p>《KPI》「2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標を前倒しで達成する」【27】<br/> ⇒ 2016 年：7,502 億円</p> |
|---|

#### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                           | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣          |
|--------------------------------|--|--|---------------|
| <p>農地中間管理機構における農地集積・集約化の推進</p> | <p>平成 29 年春に、平成 28 年度の各都道府県の農地中間管理機構の実績を評価し、これを踏まえて必要な改善措置を講ずる。</p> <p>また、同機構が借り入れている農地について農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設することとし、必要な法制上の措置</p> | <p>平成 28 年度の各都道府県の農地中間管理機構の実績について、平成 29 年 5 月開催の農林水産業・地域の活力創造本部において評価を行い、これを踏まえ、中山間地や果樹産地での利用の促進、農地利用最適化推進委員との連携の強化等の措置を講じた。</p> | <p>農林水産大臣</p> |

|                     |   |   |        |
|---------------------|---|---|--------|
|                     | を平成 29 年中に講ずる。  | また、平成 29 年通常国会で土地改良法の改正法(平成 29 年法律第 39 号)が成立し、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業の制度が創設された。                                  |        |
| 米の生産調整の見直しに向けた環境整備  | 平成 30 年産米を目途とした米の生産調整の見直しに向けた工程を着実に実施する。  | 平成 30 年産から、米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分を廃止するなど、農業経営者が自ら経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を推進した。                                 | 農林水産大臣 |
| 収入保険制度の導入           | 経営管理を適切に行っている農業経営者のための収入保険制度について、必要な法制上の措置を平成 29 年中に講ずる。                                    | 平成 29 年通常国会で農業災害補償法の改正法(平成 29 年法律第 74 号)が成立し、経営管理を適切に行う農業者が収益性の高い新規作物の生産や、新たな販路の開拓等へチャレンジすることを支援する収入保険制度が創設された。 | 農林水産大臣 |
| 農村地域における農業者の就業構造の改善 | 農村地域工業等導入促進法(昭和 46 年法律第 112 号)について、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業を対象とする等の見直しを行う法制上の措置を平成 29 年中に講ずる。 | 平成 29 年通常国会で農村地域工業等導入促進法(平成 29 年法律第 48 号)の改正法が成立し、対象業種の限定を廃止するなどの見直しが行われた。                                      | 農林水産大臣 |
| 生産資材価格の引下げ          | 生産者の所得向上につながる生産資材価格の引下げに向けて、平成 29 年通常国会において国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。                  | 生産資材価格の引下げ等を目指し、平成 29 年通常国会で農業競争力強化支援法(平成 29 年法律第 35 号)が成立した。   | 農林水産大臣 |
| 生産者に有利な流通・加工構造の確立   | 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立のため、平成 29 年通常国会において国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進め        | 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立を目指し、平成 29 年通常国会で農業競争力強化支援法が成立した。   | 農林水産大臣 |

|                     |  |   |  |
|---------------------|--|---|--|
|                     | <p>る。</p> <p>また、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）について、合理的理由のなくなっている規制を廃止する方向で抜本的な見直しを行う。</p>  | <p>また、平成 29 年 12 月に改訂した農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の改正に向けた方針を明らかにした。</p>   |  |
| 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革    | <p>加工原料乳生産者補給金制度について、指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという現行の方式は見直し、関係者との十分な調整を経て、必要な法制上の措置を平成 29 年中に講ずる。</p>   | <p>平成 29 年通常国会で畜産経営安定法の改正法（平成 29 年法律第 60 号）が成立し、生産者が出荷先を自由に選べるようにするなどの措置が講じられた。</p>   | 農林水産大臣   |
| 全ての加工食品への原料原産地表示の導入 | <p>全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位 1 位の原料について、原則として原産地を国別重量順に表示するなどの仕組みを整備する。</p>   | <p>平成 29 年 9 月 1 日に加工食品の原料原産地に係る食品表示基準の一部を改正する内閣府令を公布・施行し、国内で製造した全ての加工食品に対し、製品に占める重量割合上位 1 位の原材料について産地の表示を義務付けた。</p>  | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））<br/>農林水産大臣</p>              |
| 輸出力の強化              | <p>「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づく取組を着実に実施する。その上で、平成 29 年 3 月の輸出戦略実行委員会において輸出力強化戦略の実行状況等を検証するとともに、必要な見直しを行う。</p> <p>また、日本産農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを強化するため、平成 29 年度までに新たな組織を創設する。</p> <p>さらに、日本産品の品質や特</p> | <p>平成 29 年 3 月の輸出戦略実行委員会において輸出力強化戦略の実行状況等を検証し、5 月に同戦略の平成 29 年度の取組方針を策定した。</p> <p>また、同年 4 月には、日本産品のブランディングやプロモーション戦略を設定・実行させるための輸出サポート機関として、JETRO 内に日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）を創設した。</p> <p>さらに、平成 29 年通常国会で農林物資の規格化等に関する法律の改正法（平成 29 年法律第 70 号）が成立し、輸出力の強化に資するよう JAS 規格を戦略的に制定・活用できる</p> | <p>外務大臣<br/>財務大臣<br/>厚生労働大臣<br/>農林水産大臣<br/>経済産業大臣<br/>国土交通大臣</p> |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | <p>色のアピールにつながる JAS 規格の制定等が促進されることとなるよう農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく制度の在り方を見直すこととし、必要な法制上の措置を平成 29 年中に講ずる。</p> <p>日本発の国際的に通用する GAP について、平成 29 年度の国際的な承認申請を目指す。また、HACCP をベースにした食品安全管理規格について、平成 28 年度の認証開始から最初の 1 年間に 10 件以上の認証を行うとともに、平成 29 年度の国際的な承認申請を目指す。</p> | <p>枠組みが整備された。</p> <p>我が国発の輸出用 GAP（ASIA GAP）について、11 月に食品安全の世界的規格である GFSI (Global Food Safety Initiative) へ承認を申請した。また、HACCP をベースにした食品安全管理規格についても、平成 29 年 8 月までの 1 年間で 21 件の認証を行うとともに、9 月には GFSI へ承認を申請した。</p> |  |
|--|--|---|--|

#### (4) 観光立国の実現

##### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを旨とする」【28】

⇒2015 年：1,974 万人、2016 年：2,404 万人、2017 年推計値：2,869 万人

《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを旨とする」【29】

⇒2015 年：3 兆 4,771 億円、2016 年：3 兆 7,476 億円、2017 年速報値：4 兆 4,161 億円

##### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目               | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣             |
|--------------------|--|---|------------------|
| 広域観光周遊ルートの世界水準への改善 | 地方における酒蔵ツーリズムを振興し、酒蔵を訪れる外国人旅行者の増加と旅行消費の拡大を図るため、消費税免税店の許可を受けた酒蔵において外国人旅行者へ販売する日本産酒類について、消費税に加え酒税を免税とする特例措置を講ずる。 | 平成 29 年 10 月より、酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類製造場において製造し、その製造場内で外国人旅行者へ販売する日本産酒類について、消費税に加え酒税を免税とする特例措置を講じた。                   | 財務大臣<br>国土交通大臣   |
| 観光関係の規制・制度の総合的な見直し | ランドオペレーターについて、登録制等の導入により実態を把握するとともに、問題のある事業者に対して適切に指導・監督するため、必要な法制上の措置を講ずる。                                    | 平成 29 年通常国会で、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 50 号)が成立し、ランドオペレーターの登録制度を導入し、管理者の選任や書面の交付義務等を課す措置を講じ、平成 30 年 1 月に施行した。 | 国土交通大臣           |
|                    | 第 3 種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすくするため、必要な法制上の措置を講ずる。   | 平成 29 年通常国会で、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律が成立し、地域限定旅行業務取扱管理者制度の創設等の措置を講じ、平成 30 年 1 月に施行した。                                   | 国土交通大臣           |
| 民泊サービスへの対応         | 民泊について、類型別に規制体系を構築し、一定の要件を満たす民泊サービスを適切な規制の下で推進するため、必要な法  | 平成 29 年通常国会で、住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)が成立し、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度を  | 厚生労働大臣<br>国土交通大臣 |

|   |  |   |        |
|---|--|---|--------|
|   | 制上の措置を講ずる。   | 設ける等の措置を講じた。さらに、平成 29 年特別国会で、旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）が成立し、無許可業者等に対する取締り強化等の措置を講じた。両法とも、平成 30 年 6 月に施行する予定。   |        |
| 訪日クルーズ<br>旅客 2020 年<br>500 万人に向<br>けたクルーズ<br>船受入れの更<br>なる拡充 | 民間資金を活用し、官民連携によって国際クルーズ拠点の整備を加速させるため、旅客施設等への投資を行う事業者に岸壁の優先使用などを認める新たな仕組みを創設することとし、必要な法制上の措置を講ずる。 | 平成 29 年通常国会で、港湾法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 55 号）が成立し、平成 29 年 7 月に施行した。旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先使用などを認める新制度を創設した。また、同年 7 月 26 日に同法に基づく新制度を適用する国際旅客船拠点形成港湾に 6 港（横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港）を指定した。 | 国土交通大臣 |

## （５）スポーツ・文化の成長産業化

### ５－１．スポーツ産業の未来開拓

#### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「スポーツ市場規模(2015年：5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。」【35】

⇒5.5兆円（2015年）

#### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目             | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣                       |
|------------------|---|---|----------------------------|
| スポーツ施設の<br>魅力の向上 | スポーツ観戦の場となる競技場や体育館等について、観客にとって魅力的で収益性を有する施設（スタジアム・アリーナ）への転換を図るため、スタジアム・アリーナ整備について国内外の先進事例も参考に、新たな | スタジアム・アリーナ改革に向けた取組が促されるよう、事業方式、資金調達手法に関する官民連携のポイントを整理した「スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガ | 文部科学大臣<br>経済産業大臣<br>国土交通大臣 |

|                            |   |  |                          |
|----------------------------|---|--|--------------------------|
|                            | <p>先導的事例の創出を促進するとともに、その横展開を図る。また、平成 28 年 11 月に公表した「スタジアム・アリーナ改革指針」を具体的に実行するための参考資料として、地方公共団体の事業プロセスにおける検討事項や解決策等を具体的に整理し平成 28 年度中を目途に公表する。</p>  | <p>イド（以下「プロセスガイド」という。）」を平成 29 年 5 月に取りまとめた。また、これまで示してきた「スタジアム・アリーナ改革指針」及びプロセスガイドに国内外のスタジアム・アリーナにおける収益拡大の取組や、顧客経験価値の向上のための IT 利活用などの事例を加えた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」を平成 29 年 6 月に取りまとめ、これらの周知・普及に取り組み、新たな先導的事例の創出の促進を図っているところ。</p> <p>あわせて、専門家の派遣等を通じて、先進的なスタジアム・アリーナ整備の計画策定等で生じる課題や解決策などの把握等の支援を行っており、平成 28 年度から平成 29 年 12 月末までに、12 件の支援を行ったところ。</p> |                          |
| <p>スポーツコンテンツホルダーの経営力強化</p> | <p>日本の大学等が持つスポーツ資源の潜在力（人材輩出、経済活性化、地域貢献等）をいかすとともに、適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す大学横断かつ競技横断的統合組織（日本版 NCAA）について、平成 28 年度中に設置に向けた方向性について結論を得る。また、スポーツ関連団体の組織運営、収益性、ガバナンス等の経営力向上に向け、即戦力となる経営人材を確保するための「スポーツ経営人材プラットフォーム（仮称）」の</p> | <p>大学スポーツの振興に関する検討会議において検討を行い、平成 29 年 3 月に取りまとめを行った。本取りまとめにおいては、大学スポーツの振興に向けた基本的考え方を示すとともに、日本版 NCAA の理念や期待される役割等を示したところ。また、平成 30 年度中の日本版 NCAA の創設を目指して、平成 29 年 9 月より日本版 NCAA 創設に向けた学産官連携協議会を設置し、具体的制度設計を進めているところ。</p>  | <p>文部科学大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|                       |   |  |                          |
|-----------------------|---|--|--------------------------|
|                       | <p>構築に向けて検討し、平成 28 年度中を目処に結論を得る。</p>  | <p>また、「スポーツ経営人材プラットフォーム(仮称)」の構築に向け、平成 28 年 10 月、平成 29 年 3 月に産官学の有識者を委員とする「スポーツ経営人材プラットフォーム協議会」においてスポーツ経営人材の育成・活用について検討を行い、現状の課題等を整理した。平成 30 年度中にスポーツ経営人材の育成体制の在り方を取りまとめることを目指して、人材像や教育カリキュラムについて検討を進めている。</p>  |                          |
| <p>スポーツ分野の産業競争力強化</p> | <p>新たなスポーツメディア・コンテンツ市場の創出に向けて、配信技術の有効活用や海外市場進出の促進、新たな権利ビジネスの在り方等について、平成 28 年度より産官学により検討を行う。また、スポーツ新市場の創造・拡大等に向け、関係省庁が連携し他産業との融合化に向けた支援措置について検討し、平成 28 年度中を目途に結論を得る。</p> | <p>配信技術の有効活用や海外市場進出の促進、新たな権利ビジネスの在り方等について検討を行い、平成 29 年 4 月にスポーツメディア分野における新技術の活用状況等について整理したところ。</p> <p>また、スポーツ新市場の創造・拡大等に向け、他産業との融合化に向けた支援措置を検討した結果、まずは IoT 等のスポーツ施設・ビジネスでの活用事例を取りまとめて普及を図ることとした。このことから、平成 28 年度内に技術シーズを有する事業者等へのヒアリングを行い新たな活用事例について取りまとめて、平成 29 年 6 月に公表した「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」に盛り込み、スタジアム・アリーナ整備計画策定事業者・自治体関係者を中心に普及を図っているところ。</p> | <p>文部科学大臣<br/>経済産業大臣</p> |

る。

## 5-2. 文化芸術資源を活用した経済活性化

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを  
目指す。」【37】

⇒2015 年：8.8 兆円

### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目               | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣             |
|--------------------|---|--|------------------|
| 文化芸術産業及び経済波及効果の拡大等 | 文化財や伝統芸能、芸術文化のみならず、食、教育、文書・音声・映像・ゲームソフトなどのコンテンツ、デザインを含めて幅広く文化として捉え、その経済波及効果の拡大を図るため、国内外の成功事例の分析等を進め、平成 28 年度中に政策ロードマップを策定し、施策の具体化を図る。また、「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」に基づき、文化財解説の多言語化、文化財の適切なサイクルによる修理、建造物等の美装化等に取り組み、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を平成 32 年までに 200 拠点程度整備する。さらに、産学官（館）連携により、持続的な地域経済の発展や共生社会の実現を牽引する拠点形成や、活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成に取り組み、文化資源を活用し、利益を創出する新たな社会モデルの形成等を推進する。 | 文化芸術と他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として、平成 29 年 12 月に「文化経済戦略」を策定したところであり、今後、本戦略を推進するための主要施策を盛り込んだアクションプランを取りまとめ、それに基づき施策を推進する（文化経済戦略及びアクションプランは、平成 28 年度から検討を進めてきた政策ロードマップを包含する位置付け）。<br>文化財を中核とする観光拠点については、日本遺産の認定や歴史文化基本構想の策定支援等を行い、平成 29 年 12 月までに、114 拠点が整備されたところ。<br>さらに、文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業において、文化芸術資源を活用 | 文部科学大臣<br>経済産業大臣 |

|                            |  |   |                  |
|----------------------------|--|---|------------------|
|                            |  | した地方公共団体による取組の支援を行ったほか、大学におけるアートマネジメント人材、ファシリテーターを育成する事業に対し支援を行った。  |                  |
| 文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現 | バーチャルリアリティ（VR）など新たな成長が見込まれる分野における取組を推進し、コンテンツを軸とした文化の発信や市場の拡大に向けた取組を進める。また、コンテンツ産業と観光業・製造業等の異分野連携を通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開や有望な地域クリエイターの育成を支援する。 | 新たな成長が見込まれる分野における取組を推進し、コンテンツ産業と異分野連携を通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開や有望な地域クリエイターを育成するため、先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業及びコンテンツグローバル需要創出基盤整備事業において、コンテンツ制作企業と地域の観光・スポーツ分野等の事業者がコンソーシアムを形成して行う先進的技術を活用した映像等の制作や、コンテンツの海外展開を支援した。 | 文部科学大臣<br>経済産業大臣 |

## （６）サービス産業の活性化・生産性向上①KPI の主な進捗状況

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年：0.8%）となることを目指す」【39】  
⇒2016年：0.2%（2015年：1.3%）

### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                     | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣   |
|--------------------------|--|---|--|
| サービス産業の生産性向上を牽引する先導企業の創出 | 平成32年までに生産性の伸び率が10%程度の成長企業を全国で1万社創出するため、中小企業等経営強化法（平成28年法律第58号）の普及、革新的なサービス開発、IT導入への支援、サービスの質を「見える化」 | これまで、中小企業等経営強化法に基づく事業者の経営力向上計画の約4万件（平成29年11月時点）の認定を通じて事業分野別指針に基づくIT利活用などの取組を促進したとともに、革新的なサー | 総務大臣<br>厚生労働大臣<br>農林水産大臣<br>経済産業大臣<br>国土交通大臣 |

|  |                                      |   |  |
|--|--------------------------------------|---|--|
|  | <p>する認証制度等について、施策間の連携も図りながら推進する。</p> | <p>ビス開発等への設備投資について「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業」（平成 28 年度第 2 次補正予算事業）により約 6 千件を支援し、「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」（平成 28 年度第 2 次補正予算事業）により 1.5 万社を支援した。また、サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格認証」について約 3.7 万社の認証（平成 29 年 11 月末日時点）を行った。</p> |  |
|--|--------------------------------------|---|--|

(7) 地域未来投資の促進／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

①KPI の主な進捗状況

|   |
|---|
| <p>《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【41】</p> <p>開業率 2012 年度：4.6% ⇒ 2016 年度：5.6%</p> <p>廃業率 2012 年度：3.8% ⇒ 2016 年度：3.5%</p> <p>《KPI》「2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす」【42】</p> <p>⇒2015 年度：923,037 社（2014 年度：859,753 社、2013 年度：805,979 社）</p> |
|---|

②施策の主な進捗状況

| 施策項目                            | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣  |
|---------------------------------|--|--|---|
| <p>地域経済への波及効果の高い地域経済牽引事業の創出</p> | <p>地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、RESAS の活用等により地域経済を牽引する企業を抽出するとともに、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、地域経済牽引事業を集中的に支援する施策について、平成 29 年度からの実施を目指し、必要な法</p> | <p>平成 29 年通常国会において、地域未来投資促進法（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号））が成立し、同年 7 月 31 日に施行された。本法に基づく基本計画については、平成 29 年 12 月までに 45 道府県と関係市町村から提出された</p> | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策））<br/>総務大臣<br/>財務大臣</p> |

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
|  | <p>制上の措置を速やかに講ずる。</p>   | <p>144 計画に国が同意した。また、同意した基本計画に基づき、同年 12 月までに道府県により 112 件の地域経済 牽引事業が承認されている（道府県からの報告に基づく）。また、企業情報のビッグデータや自治体、商工団体等からの推薦により、今後の地域経済を 牽引 することが期待される「地域未来 牽引 企業」2,148 社を平成 29 年 12 月に選定・公表した。</p> <p>地域経済 牽引 事業に取り組む事業者等に対する支援策としては、設備投資を支援する税制、地方創生推進交付金の活用、研究開発・試作品開発・販路開拓などの支援、地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンドの創設・活用、規制の特例措置等を組み合わせ、集中的に支援する。</p> | <p>厚生労働大臣<br/>農林水産大臣<br/>経済産業大臣<br/>国土交通大臣</p>                   |
| <p>IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上</p> | <p>IT 利活用をはじめとする事業者の生産性向上支援を推進するため、平成 28 年 7 月に施行した中小企業等経営強化法について、各事業分野の実施状況のフォローアップを踏まえて、基本方針や事業分野別指針の見直し等、必要な措置を速やかに講ずる。</p> <p>また、事業分野別指針の策定業種の拡大や、生産性向上を 牽引 する「事業分野別経営力向上推進機関」の認定を拡大する。あわせて、中小企業の設備投資について、リーマンショック前を超える水準まで高める促進施</p> | <p>中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた事業者に対して、IT 利活用や設備投資による生産性向上の支援等を行っており、平成 28 年 7 月の施行以来、約 4 万件の計画認定を行ったところ（平成 29 年 11 月時点）。各事業分野別の実施状況については、中小企業政策審議会や未来投資会議構造改革徹底推進会合においてフォローアップを行っており、これを踏まえ、今後、必要な見直しに向けて検討する。</p>   | <p>総務大臣<br/>財務大臣<br/>厚生労働大臣<br/>農林水産大臣<br/>経済産業大臣<br/>国土交通大臣</p> |

|                                   |  |  |  |
|-----------------------------------|--|--|--|
|                                   | <p>策を講ずることにより、生産性向上を後押しする。さらに、IT利活用の拡大を図るため、低廉で使いやすく、安心・安全に導入を進めるための支援体制の枠組みについて検討を行い、必要な促進策を講ずる。</p>  | <p>また、事業分野別指針の策定業種は17分野、事業分野別経営力向上推進機関の認定は14団体等へと拡大した（平成29年12月時点）。設備投資については、平成29年度税制改正において、固定資産税の特例措置について、製造業に利用の多い機械装置に加えて、サービス業も含めて幅広く後押しができるよう、器具備品や建物附属設備にも対象を拡大するなどの促進施策を講じた。</p> <p>さらに、IT利活用の拡大を図るため、中小企業政策審議会において、生産性向上に繋がるITツールの見える化や、支援機関のITリテラシー向上を図るための枠組み構築に向けて検討を進めているところ。</p> |  |
| <p>一貫した支援体制の構築を通じた円滑な事業承継等の促進</p> | <p>中小企業・小規模事業者の意識喚起から、事業承継後の成長支援まで、一貫して支援を行う体制を確立する。このため、早期・計画的な事業承継の促進策や、事業承継税制の見直し、事業引継ぎ支援センターの体制強化、「事業承継ガイドライン」の更なる普及、事業承継を契機に経営革新等に取り組む中小企業への支援強化等に取り組む。あわせて、地域の中小企業支援機関や金融機関等との連携体制の構築や、「経営者保証に関するガイドライン」の更なる普及に取り組む。</p> | <p>早期・計画的な事業承継の促進策として、平成29年度の事業承継ネットワーク構築事業を通じて、これまで19の県において地方公共団体・商工会・商工会議所、金融機関などの支援機関による連携体制構築に取り組んでいるところ。</p> <p>事業承継税制については平成30年度税制改正の大綱において、10年間の特例措置として、猶予対象株式数の上限撤廃等の抜本的な拡充を行うこととした。</p> <p>事業引継ぎ支援センターについては、5年後に年間2千</p>  | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（金融））<br/>経済産業大臣</p> |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | <p>件の M&amp;A マッチングが実現できる体制の構築に向けて、専門家の増員をはじめとする機能強化を実施した。</p> <p>事業承継ガイドラインの普及のため、概要版の作成・配布等を実施するとともに、事業承継を契機とした生産性向上に向けた新規設備投資など経営革新に取り組む企業への支援事業を 29 年度に実施し、65 件を支援した。</p> <p>「経営者保証に関するガイドライン」については、中小企業庁と金融庁とがこれまで以上に連携し、事業者向けのダイレクトメールや政府広報等を通じた各種広報活動を行うこと等により、金融機関・事業者双方への普及・活用の取組を進めている。</p> |  |
| <p>中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化</p> | <p>地域金融機関が、中小企業・小規模事業者の経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組んでいけるよう、事業者の経営環境等に配慮した資金繰りに万全を期しつつ、平成 28 年 12 月に中小企業政策審議会金融ワーキンググループで示された信用保証制度の見直し案を踏まえ、法制上の措置も含め、必要な措置を講ずる。</p> | <p>平成 28 年 12 月に中小企業政策審議会金融ワーキンググループで示された信用保証制度の見直し案を踏まえ、平成 29 年 2 月に法案を国会に提出し、同年 6 月に中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 56 号)が成立した。</p> <p>本見直しにおいては、①金融機関による事業性評価融資や適切な期中管理・経営支援を通じた中小企業者の経営支援・生産性向上を促すべく、信用保証協会と金融機関とが連携し、「プロパー融資」(保証の付かない融資)と「保証</p>                             | <p>内閣総理大臣<br/>(内閣府特命担当大臣(金融))<br/>経済産業大臣</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>付融資」を適切に組み合わせリリスク分担を行うこと、②既存のセーフティネット保証制度のうち不況業種に対するものについては、金融機関による前向きな経営改善等が促されるよう、保証割合を 100%から 80%へと見直すこと、③大規模な経済危機、災害などの事態に際して、予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネット保証制度の創設、④創業期や小規模事業者向けの支援や、事業承継時・撤退時における支援の拡充、といった対応等を実施することとしている。</p> <p>本改正法による法制上の措置も含め、見直し後の措置は、平成 30 年 4 月 1 日の施行を予定している。</p> |  |
|--|--|--|--|

## (8) ものづくり産業革命の実現

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「製造業の労働生産性について年間 2%を上回る向上」【49】

⇒直近 3 年間（2014 年～2016 年）の伸び率の平均：2.6%

### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                  | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣   |
|-----------------------|--|---|--------|
| ものづくり IoT の推進<br>【再掲】 | センサー等で収集したデータを、工場間、工場と本社間、企業間など組織の枠を超えて活用するスマート工場の先進事例を平成 32 年までに 50 件以上創出するよう取組を進める。また、当該取組を加速するため、産業保安の分野においてスーパー認定事業所制度を平成 29 年度か | センサー等で収集したデータを組織の枠を超えて活用するスマート工場の先進事例の創出に向けて、実証事業の支援を、平成 28 年度、平成 29 年度で 16 件行ったとともに、ロボット革命イニシアティブ協議会 (RRI) 及び経済産業省にて募集の上、約 210 件の先 | 経済産業大臣 |

|                                 |   |   |               |
|---------------------------------|---|---|---------------|
|                                 | <p>ら開始する。さらに、IoT・ビッグデータ等の活用による製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案や先進事例となる取組の発掘・創出に向けた検討を進めるとともに、日独首脳会談での協力合意を踏まえ、平成29年のドイツ情報通信見本市(CeBIT)における日本企業の出展による革新的技術等の発信など企業間連携の機会を提供することにより、日本企業によるグローバルなIoTビジネスの創出・普及を進める。</p> | <p>進事例を収集した。</p> <p>産業保安分野では、平成29年4月に高圧ガス保安法上の制度改正を行い、高度なリスクアセスメントの実施やIoT・ビッグデータ等の技術を用いた自主保安を実施する事業所には、8年を限度とする連続運転期間や保安検査手法の自由な設定を可能とする、設備変更手続きを柔軟にするなどのインセンティブを付与する「スーパー認定事業所制度」を新設し、同年12月には第1号事業所の認定を行った。</p> <p>平成29年3月のドイツ情報通信見本市(CeBIT)において、我が国が目指す産業の在り方としての「Connected Industries」のコンセプトを発信するとともに、今後の協力を深化させる「ハノーバー宣言」について、閣僚級で合意、署名を行った。国際標準化とセキュリティ分野では、RRIにおいて、ドイツと日本の専門家会合を開催し、検討論点や日独間での今後の協力量針等を記載した共通戦略文書を発出した。なお、RRIは日独仏のIoT活用事例を掲載したオンラインユースケースマップを発表し、事例の共有を行っている。</p> |               |
| <p>中堅・中小企業に対するIT・ロボット活用の促進に</p> | <p>中堅・中小企業の第4次産業革命への対応を進めるため、平成32年までに小型汎用ロボットの初期導入コストを2割以上</p>  | <p>小型汎用ロボットの初期導入コストの2割以上削減に向けて、ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクトに</p>  | <p>経済産業大臣</p> |

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
| <p>よる第4次産業革命の波及<br/>【再掲】</p> | <p>削減し、ロボットシステムの構築・導入を支援する人材（システムインテグレーター）を3万人に倍増するための施策を着実に実行する。また、平成29年度までに1万社以上の中堅・中小企業へのIT・ロボット導入等の支援の達成に向け、専門家による支援体制の強化や、生産現場のカイゼンやIoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点拡大の取組を、中小企業支援機関との連携を図りつつ進める。</p> | <p>において平成31年度中の上市を目指し開発を進めている。また、システムインテグレーターの倍増に向けて、ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業の実施や、スキル標準・プロセス標準の策定等を通じたロボットシステムインテグレーターの事業環境の整備に取り組んでおり、約1.5万人(平成28年4月)から約2.2万人(平成29年12月)となっている。</p> <p>平成29年度までに1万社以上の中堅・中小企業へのIT・ロボット導入等の支援の達成に向けては、IT専門家の派遣や、よろず支援拠点における相談対応等を通じて、平成28年度から平成29年11月までに、1万7千社以上を支援したところ。あわせて、平成29年12月にスマートものづくり支援機関全国連絡会議を開催し、専門家による支援体制の連携強化を促進するとともに、「スマートものづくり応援隊」は平成29年度に25拠点へ拡大(28年度：5拠点)したところであり、平成30年度より専門家派遣を本格化させる。</p> |
|------------------------------|--|---|

(9) 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化

①KPIの主な進捗状況

《KPI》「2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増※可能な限り2020年までに達成を目指す。」【52】

2010年：4兆円 ⇒ 2013年：4兆円

《KPI》「2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増※可能な限り2020年までに達成を目指す。」【53】

2010年：6兆円 ⇒ 2013年：7兆円

## ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                 | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣             |
|----------------------|---|---|------------------|
| 品質と魅力を備えた既存住宅流通市場の形成 | 品質と商品としての魅力を兼ね備えた「プレミアム既存住宅（仮称）」の登録制度を平成28年度中に創設する。                         | 耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であるなどの品質を備え、消費者のニーズに沿ったリフォームの実施等について適切な情報提供が行われる既存住宅に対し、国の関与の下で事業者団体が標章付与を行う「安心R住宅」制度を創設し、平成29年12月1日に運用を開始した。  | 国土交通大臣           |
| 不良資産の解消と新規投資の促進      | 空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるため、平成29年度の早期に、相続登記の促進に向け、所要の制度を整備する。          | 相続登記を促進するための新たな制度である「法定相続情報証明制度」を創設し、平成29年5月から運用を開始している。  | 法務大臣             |
| 次世代住宅の普及促進           | 先進的な次世代住宅について、平成28年度中を目途に様々な課題抽出等を行う。これを踏まえて、新たな住生活サービスの創出を図るための事業環境整備を進める。 | 平成28年度に「IoT技術等を活用した次世代住宅懇談会」、「住宅におけるIoT／ビッグデータ利活用促進に関する検討会」を開催し、次世代住宅の実現やビッグデータを活用した住生活サービス提供に向けた課題抽出等を行った。これを踏まえて、平成29年度より、IoT技術等を活用した住生活サービスの実用化に向けた実証的なプロジェクトに対する支援や、実証事業を通じた生活関連情報の連携基盤となるルール整備等を実施しているところ。 | 経済産業大臣<br>国土交通大臣 |
| 既存住宅を活               | 若年・子育て世帯が、必要な   | 住宅確保要配慮者に対する  | 国土交通大臣           |

|                      |   |   |  |
|----------------------|---|---|--|
| 用した若年・子育て世帯の住居費負担の軽減 | 質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居が容易になるよう、空き家等の既存の民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築に向けて、必要な法制上の措置を速やかに講ずるとともに、必要な支援措置を講ずる。 | 賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）を改正し（平成 29 年 4 月 26 日公布、同年 10 月 25 日施行）、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度、改修や入居者負担に対する支援等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設した。 |  |
|----------------------|---|---|--|

## (10) 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

### ①KPI の主な進捗状況

|   |
|---|
| <p>《KPI》「2020 年 4 月 1 日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。」【55】</p> <p>⇒平成 27 年 6 月 17 日に送配電部門の法的分離等を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律が成立、平成 28 年 4 月に電力小売市場が全面自由化。</p> |
|---|

### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目         | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣   |
|--------------|--|--|--------|
| 電力システム改革     | 平成 32 年 4 月に実施予定の送配電部門の法的分離、それ以降に実施予定の小売料金規制撤廃等に向けて、必要な措置を講ずる。                   | 一部事業者においては平成 28 年 4 月送配電部門の分社化を実施。<br>小売料金規制撤廃については、有識者会議において、判断基準等に関する議論を開始。                                      | 経済産業大臣 |
| ガスシステム改革     | 平成 29 年 4 月に実施予定のガスの小売全面自由化、平成 34 年 4 月に実施予定の都市ガス大手 3 社の導管部門の法的分離に向けて、必要な措置を講ずる。 | 平成 29 年 4 月にガス小売市場が全面自由化した。引き続き平成 27 年 6 月に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）に基づき、電力・ガス・熱供給分野の一体的な改革を着実に推進する。 | 経済産業大臣 |
| 固定価格買取制度の見直し | 平成 29 年 4 月に施行予定の電気事業者による再生可能エネ  | 新認定制度に係る関係政省令を整備し、大規模太陽光に  | 経済産業大臣 |

|                                  |  |   |                          |
|----------------------------------|--|---|--------------------------|
|                                  | <p>ルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）に盛り込まれた、新認定制度の創設や大規模太陽光に対する入札制度の導入等に向けて、必要な措置を速やかに講ずる。</p>   | <p>対する入札制度の導入に向けて平成 29 年 3 月に入札実施指針を策定するなどの措置を講じ、平成 29 年 4 月 1 日に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号）を施行したところ。</p>   |                          |
| <p>新築住宅・建築物の省エネ基準への適合義務化</p>     | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の規制措置部分（適合義務・適合性判定制度、届出・指示制度、大臣認定制度、住宅トップランナー制度等）の円滑な施行に向けて講習会等による制度の周知徹底を図る。</p>  | <p>平成 29 年 4 月 1 日に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規制措置部分を施行した。引き続き講習会等による制度の周知徹底を図る。</p>  | <p>経済産業大臣<br/>国土交通大臣</p> |
| <p>省エネポテンシャルの開拓による徹底した省エネの実現</p> | <p>総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会の取りまとめを踏まえ、省エネポテンシャルを開拓して経済成長と徹底した省エネを同時に達成すべく、①事業者単位の省エネ取組へのインセンティブの強化、②複数事業者・企業グループ単位の連携省エネ取組の促進、③サードパーティーの展開する省エネビジネスの活用（特に商取引の多様化に伴い実態から乖離する荷主規制の適正化）について、法制上・予算上の措置を速やかに講ずる。</p> | <p>左記の論点について、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会」において平成 29 年度も引き続き検討を進め、平成 29 年 8 月 4 日に小委員会としての提言（省エネルギー小委員会意見）が取りまとめられた。当該提言も踏まえつつ、平成 30 年度概算要求や税制改正要望を行い、所要の支援措置や税制措置を講じることとしたとともに、現在、関連法令の具体化に向けた検討を進めているところ。</p> | <p>経済産業大臣</p>            |
| <p>特定有害廃棄物等の輸出入等管理制度の見直し</p>     | <p>産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会合同会議の</p>   | <p>合同会議の取りまとめを基に、規制対象物の明確化や再生利用等事業者等の認定制度の創設等を盛り込んだ特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 62</p>   | <p>経済産業大臣<br/>環境大臣</p>   |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  | 報告書を踏まえ、環境汚染等が生じるリスクに応じた特定有害廃棄物等の輸出入等管理について、必要な法制上の措置を速やかに講ずる。 | 号) を平成 29 年 6 月に成立・公布した。加えて、平成 30 年 1 月に関係政令を公布し、現在、関係省令等の整備を進めている。 |  |
|--|--|---|--|

(11) 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化

①KPI の主な進捗状況

|   |
|---|
| <p>《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る」【77】</p> <p>2012 年：4 位 ⇒ 2017 年：3 位</p> |
|---|

②施策の主な進捗状況

| 施策項目      | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣   |
|-----------|---|--|--------|
| 都市の競争力の向上 | クラウドファンディング等の手法を用いた空き家・空き店舗等の遊休不動産の再生を促進するため、不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）について必要な法制上の措置を講ずる。 | ①小規模不動産特定共同事業の創設、②クラウドファンディングに対応した環境整備、③良質な不動産ストックの形成を推進するための規制の見直しを主な内容とする不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 46 号）を平成 29 年 6 月 2 日に公布、同年 12 月 1 日に施行し、これにより小口投資を活用した空き家・空き店舗の再生等や地域経済の活性化を図り、成長分野での良質な不動産ストックの形成の促進に取り組んでいる。 | 国土交通大臣 |

(12) 官民連携による消費マインドの喚起策

①KPI の主な進捗状況

|       |
|-------|
| ※記載なし |
|-------|

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|------|-------------|-----------|------|
|------|-------------|-----------|------|

|                          |   |   |               |
|--------------------------|---|---|---------------|
| <p>官民連携による消費マインドの喚起策</p> | <p>官民連携による消費マインドの喚起策として、生活の豊かさをコンセプトとした「プレミアムフライデー」を平成 29 年 2 月末から実施する。</p> <p>その際、小売業・旅行業等の経済団体と経済産業省からなる「プレミアムフライデー推進協議会」を推進母体として取組を進める。</p> <p>本取組が働き方改革や、デフレ傾向を変えるきっかけとなることを期待し、平成 28 年度第 2 次補正予算も活用し、広報面での支援を行う。</p> | <p>「プレミアムフライデー」について、官民連携で組織する「プレミアムフライデー推進協議会」が中心となり平成 29 年 2 月末から開始した。</p> <p>取組の全国的な普及のため、平成 28 年度第 2 次補正予算を活用し、ロゴマーク、ウェブサイト、ポスターの制作、新聞広告に加え、全国 11 か所でイベントを実施するなどの広報面での支援を行い、こうした取組が様々なメディアに取り上げられ、普及の一助となった。</p> <p>働き方改革の観点では、経済団体を通じて「プレミアムフライデー」を活用した柔軟な働き方の推進について要請を行った。</p> <p>こうした取組の実施により、普及状況としては、ロゴマーク申請件数が 8 千件超（平成 29 年 12 月末時点）、プレミアムフライデーの認知度が約 9 割である一方、プレミアムフライデーに通常よりも早く退社できた人の割合が 1 割強となっている。</p> | <p>経済産業大臣</p> |
|--------------------------|---|---|---------------|

## 2. 「生産性革命を実現する規制・制度改革」関連

### (1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

#### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が 3 位以内に入る。」【81】

⇒2017 年 10 月公表時 24 位（前年比 2 位上昇）

#### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                            | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣                        |
|---------------------------------|--|--|-----------------------------|
| 行政手続の簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入 | <p>・我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを旨とし、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。外国企業の日本への投資活動に係る分野及びそれ以外の分野について決定した規制・行政手続の簡素化の先行的な取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、平成28年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国企業の日本への投資活動に係る分野について、「対日直接投資推進会議 規制・行政手続見直しワーキンググループ」において緊急報告を取りまとめた（平成28年12月）。</li> <li>・上記以外の先行的な取組が開始できるものについては「構造改革徹底推進会合」において選定し（平成28年12月）、「未来投資会議」へ報告した（平成29年1月）。</li> <li>・これらの実施状況等を踏まえ、「規制改革推進会議 行政手続部会」において、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」を取りまとめた。</li> <li>・「行政手続部会取りまとめ」では、9つの重点分野（①営業の許可・認可に係る手続、②社会保険に関する手続、③国税、④地方税、⑤補助金の手続、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行）を選定し、行政手続コストの削減目標（原則20%以上）を決定。「規制改革推進会議」としても了承し、その内容を踏まえ、総理が各府省庁に取組を指示した（平成29年3月）。</li> </ul> | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（規制改革）） |

## (2) 未来投資に向けた制度改革

### 2-1. 「攻めの経営」の促進

#### ①KPIの主な進捗状況

《KPI》「今後3年間（2018年度まで）の内に、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す」【80】

⇒2016年度：82.6兆円

※今回、これまでのKPI(2015年度までにリーマンショック前の水準(年間約70兆円(2007年までの5年間平均)に回復)を変更。

#### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                   | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣  |
|------------------------|--|---|---|
| フォローアップ会議における議論を踏まえた対応 | コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化に向けて、金融庁及び東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書(「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」、平成28年11月公表)を踏まえ、機関投資家(運用機関及び年金基金等のアセットオーナー)が実効的にスチュワードシップ責任を果たし、企業との間で中長期的な視点に立った「建設的な対話」を行うことを促すため、平成29年夏の株主総会シーズンまでに、スチュワードシップ・コードの改訂を行う。 | 平成29年5月、スチュワードシップ・コードを改訂し、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を求めるとともに、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化した。<br>また、金融庁・東京証券取引所において、平成29年10月より「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を開催し、コーポレートガバナンス改革の進捗状況を検証するとともに、投資家と企業の間での対話の際のガイダンスの策定に向けた検討を行っている。 | 内閣総理大臣<br>(内閣府特命担当大臣(金融))<br>法務大臣<br>経済産業大臣 |
| 取締役会のモニタリング機能の強化       | CEOを中心とする経営陣に業務執行の決定権限を委任することで意思決定のスピードを確保し、取締役会が経営戦略の決定や業績評価を中心に行うガバナンス体制に関心を持つ企業ニーズに対応するため、取締役会の役割・運用方法、CEOの選解任・   | 経済産業省に設置された「CGS研究会(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)」において、企業の「稼ぐ力」を強化するために有意義と考えられるコーポレートガバナンスの構築・運用に関する取組についての提言を盛   | 内閣総理大臣<br>(内閣府特命担当大臣(金融))<br>法務大臣<br>経済産業大臣 |

|                       |  |  |   |
|-----------------------|--|--|---|
|                       | <p>後継者計画やインセンティブ報酬の導入、指名・報酬委員会の実務等に関する指針や具体的な事例集を、平成 28 年度内を目途に作成する。</p>   | <p>り込んだ報告を平成 29 年 3 月に取りまとめた。当該報告を踏まえ、経済産業省において、取締役会の在り方や、経営陣の指名・報酬の在り方（CEO の選解任や後継者の育成、インセンティブ報酬の導入を含む）、経営陣のリーダーシップ強化の在り方等に係る実務指針として「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」を平成 29 年 3 月に策定した。</p> <p>また、同ガイドラインにおける提言も踏まえ、東京証券取引所において、平成 29 年 8 月に、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載要領を改訂し、退任した社長・CEO が就任する相談役、顧問等の氏名、役職・地位、業務内容等を同報告書における開示事項に追加した（改訂後の同記載要領は、平成 30 年 1 月 1 日以降提出される同報告書より適用。）。</p> |   |
| <p>対話型株主総会プロセスの実現</p> | <p>平成 28 年 4 月に取りまとめられた「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」による提言を踏まえ、株主総会の招集通知添付書類の電子提供については、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向で、平成 29 年早期の会社法制の整備の着手も目指す。</p> <p>また、株主総会における議決</p> | <p>平成 29 年 4 月より、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において、株主総会の招集通知添付書類の電子提供について、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とすることについて議論を行った。</p> <p>また、平成 29 年 2 月から平成 29 年 3 月にかけて、経済産業省において、「株主総会プロ</p>   | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（金融））<br/>法務大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|                          |   |  |   |
|--------------------------|---|--|---|
|                          | <p>権行使プロセス全体の電子化や議決権行使の基準日については、株主の議案検討と対話の期間を確保することで権利行使の質を高めるべく、①議決権行使プロセスのワンストップ化や、②議決権の電子行使に関するプラットフォーム同士の連携、③当該プラットフォームの適正かつ円滑な利用手続の在り方、④基準日変更に関する実務の在り方等について、平成 28 年度内に関係者や関係団体等における検討状況等を確認するための会合を開催する。</p> <p>加えて、平成 29 年度税制改正において、株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、法人税の申告期限の見直しが決定されたことを踏まえ、必要な法制上の措置を速やかに講ずる。</p> | <p>セスの電子化促進等に関する研究会」のフォローアップ会議を開催し、議決権行使プロセス全体の電子化や、株主総会関連日程の適切な設定に向けた関係者や関係団体等における取組状況等のフォローアップを行った。</p> <p>加えて、平成 29 年通常国会において、企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定を促すため、定時株主総会を事業年度終了の日の翌日から 3 月超の日に召集する企業について、一定の要件を満たした場合に法人税の申告期限の延長を認めること等を内容とする所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法律第 4 号)が成立した。</p> |   |
| <p>持続的成長に向けた長期投資の促進等</p> | <p>持続的な企業価値を生み出す企業経営・投資(ESG・無形資産投資等)の在り方やそれを評価する方法について、長期的な経営戦略に基づき人的資本、知的資本、製造資本等への投資の最適化を促すガバナンスの仕組みや経営者の投資判断と投資家の評価の在り方、情報提供の在り方について検討を進め、投資の最適化等を促す政策対応について平成 28 年度内に結論を出す。</p>   | <p>平成 28 年 8 月に経済産業省に設置された「持続的成長に向けた長期投資(ESG・無形資産投資)研究会」において検討を行い、政策対応として、企業の情報開示や投資家との対話の質を高めるためのガイドランス(指針)を策定するという結論を得た。これを受け、平成 29 年 5 月には「価値協創のための統合的開示・対話ガイドランスーESG・非財務情報と無形資産投資ー(価値協創ガイドランス)」を策定した。また、平成 29 年 10 月、研究会の報告書として、企業の統合的な情報開示と投資家との対話を促進するプラットフォームの</p>                      | <p>内閣総理大臣<br/>(内閣府特命担当大臣(金融))<br/>経済産業大臣<br/>環境大臣</p> |

|                            |   |  |   |
|----------------------------|---|--|---|
|                            |   | <p>設立等の提言を盛り込んだ、ESG と無形資産投資に関する体系的な手引きである「伊藤レポート 2.0」を取りまとめた。</p>  |   |
| <p>企業の情報開示の実効性・効率性の向上等</p> | <p>平成 31 年前半を目途として、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指し、以下の総合的な検討及び取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示、及びそれに関連する決算短信や監査報告の在り方について、関係省庁等が企業等の参画も得て検討を行い、一体的に開示する場合の考え方等を整理し、開示内容の更なる共通化が可能な項目があれば、具体的な共通化の進め方についての結論を平成 28 年度中に得る。</li> <li>・ 四半期開示について、東京証券取引所による決算短信の見直しの内容、その影響や効果の評価・分析と、今後の必要な改善点等の検討を行う。</li> <li>・ 一体的な報告を作成するのに必要な時間が決算日以降企業側に十分に与えられ、かつ、当該一体的な報告が株主総会よりも前に十分な時間的余裕をもって開示できるようにすることによって投資家の議案検討期間の確保や企業との対話を促進する観点から、引き続き、企業が株主総会の日程や基準日を合理的かつ適切に</li> </ul> | <p>事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について、関係府省が企業等の参画も得て検討を行い、平成 29 年 3 月 10 日に開催された「未来投資会議 構造改革徹底推進会合」において、検討状況の報告を行った。当該会議における議論も踏まえ、関係府省において、開示内容の更なる共通化が可能な項目及び共通化の方向性について一定の結論を得た。その後、関係府省において更に検討を継続し、開示内容の共通化を行いやすくすべき項目及び具体的な対応の内容等を盛り込んだ成案を平成 29 年 12 月に公表した。</p> <p>決算短信について、平成 29 年 2 月に、自由度を高め、「速報」としての役割に特化するとともに、業績予想開示の多様化を後押しするための見直しが行われた。四半期開示については、当該見直しの影響や効果の分析を行っている。</p> <p>株主総会の日程や基準日を合理的かつ適切に設定するための環境整備については、平成 29 年 2 月から 3 月までにかけて、経済産業省において、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」のフォローアップ会議を開催し、</p> | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（金融））<br/>法務大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|  |                                |  |  |
|--|--------------------------------|--|--|
|  | <p>設定するための総合的な環境整備の取組を進める。</p> | <p>議決権行使プロセス全体の電子化や、株主総会関連日程の適切な設定に向けた関係者や関係団体等における取組状況等のフォローアップを行った。加えて、平成 29 年通常国会において、企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定を促すため、定時株主総会を事業年度終了の日の翌日から 3 月超の日に招集する企業について、一定の要件を満たした場合に法人税の申告期限の延長を認めること等を内容とする所得税法等の一部を改正する等の法律が成立した。【再掲】</p> |  |
|--|--------------------------------|--|--|

## 2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

### ①KPI の主な進捗状況

※記載なし

### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                                | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣                              |
|-------------------------------------|--|---|-----------------------------------|
| <p>家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育</p> | <p>平成 29 年度税制改正では、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立 NISA を新たに創設することとした。積立 NISA の平成 30 年からの導入に向け、法制上の措置を含む必要な準備を進めるとともに、実践的な投資教育を併せて推進する。</p> | <p>平成 29 年通常国会において、つみたて NISA の導入等と内容とする所得税法等の一部を改正する等の法律が成立した。さらに、つみたて NISA の対象商品にかかる要件を定める告示を制定した。平成 29 年 10 月につみたて NISA 口座の開設申込み、平成 30 年 1 月には、つみたて NISA 口座における買付けが開始した。</p> <p>実践的な投資教育については、投資初心者向けの投資教</p> | <p>内閣総理大臣<br/>(内閣府特命担当大臣(金融))</p> |

|                        |   |  |                           |
|------------------------|---|--|---------------------------|
|                        |   | 材として、全国の金融機関等で活用できるよう、平成 29 年 9 月、「つみたて NISA 早わかりガイドブック」を作成した。   |                           |
| フィデューシャリー・デューティーの徹底    | 金融審議会ワーキング・グループの報告を踏まえ、金融庁において、「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定・公表を行うとともに、金融事業者の対応が形だけのものに留まらないよう、顧客本位の業務運営を確立・定着させていく取組を進める。 | 金融審議会ワーキング・グループの報告を踏まえ、平成 29 年 3 月、金融庁において、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、四半期ごとに原則を採択した金融事業者のリストを金融庁ウェブサイトにて公表している。また、原則と併せてその定着に向けた取組の方針も公表し、その中で、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるよう「見える化」するため、金融事業者が顧客本位の業務運営に向けた各々の取組方針を策定・公表する際には、具体的な成果指標（KPI）を盛り込むことが有効との考えを示した。 | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（金融）） |
| 市場の公正性・透明性・安定性の確保      | 日本の証券市場において高速取引の影響が増大する中、市場の公正性・透明性・安定性を確保する観点から、金融審議会ワーキング・グループの報告を踏まえ、高速取引に係る必要な法制上の措置を速やかに講ずる。                 | 平成 29 年通常国会において、株式等の高速取引を行う者に対し、登録制の導入を含む所要の措置を講ずることを内容とする金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）が成立した。また、その施行に向けた政令・内閣府令等を平成 29 年 12 月に公布した。   | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（金融）） |
| 東京を国際金融センターとするための連携強化等 | 東京都に設置された「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」の報告を踏まえ、資産運用業者や FinTech 企業等の誘致促進に向けて、日本での開業  | 東京都において、海外の資産運用業者が日本でビジネスを展開する際の必要な手続を明確化した英語解説書を平成 29 年 9 月に公表したほか、海  | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（金融）） |

|                     |   |  |                                   |
|---------------------|---|--|-----------------------------------|
|                     | <p>手続を整理した英語解説書の策定等の措置を速やかに講ずる。</p> <p>加えて、金融庁において、日本拠点の開設を検討している海外の資産運用機関に対する照会・回答の窓口を設置する。</p>  | <p>外金融事業者の誘致促進に向けた各種の取組を進めた。加えて、平成 29 年 11 月に、国際金融都市・東京の実現に向け、関係者が連携して進めるべき更なる取組に係る提言を盛り込んだ『国際金融都市・東京』構想』を策定した。</p> <p>また、金融庁において、平成 29 年 4 月に、海外金融事業者から、日本拠点開設に係る金融法令の手続等に関する相談を受け付けるための「金融業の拠点開設サポートデスク」を設置し、平成 29 年 8 月には、通常、事前相談から完了まで半年程度要する業法上の登録手続について、概ね 3 ヶ月程度で完了する実績を上げたほか、上述の英語解説書について監修を行った。</p> |                                   |
| FinTech による金融革新の推進  | <p>企業間送金の XML 電文への移行による金融 EDI 実現や、安価で急がない国際送金（ロー・バリュー送金）の提供、銀行システムの API（接続口）の公開やブロックチェーン技術の活用に関する検討等の課題への対応について、「決済高度化官民推進会議」において官民連携してフォローし、着実に実行する。</p> | <p>平成 29 年 6 月、12 月に「決済高度化官民推進会議」を開催し、検討課題について、着実に取組を進めていることを確認し、今後の対応方針についても意見交換を実施した。</p>  | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（金融））</p> |
| FinTech の動きへの制度的な対応 | <p>情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）の円滑な施行のため、政令・内閣府令の整備等、所要の措置を速やかに講ずる。</p> <p>また、平成 28 年 12 月に取りまとめられた金融審議会ワーキン</p>                | <p>平成 28 年通常国会において成立した情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律について、関係府省において政省令等の整備等を行い、平成 29 年 4 月に施行した。また、平成 29 年通常国会</p>  | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（金融））</p> |

|              |  |   |        |
|--------------|--|---|--------|
|              | <p>グ・グループの報告を踏まえ、利用者保護を確保しつつ、金融機関と FinTech 企業とのオープン・イノベーション（外部との連携・協働による革新）を促進する観点から、金融機関と顧客との間に立ち、顧客からの委託を受けて、口座管理や電子送金等のサービスを提供する電子決済等代行業者等について、必要な法制上の措置を速やかに講ずる。</p> | <p>において、利用者保護を確保しつつ、オープン・イノベーションを進めていく観点から、電子決済等代行業者に対し、登録制の導入を含む所要の措置を講ずることや、金融機関に対し、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針や接続に係る基準の策定・公表を義務付けること等を内容とする銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）が成立した。</p> |        |
| キャッシュレス化の推進等 | <p>加盟店契約会社等について登録制を導入し、加盟店契約会社等に対する加盟店調査等の義務付け、加盟店に対するクレジットカード取引に関するセキュリティ対策の義務付け等を盛り込んだ割賦販売法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 99 号）の円滑な施行のため、政省令の整備等、所要の措置を速やかに講ずる。</p>             | <p>平成 30 年 6 月の割賦販売法の一部を改正する法律の全面施行に向けて、政省令の整備を行い、平成 29 年 12 月に公布した。</p>  | 経済産業大臣 |

## 2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFI の活用拡大等）

### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。」【83】

⇒2013～2016 年度の PPP/PFI の事業規模（2017 年 12 月時点で確認している実績値）

- ・ PPP/PFI 事業：約 10.8 兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.6 兆円

### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目         | 施策の内容及び実施期限                 | 進捗及び実施の状況                 | 担当大臣   |
|--------------|-----------------------------|---------------------------|--------|
| 成長対応分野で講ずべき施 | 安全性の確保を前提に、見送り客等の制限エリア内への立ち | 国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とす | 国土交通大臣 |

|               |  |  |   |
|---------------|--|--|---|
| 策             | 入りを実現できるようにする。   | る仕組みの導入に関しては、安全性に配慮することを前提に、関係者の意見を聞きながら検討を進めているところ。   |   |
|               | 文教施設やクルーズ船向け旅客ターミナル施設等において、公共施設等運営権方式を活用する際、指定管理者制度と二重適用することなく公共施設等運営権者がテナントに施設を自由に貸し出せるよう、平成28年度中に制度を改正する。  | 平成29年3月31日に「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正し、①対象施設を普通財産化した上で公共施設等運営権者に貸し付ける、②行政財産を公共施設等運営権者に貸し付ける（施設目的の範囲外の使用に供する場合に限る。）との方法によって、公共施設等運営権者が指定管理者制度を併用せずに特定の第三者に対して施設を使用させることが可能である旨を明確化した。 | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））<br>総務大臣<br>文部科学大臣<br>国土交通大臣 |
| 成熟対応分野で講ずべき施策 | 地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）について、平成30年度から適用されるよう必要な法制上の措置を講ずる。 | 平成30年通常国会へのPFI法改正法案提出に向けた準備を行っている。   | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））<br>厚生労働大臣<br>国土交通大臣         |
|               | 水道事業（水道用水供給事業を含む。）において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、採算性を高めるなどのスケールメリッ   | 平成30年通常国会への水道法改正法案提出に向けた準備を行っている。  | 厚生労働大臣  |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>トが発揮される広域化の推進や、地方公共団体が水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、必要な法制上の措置を速やかに講ずる。</p> |  |  |
|--|---|--|--|

### (3) 国家戦略特区による大胆な規制改革

#### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が3位以内に入る」【81】

⇒2017 年 10 月公表時 24 位（前年比 2 位上昇）

《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る」【77】

⇒2017 年 10 月公表時 3 位（前年と同順位）

#### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目         | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣                        |
|--------------|---|---|-----------------------------|
| 国家戦略特区の加速的推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国家戦略特区」については、これまでの2年間の岩盤規制改革の成果を踏まえ、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、幅広い分野における「外国人材」受入れ促進等、重点的に取り組むべき「6つの分野」を定め、残された岩盤規制改革を進めていく。</li> <li>・また、規制改革の効果を一層拡大していくため、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進めていく。</li> <li>・区域会議や全国から募集する規制改革提案に加え、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」や「農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁」など「日本再興戦略2016」の記載事項や、「小規模認可保育所における対象年齢の拡大」等の規制改革事項について、法改正を要しないものは直ちに、法改正を要するものは平成29年通常</li> </ul> | <p>平成28年度からは、国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの重点的に取り組むべき6つの分野・事項を中心に、残された「岩盤規制」の改革を行うこと等を「新たな目標」として設定している。</p> <p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め80以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。</p> <p>また、平成29年通常国会において、「日本再興戦略2016」に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案を基に、前述の6つの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正法（平成29年法律第71号）が成立した。</p> | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（地方創生）） |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく規制改革メニューを余すことなく活用し、具体的な事業を目に見える形で迅速に実現していく。</li> <li>・現在の10の指定区域について、国家戦略特別区域法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。</li> <li>・また、全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、一つ一つの具体的な事業を実現するとともに、そのために必要であれば、新たな区域を指定していく。</li> </ul> | <p>さらに、3次にわたり指定してきた10の区域において、合計264もの事業が、それぞれ92回、32回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>指定10区域における事業の進捗状況等の評価については、平成29年5月16日の合同区域会議において各区域が厳格に評価を行い、第30回国家戦略特別区域諮問会議で意見を聴取した後、公表を行っている。</p> |  |
|--|---|--|--|

### 3. 「イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神に<sup>あふ</sup>溢れる人材の創出等」関連

#### (1) イノベーション・ベンチャー創出力の強化

イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げを通じて、イノベーション創出と、それにより得られた果実の次のイノベーションの種への投資という好循環を形成し、世界一イノベティブな国の実現を目指す。

あわせて、我が国の経済成長の起爆剤となり、世界共通の社会課題の解決に貢献するベンチャーが、自発的・連続的に創出されるベンチャー・エコシステムの構築を目指す。

#### ①KPIの主な進捗状況

②施策の主な進捗状況

| 施策項目     | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣   |
|----------|---|--|--|
| 大学改革     | <ul style="list-style-type: none"> <li>改正国立大学法人法（平成 28 年法律第 38 号）の成立を踏まえ、指定国立大学法人制度の運用を平成 29 年度から開始する。</li> <li>『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方についてを踏まえ、大学と企業における構想に関する本格的かつ密な協議を促進するとともに、教育課程の編成や連携体制の整備など大学院教育プログラムを平成 29 年度から順次構築する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定国立大学法人制度の創設も含めた国立大学法人法の改正は平成 29 年 4 月より施行。平成 29 年 6 月に東北大学、東京大学及び京都大学の 3 大学を指定国立大学法人として指定した。</li> <li>「卓越大学院プログラム」の在り方に関して、産学官からなる有識者会議で取りまとめられた「卓越大学院（仮称）構想に関する基本的な考え方」（平成 28 年 4 月）を基に進められた具体的な事業設計の議論について、「卓越大学院プログラム公募の方向性について－最終報告－」（平成 29 年 12 月）として公表した。各大学は、本報告等を基に、教育課程の編成や連携体制の整備等を進めているところ。</li> </ul> | 文部科学大臣   |
| 競争的研究費改革 | <ul style="list-style-type: none"> <li>競争的研究費（競争的資金を含む。）の間接経費等に係る執行のルール化など、使い勝手の更なる改善に向けた方策の取組の徹底を図る。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府および関係省庁において、競争的研究費（競争的資金を含む）による合算使用、購入研究機器一時使用の対象を拡大するとともに、大学等に対し、研究者等の負担軽減等を図る観点から、研究費使用に係る事務処理に関する基準等について事務連絡を発出した。</li> </ul>   | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））<br>総務大臣<br>文部科学大臣<br>厚生労働大臣<br>農林水産大臣 |

|                    |   |   |  |
|--------------------|---|---|--|
|                    |   |   | 経済産業大臣<br>国土交通大臣<br>環境大臣<br>防衛大臣   |
| 国立研究開発法人改革         | <ul style="list-style-type: none"> <li>国立研究開発法人の「橋渡し」機能の強化や、クロスアポイントメントの導入、民間との共同研究等を引き続き推進する。</li> <li>平成 29 年度から新たな中長期目標期間を迎える国立研究開発法人科学技術振興機構について、中長期目標・中長期計画に独創的な新技術シーズ創出や「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>国立研究開発法人産業技術総合研究所は、研究所内に企業との連携研究室「冠ラボ」を設置、また、企業ニーズと技術シーズのマッチングを促進する「イノベーションコーディネータ」を配置等している。国立研究開発法人理化学研究所は、企業等に研究所の拠点を設け連携を実現する「科学技術ハブ」機能形成を図っている。国立研究開発法人物質・材料研究機構は、化学業界や鉄鋼業界の企業の基礎研究所機能を担う産学官連携プラットフォームを形成している。これらを代表例として、国立研究開発法人が技術移転や「橋渡し」機能の強化、クロスアポイント制度の活用、民間との共同研究等を推進している。</li> <li>国立研究開発法人科学技術振興機構の中長期目標において、独創的な新技術シーズ創出や「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記した。</li> </ul> | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））<br>総務大臣<br>文部科学大臣<br>厚生労働大臣<br>農林水産大臣<br>経済産業大臣<br>国土交通大臣<br>環境大臣<br>防衛大臣 |
| 「組織」対「組織」の本格的な産学連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定国立大学法人制度や特定国立研究開発法人制度を踏まえつつ、本格的な産学連携・グローバル連携を実践し内外の企業等からの投資を呼び込</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業の国際競争力を強化するとともに、世界最高水準の研究開発成果の創出・普及及び活用を促進するため、平成 28 年 10 月に物質・</li> </ul>   | 内閣府特命担当大臣（科学技術政策）<br>文部科学大臣<br>経済産業大臣  |

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
|  | <p>む中核的なモデル機関を平成29年度末までに少なくとも5機関創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本格的な産学官連携の実現に向けた大学・国立研究開発法人等の産学官連携の課題に対する処方箋をとりまとめた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の周知とその実効性確保の取組を進める。</li> <li>・特定国立研究開発法人について、世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化の一環として、政府は研究開発成果の早期発現及び向上が期待できつつ、競争性及び透明性が確保された、新たな随意契約方式を平成29年度から導入する。また、これを踏まえ必要に応じて更なる改善に取り組む。</li> </ul> | <p>材料研究機構、理化学研究所及び産業技術総合研究所の3法人を特定国立研究開発法人に指定するとともに、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人として、平成29年6月に東北大学、東京大学及び京都大学の3法人を指定国立大学法人に指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省及び経済産業省の連携による「本格的な産学官共同研究をすすめるための地域フォーラム」や国立大学協会の本格的な産学官連携による共同研究推進に関するWG、国公立大学、関係の大学団体、企業等への政策説明等を通じて、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の周知を図った。さらに、事業面でも、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）を通じた大学へのインセンティブの付与や、NEDOが実施する産学連携関連のプロジェクトにおいて、ガイドラインに基づく産学連携の取組状況を確認するなどして、産学連携ガイドライン実効性確保の取組を進めた。</li> <li>・「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」を一部改訂し、特定国立研究開発</li> </ul> |  |
|--|---|---|--|

|                        |  |   |   |
|------------------------|--|---|---|
|                        |  | 法人については、競争性及び透明性が確保された新たな随意契約方式を平成 29 年度から導入した。また、この実績を踏まえ、2 年後に随意契約基準額及び対象法人の見直しを行う。   |   |
| ベンチャー支援                | <p>「ベンチャー・チャレンジ 2020」(平成 28 年 4 月 19 日日本経済再生本部決定)に基づいて設置された政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザーボードにおいて、関係府省庁が連携し政策効果を最大限に高めるための連携について検討を進め、我が国の経済成長の起爆剤となり、世界共通の社会課題の解決に貢献するベンチャーが、自発的・連続的に創出されるベンチャー・エコシステムの構築を目指す。</p> <p>これに向けてまず、ベンチャー企業目線で手続きを簡素化し、よりスピーディーに施策を使えるようにするためのオンライン申請システムの構築及び運用を平成 29 年度から順次開始する。</p> | <p>「ベンチャー・チャレンジ 2020」において示されたベンチャー・エコシステムを実現するため、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」における派遣先の拡大や、イノベーションを創出するファンド機能強化についての具体策の検討、中小・ベンチャー企業の新しい技術や着想を公共調達に取り入れることを目指した試行的取組の開始等、施策の実行を進めた。</p> <p>さらに、ベンチャー支援策に関しワンスオンリー機能の実現を目指すオンライン申請システムについては、平成 29 年 12 月に試行運用を開始し、まず日本ベンチャー大賞について基本情報の入力簡素化を実現した。</p> | 内閣総理大臣<br>(経済再生担当大臣)                              |
| 第 4 次産業革命に対応した知財等の制度整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 次産業革命を視野に入れた、新たな知財制度・運用の在り方について、法制上の措置の必要性を含め、検討を行い、平成 29 年度初頭を目途として、取りまとめを行う。</li> <li>・著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)におけるデジタル・ネットワークの発達に対応した柔軟性のある権利制限規定について、平成 29 年通常国会へ</li> </ul>  | <p>平成 29 年 5 月に知的財産戦略推進本部で決定した「知的財産推進計画 2017」において、データや人工知能の利活用に向けた知財システムの在り方について方向性を示した。</p> <p>平成 29 年 4 月に「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」報告書において、第 4 次</p>  | 内閣総理大臣<br>(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))<br>文部科学大臣<br>経済産業大臣 |

の改正法案の提出を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響に関する分析を含め、文化審議会において検討を行い、その結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。また、権利制限規定に係るガイドラインの策定、ライセンス環境の整備に資する著作物等の権利情報を集約化したデータベースの構築に向けた取組等の必要な措置を講ずる。

産業革命に対応した企業の戦略とそれを支える知財制度・運用の在り方について取りまとめた。

報告書で示された今後実施することが適当な取組に関して、①データの収集・分析などの投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備については、平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された新たな経済政策パッケージに基づき、ビッグデータを活用した新規ビジネスの進展を促進するため、不正競争防止法におけるデータの不正な取得・使用・提供に対する救済措置の創設のための法案を、平成 30 年通常国会に提出する。また、②知財紛争処理システムの機能強化を図るべく、産業構造審議会特許制度小委員会の審議結果を受け、適切かつ公平なインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度等について、特許法等の改正法案を平成 30 年通常国会に提出する。さらに、③産業構造審議会基準認証小委員会の審議結果を受け、新たな基準認証の在り方につき、工業標準化法の改正の検討を行い、新たな経済政策パッケージに基づき、日本工業規格（JIS）のサービス分野への拡大を図る工業標準化法改正案を平成 30 年通常国会に提出する。

著作権法におけるデジタ

|                    |   |  |   |
|--------------------|---|--|---|
|                    |   | <p>ル・ネットワークの発達に対応した柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会における検討を行い、平成 29 年 4 月にその結果を「文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）」として取りまとめた。現在、同報告書の内容を踏まえ、法案提出に向けた準備を行っている。また、権利制限規定に係るガイドラインの策定、著作物等の権利情報を集約化したデータベースの構築に向けた取組等については、現在、調査研究や実証事業を実施している。</p>   |   |
| <p>知財・標準化人材の育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育現場における学習を地域・社会と協働して行う体制の構築を支援するため、関係省庁や関係団体等から構成される「知財創造教育推進コンソーシアム」を平成 28 年度中に設立するとともに、知財教育に資する教材開発など教育現場に対する学習支援を行う体制整備を進める。</li> <li>・さらに、標準化人材の質的・量的拡大を図るため、各企業における最高標準化責任者（CSO）の設置を促すとともに、産業界や弁理士等が活用できるよう、標準化人材に係る新たな資格制度を平成 28 年度から開始するべく、検討を行う。また、大学等において文系・理系を問わず知財・標準化に関する講座の設置拡大を進める。</li> </ul> | <p>平成 29 年 1 月に「知財創造教育推進コンソーシアム」を設立するとともに、知財教育に資する教材開発など教育現場に対する学習支援を行う体制整備を 4 地域で進めている。</p> <p>標準化人材の質的・量的拡大を図るため、平成 29 年 2 月産学官から構成される標準化官民戦略会議標準化人材育成 WG にて『標準化人材を育成する 3 つのアクションプラン』を策定し、標準化専門家だけでなく、経営層・標準化を支える人材の重要性の啓発を行っているほか、日本規格協会では、規格開発エキスパートの資格制度を平成 29 年 6 月に開始した。</p> <p>また、知財・標準化に関する講座の設置拡大を進めるため、平成 29 年度は、知的財産</p> | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））<br/>文部科学大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|                 |  |  |        |
|-----------------|--|--|--------|
|                 |  | 教育における教職員の組織的な研修等の共同利用拠点となっている山口大学において、標準化に関する講義用資料（ファカルティディベロップメント教材）の作成を進めているところ。  |        |
| 知財紛争処理システムの機能強化 | 知財紛争処理システムの機能強化の在り方について、産業構造審議会特許制度小委員会において、具体的に検討を進め、平成 28 年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。 | 知財紛争処理システムの機能強化の在り方について、今後取り組むべき施策を産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において取りまとめた(平成 29 年 3 月)。これを踏まえ、公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度、及び書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度の導入について、平成 30 年通常国会に特許法等の改正法案を提出する。 | 経済産業大臣 |

## (2) 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

### 2-1. 人材力の強化

#### ①KPI の主な進捗状況

《KPI》「授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100%を目指す (2014 年度：71.4%)」【96】

⇒2016 年度 (速報値)：75.0%

《KPI》「都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率について、2020 年度までに 100%を目指す (2014 年度：31.9%)」【97】

⇒2016 年度：38.3%

《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%を目指す (2014 年度：27.2%)」【98】

⇒2016 年度 (速報値)：33.2%

《KPI》「2020 年：20～34 歳の就業率 79% (2012 年：74%)」【101】

## ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                       | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣                     |
|----------------------------|---|--|--------------------------|
| 変革の時代に求められる教育の全国展開         | 新たな時代に向けて我が国の強みをいかした初等中等教育を全国的に実施するため、中央教育審議会において、小学校においては平成32年度から、中学校においては平成33年度から、高等学校においては平成34年度から開始される新しい学習指導要領の見直しに関する検討を進め、平成28年12月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を取りまとめた。この答申を踏まえ、平成28年度中に小学校、中学校の学習指導要領を改訂し、必要な措置を講ずる。 | 平成29年3月に、子供たちの知識の理解の質を高め、人工知能の進化など急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力を育てることを理念とする小学校、中学校の新たな学習指導要領を公示した。新学習指導要領においては、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、教科等横断的な育成を図るとともにプログラミング教育の充実等を盛り込んでいる。新学習指導要領の理念の実現のため、説明会の開催等により趣旨の周知・徹底を図るなどの取組を進めている。 | 文部科学大臣                   |
| 教育コンソーシアムによる官民の連携強化        | 教員の授業力を支えるIT教材・コンテンツを広く共有・評価し、進化させながら普及していくため、平成28年度中に、関係省庁や学校関係者、教育関連やIT関連の企業・ベンチャーなどで構成される官民コンソーシアムを設立し、優れた教育コンテンツの開発・共有などのITを活用した教育を加速させる取組を進める。   | 平成29年3月に文部科学省・総務省・経済産業省が連携し、プログラミング教育の推進等を目的とした官民協働の「未来の学びコンソーシアム」を設立した。当該コンソーシアムにおいて、質の高い教材開発の促進や人的支援体制の構築、情報発信のためのポータルサイトの構築等を進めている。   | 総務大臣<br>文部科学大臣<br>経済産業大臣 |
| 教員の授業力向上と学校現場におけるIT環境整備の徹底 | 教員の養成・採用・研修を一體的に改革することを盛り込んだ教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）による改正教育公務員特   | 改正教育公務員特例法に基づく取組については、同法により公立の小学校等の教員等の任命権者等に義務づけられた校長及び教員としての資質   | 総務大臣<br>文部科学大臣           |

|   |  |   |               |
|---|--|---|---------------|
|   | <p>例法に基づく取組をはじめ、IT等を活用した教員の授業力を更に向上させるための取組を強化する。また、学校のIT環境整備について、教育現場で求められる機器や無線LAN環境等の標準化、地方公共団体の規模や整備状況に応じた計画的な環境整備などの具体的方策についてまとめられた「教育の情報化加速化プラン」（平成28年7月）を踏まえ、IT環境整備計画の策定を促すなど、地方公共団体等における取組を着実に進める。</p> | <p>の向上に関する指標や教員研修計画の策定、中堅教諭等資質向上研修の実施等を推進している。</p> <p>学校のIT環境整備については、「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議」を設置し、今後の学校におけるICT環境整備の考え方について検討を行い、平成29年8月に「最終まとめ」を公表した。これを踏まえ、平成29年12月に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を策定し、各教育委員会に通知するとともに、学校のICT環境の安定的かつ計画的な整備を推進するよう周知を図っている。</p>   |               |
| <p>第4次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材の輩出（卓越大学院（仮称）・卓越研究員制度による人材育成・強化）</p> | <p>「『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方について」を踏まえ、大学と企業における構想に関する本格的かつ密な協議を促進するとともに、教育課程の編成や連携体制の整備など大学院教育プログラムを29年度から順次構築する。【再掲】</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定国立大学法人制度の創設も含めた国立大学法人法の改正は平成29年4月より施行。平成29年6月に東北大学、東京大学及び京都大学の3大学を指定国立大学法人として指定した。</li> <li>・「卓越大学院プログラム」の在り方に関して、産学官からなる有識者会議で取りまとめられた「卓越大学院（仮称）構想に関する基本的な考え方」（平成28年4月）を基に進められた具体的な事業設計の議論について、「卓越大学院プログラム公募の方向性について－最終報告－」（平成29年12月）として公表した。各大学は、本報告等を基に、教</li> </ul> | <p>文部科学大臣</p> |

|   |  |   |                  |
|---|--|---|------------------|
|   |  | 育課程の編成や連携体制の整備等を進めているところ。   |                  |
| IoT・ビッグデータ・人工知能等をけん引するトップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化 | <p>IoT・ビッグデータ・人工知能等の進展に対応した人材の育成・確保に向けて、高等教育において、高度なレベルのデータサイエンティストなどを育成する学部・大学院の整備を促進する。また、全学的な数理・情報教育の強化を行うとともに、数理・情報教育を行う産学連携ネットワークの構築など、大学・大学院・高等専門学校における数理・情報分野に関する専門人材の育成機能を強化する。</p> <p>トップレベルの人材育成のため、特定国立研究開発法人等において、高等教育機関等と連携し、世界レベルの研究者を糾合してIoT・ビッグデータ・人工知能やモノづくり・ロボット等の駆動系の融合領域等における研究と人材育成を一体的に行うとともに、ナノテク・材料、地球環境分野など我が国が強みをいかせる分野においてビッグデータ等の戦略的な共有・利活用を可能にするための国際研究拠点の形成に平成29年度内に着手し、専門人材を育成する。</p> | <p>高度なレベルのデータサイエンティストの育成については、平成30年度から、産官学の実践的な教育ネットワークの構築によりデータサイエンティストを育成する取組を実施する予定。</p> <p>文系理系を問わない全学的な数理・データサイエンス教育については、平成29年度より、6つの拠点大学において、全学的な数理・データサイエンス教育を実施するとともに標準カリキュラムや教材の作成等を通じてその成果を全国の大学へ展開・普及するセンターを整備し、取組を進めている。</p> <p>さらに、数理・情報分野に関する専門人材の育成強化については、産学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、大学における情報技術人材の育成機能を強化する取組を進めている。平成29年度から、新たに社会で活躍するIT技術者の学び直しプログラムを開発実施するため、5件の事業を選定し、取組を進めている。</p> <p>平成27年5月に産業技術総合研究所に「人工知能研究センター」を設置したほか、文部科学省が推進する「人工知能／ビッグデータ／IoT／サイバーセキュリティ統合プ</p> | 文部科学大臣<br>経済産業大臣 |

|                                |   |   |  |
|--------------------------------|---|---|--|
|                                |   | <p>プロジェクト」事業の研究開発拠点として平成 28 年 4 月に開設された理化学研究所「革新知能統合研究センター」において研究開発と人材育成を一体的に実施している。加えて物質材料研究開発機構において、平成 29 年度から新たに革新的材料開発力強化プログラム (M-cube) を開始し、我が国が強みをいかせる分野における国際研究拠点を整備するとともに所要の人材育成を行っている。</p>   |  |
| <p>実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設</p> | <p>平成 31 年度の開学に向け、具体的な制度設計についてまとめた中央教育審議会の答申（平成 28 年 5 月）を踏まえ、平成 29 年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。</p>   | <p>平成 29 年通常国会において、学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）が成立し、9 月に専門職大学設置基準等の制定を行うとともに、平成 31 年度開学予定の専門職大学等の設置認可手続を開始した。</p>   | <p>文部科学大臣</p>  |
| <p>「第 4 次産業革命 人材育成推進会議」の開催</p> | <p>第 4 次産業革命による産業構造や社会構造の転換を踏まえ、今後到来すると考えられる産業構造・就業構造の変化と、その中で想定される新しい産業に即した人材像・その資質や能力を適切に描き出すとともに、その結果を官民で共有し、職業能力開発政策・教育政策等へ具体的に反映させるため、関係省庁・産業界・労働界・教育機関・職業訓練機関や人材育成産業等が連携した「第 4 次産業革命人材育成推進会議」を開催して検討する。</p> | <p>平成 28 年 12 月に「第 4 次産業革命人材育成推進会議」を設置し、平成 29 年 4 月にかけて 5 回開催した。同会議においては、第 4 次産業革命の時代に求められる人材像やその育成のための施策について議論し、議論の成果を、「何を学ぶか」の羅針盤としての IT スキル標準の改定、企業の実際の課題やデータを活用した産官学連携による実践的教育の推進、様々な人材が基礎的な IT・データスキルを身に付けるための「学び直し」の支援等を内容とする「IT 力強化集中緊急プラン」として「未</p> | <p>内閣総理大臣<br/>（経済再生担当大臣）<br/>総務大臣<br/>文部科学大臣<br/>厚生労働大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|  |  |   |        |
|--|--|---|--------|
|  |  | 来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)に盛り込んだ。   |        |
| 企業における人材育成等の取組の情報提供の促進                           | 企業の人材育成等の取組に関する職場情報についてデータベース化を進めるために、職場情報のフォーマットの作成や企業への積極的な職場情報の提供要請、求職者に職場情報を提供する際の一覧化について、平成 28 年度中に対処方針を取りまとめる。                                 | これまで、職場情報の提供については、若者・女性等の個別分野ごとにサイトを創設して情報提供を行っているが、これらの情報を集約するとともに、三六協定で締結された時間外労働時間数などの新たな情報も合わせて共通のデータベース「総合的職場情報提供サイト(仮称)」を整備し、職場情報の一覧化を行うこととした。平成 29 年度予算において、同サイトの構築に要する費用を計上し、企画及び設計開発を進めている。  | 厚生労働大臣 |
| 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の加速化(「セルフ・キャリアドック」の導入・促進等) | 若者が職業生活において自身の能力や個性を発揮できる環境の実現を目指すため、企業による職場情報提供の促進や「セルフ・キャリアドック」の導入促進等、企業における人材育成等を推進するとともに、専門実践教育訓練等を活用して、労働者のキャリア形成に資する IT 技術の習得など、自発的な能力開発を支援する。 | 企業による職場情報提供の促進については、若者雇用促進法に基づく企業による職場情報の積極的な提供を要請しているほか、「若者雇用促進総合サイト」を通じ、職場情報の積極的な提供を行う企業の情報を登録・検索することを可能としている。さらに、若者・女性等の個別分野ごとのサイトの情報を「総合的職場情報提供サイト(仮称)」に集約し、若者が必要な情報を一覧で見ることができるようにする。<br>平成 28 年度より実施している「セルフ・キャリアドック導入支援事業」において、14 企業を対象にセルフ・キャリアドックのモデル導入支援を実施しており、その成果を | 厚生労働大臣 |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>踏まえ、セルフ・キャリアドックの普及のためのマニュアルを作成して周知を図っている。</p> <p>労働者のキャリア形成に資するIT技術の習得については、IT・データ分野を中心とした専門性・実践性の高い教育訓練講座を経済産業大臣が認定する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」が平成29年7月に創設され、一定の要件を満たすものは専門実践教育訓練給付の対象とし、平成30年4月1日からの対象講座として16講座を指定した。</p> |  |
|--|--|--|--|

## 2-2. 働き方改革、雇用制度改革

### ①KPIの主な進捗状況

|  |
|--|
| <p>《KPI》「失業期間6か月以上の者の数を今後5年間で2割減少（2013年：142万人）」【102】</p> <p>⇒2016年：104万人</p> <p>《KPI》「転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）を今後5年間で9%（2011年：7.4%）」【103】</p> <p>⇒2016年：8.0%</p> <p>《KPI》「2020年：20～64歳の就業率 81%（2012年：75%）」【104】</p> <p>⇒2016年：79.2%</p> |
|--|

### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目               | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣   |
|--------------------|--|---|--------|
| 高度プロフェッショナル制度の早期創設 | 時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも1,000万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象と | 高度プロフェッショナル制度の創設等を行う労働基準法の改正等について盛り込んだ法案について、平成29年9月に労働政策審議会の答申を得て、平成30年通常国会に法案を提出する。 | 厚生労働大臣 |

|              |   |  |  |
|--------------|---|--|--|
|              | <p>して、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離れた「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」について、速やかに創設する。</p> <p>※上記を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案を平成27年通常国会に提出した。</p> <p>さらに、省令で規定することとしている対象業務について、時代とともに変化する新しい産業や市場におけるイノベーション創出につながる業務が労使間の適切な話し合いにより適切かつ柔軟に認められるよう、法案の成立後、労働政策審議会において検討し、早期に結論を得る。</p> |  |  |
| 同一労働同一賃金の実現等 | <p>平成28年12月に働き方改革実現会議で提示した、同一労働同一賃金の実現に向けて、どのような待遇差が不合理であるかを示したガイドライン案を基に、待遇差について裁判で争われた場合に裁判所の判断の根拠となる規定を整備することなどを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等について躊躇なく行っていく。</p>   | <p>同一労働同一賃金の実現に向けて、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、ガイドライン案の根拠規定や、正規雇用労働者と有期雇用労働者・短時間労働者・派遣労働者との間の待遇差について、職務内容等を考慮して不合理と認められるものではないとする規定等を整備することとした。これに関し、労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正について盛り込んだ法案について、平成29年9月に労働政策審議会の答申を得て、平成30年通常国会に法案を提出する。</p> | <p>内閣総理大臣<br/>（働き方改革担当大臣）<br/>厚生労働大臣</p> |
| 長時間労働の是正     | <p>長時間労働の是正に向け、法規制の執行強化を図るため、労</p>  | <p>月80時間超の時間外労働に対する監督指導の強化に関</p>   | <p>内閣総理大臣<br/>（働き方改革</p>                 |

|  |  |  |                                     |
|--|--|--|-------------------------------------|
|  | <p>働基準監督署において月 80 時間超の時間外労働が疑われる事業場に対する監督指導を強化する。</p> <p>また、平成 29 年から、①使用者の労働時間の適正な把握のための新たなガイドラインの策定、②違法な長時間労働等を複数の事業場で行った企業等に対する全社的な是正指導の実施、③是正指導段階での企業名公表の対象拡大、④三六協定未締結事業場に対する監督指導の徹底など、違法な長時間労働を許さない取組を強化する。</p> <p>あわせて、労働基準法の内容や相談窓口の周知徹底を改めて図り、監督指導の強化を実効あるものとするため、必要な人員体制の整備を含め、監督指導・捜査体制の強化を行う。</p> <p>「働き方改革実現会議」において、時間外労働の上限規制の在り方を含め、長時間労働是正について、働く人の立場・視点に立った議論を進め、働き方改革実行計画を平成 28 年度内に取りまとめ、必要な法制上の措置を早期に講ずる。</p> <p>労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）に基づくガイドラインを改正し、勤務間インターバル措置を講ずるなど、長時間労働の是正に向けた企業の自主的な取組を促進する。</p> <p>平成 28 年 4 月より拡充されたフレックスタイム制も活用した「ゆう活」、長時間労働是正に</p> | <p>しては、是正指導段階での企業名公表の要件について、過労死等事案を追加するとともに、違法な長時間労働を月 100 時間超から月 80 時間超とするなどの要件の拡大を行った。</p> <p>違法な長時間労働を許さない取組の強化に関しては、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにするため、平成 29 年 1 月に策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」について、リーフレットによる周知等を行っている。また、違法な長時間労働等が複数の事業場で認められた企業の経営幹部に対し、都道府県労働局長や労働基準監督署長が指導を行うとともに、指導を行った事実を公表する取組を実施している。</p> <p>監督指導・捜査体制の強化については、労働基準法の内容についてセミナーやパンフレット、相談指導を通じて周知徹底を行うとともに、平成 29 年 4 月より、労働条件に関する相談窓口である「労働条件相談ほっとライン」を拡充するなど、相談窓口の周知徹底を行った。あわせて、過重労働事案への対応徹底のため、厚生労働省本省に「過重労働特別対策室」を新設するとともに、労働基準監督官を</p> | <p>担当大臣、国家公務員制度担当大臣）<br/>厚生労働大臣</p> |
|--|--|--|-------------------------------------|

に向けた管理職等の取組・実績の人事評価への反映の再徹底等の「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づく取組を進め、これら「働き方改革」の進捗を踏まえてシステムによる勤務時間管理を検討する。さらに、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」も踏まえ、国家公務員の長時間労働の是正に向けた取組を推進する。加えて、「管理職のマネジメント能力に関する懇談会」における検討結果を踏まえ、管理職のマネジメント能力の向上等に向けた取組を推進する。

増員し、監督指導・捜査体制の強化を行った。

時間外労働の上限規制の在り方については、「働き方改革実行計画」を踏まえ、時間外労働の上限規制等を盛り込む労働基準法の改正等を盛り込んだ法案について、平成 29 年 9 月に労働政策審議会の答申を得て、平成 30 年通常国会に法案を提出する。

勤務間インターバルについては、「働き方改革実行計画」及び労働政策審議会労働条件分科会における議論を踏まえ、事業主等の責務として、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定を講ずる努力義務を設けること等を内容とする労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正について法案に盛り込む。また、勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的知識やノウハウを活用した助言・指導に要する経費の助成に取り組むとともに、平成 29 年 5 月より、「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」を開催し、普及のための取組について検討を行っている。

国家公務員の働き方改革については、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」及び「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」に

|               |   |   |        |
|---------------|---|---|--------|
|               |   | <p>基づき、各府省等において、業務の効率化や職場環境の改善策の実施、業務配分の見直しや機動的な人員配置による業務負荷集中の回避、超過勤務予定の事前把握の徹底等の取組を実施している。また、平成 29 年 3 月に内閣官房において「管理職のマネジメント能力に関する懇談会」の報告書を取りまとめるとともに、平成 29 年 4 月に本府省庁等の課室長職員を対象とした「管理職に求められるマネジメント行動のポイント」を取りまとめ、公表して周知を図っている。平成 29 年 7 月には、上記の報告書で整理された管理職に求められるマネジメント行動等を踏まえ、本府省庁等課室長級職員の能力評価の着眼点を見直し、各府省庁等に提示した。</p> |        |
| 労働市場での見える化の促進 | <p>①利便性の高い検索機能や企業間比較の仕組みの導入、②「えるぼし認定」「くるみん認定」「ユースエール認定」「なでしこ銘柄」「健康経営銘柄」などの各種認定制度等との連携、③情報提供の対象項目、④長時間労働の是正や多様な働き方等、上場企業における働き方に関する方針の開示の在り方等について検討した上で、平成 29 年度からの実施を目指し、平成 28 年度中に対処方針を取りまとめる。</p> | <p>これまで、職場情報の提供については、若者・女性等の個別分野ごとにサイトを創設して情報提供を行っているが、これらの情報を集約するとともに、三六協定で締結された時間外労働時間数等の新たな情報も合わせて共通のデータベース「総合的職場情報提供サイト(仮称)」を整備し、職場情報の一覧化を行うこととした。平成 29 年度予算において、同サイトの構築に要する費用を計上し、企画及び設計開発を進めている。</p>  | 厚生労働大臣 |
| 予見可能性の        | 解雇無効時における金銭救済   | 平成 29 年 5 月に「透明かつ   | 厚生労働大臣 |

|                       |   |  |  |
|-----------------------|---|--|--|
| <p>高い紛争解決システムの構築等</p> | <p>制度の在り方とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方について、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の結論を可能な限り早期に得た上で労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。</p> | <p>公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において報告書を取りまとめ、解雇無効時における金銭救済制度については、「労働政策審議会において、有識者による法技術的な論点についての専門的な検討を加え、更に検討を深めていくことが適当」とされた。これを踏まえ、平成 29 年 12 月の労働政策審議会労働条件分科会において、法技術的な論点についての専門的な検討を行う場を設置することとした。</p> |  |
|-----------------------|---|--|--|

## 2-3. 多様な働き手の参画

### ①KPI の主な進捗状況

#### (女性の活躍推進)

《KPI》「2020 年：女性の就業率（25 歳～44 歳）を 77%（2012 年：68%）にする」【113】

⇒2016 年：72.7%

《KPI》「2013～2017 年度で約 50 万人分の保育の受け皿を整備」【117】

《KPI》「2017 年度末までの待機児童解消を目指す」（「待機児童解消加速化プラン」）【118】

⇒保育拡大量（2013～2016 年度）約 42.8 万人

⇒待機児童数（2017 年）26,081 人

#### (高齢者・障害者等の活躍推進)

《KPI》「2020 年：60～64 歳の就業率 67%（2012 年：58%）」【121】

⇒2016 年：63.6%

《KPI》「2020 年：障害者の実雇用率 2.0%（2012 年：1.69%）」【122】

⇒2017 年：1.97%

#### (高度外国人材の活用)

《KPI》「2017 年末までに 5,000 人の高度人材認定を目指す。さらに 2020 年末までに 10,000 人の高度人材認定を目指す。」【123】

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2017 年 9 月までに高度人材認定され

②施策の主な進捗状況

| 施策項目            | 施策の内容及び実施期限  | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣  |
|-----------------|--|---|---|
| ダイバーシティ経営の実践の推進 | <p>企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営の在り方を明確にするとともに、企業・投資家に対するダイバーシティ経営の訴求力を高めるための方策について検討し、平成 28 年度中に一定の結論を得る。</p> | <p>経済産業省において、平成 28 年 8 月に「経営戦略としてのダイバーシティ経営（ダイバーシティ 2.0）の在り方に関する検討会」を設け、平成 29 年 3 月に報告書を取りまとめた。本報告書においては、中長期的に企業価値向上を生み出し続けるダイバーシティ経営の取組を「ダイバーシティ 2.0」と位置づけ、ダイバーシティの取組を巡る現状と課題、実践に当たってのボトルネック等を整理した。あわせて、「ダイバーシティ 2.0」を実践するために、経営陣によるコミットメント、全社的な実行体制の整備、資本市場への情報開示と対話等企業が取るべき行動やその具体的な取組事例を「行動ガイドライン」として、提示した。</p> <p>また、企業が当該ガイドラインに定める取組を実践し、全社的かつ継続的にダイバーシティ経営に取り組むよう、全国でのセミナー等の開催により、普及啓発を推進しているところ。</p> | 経済産業大臣  |
| 待機児童解消に向けた取組強化  | <p>平成 28 年 3 月に取りまとめた「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」等を踏まえて、平成 29 年度末の待機児童解消の実現に向けて保育の受け皿の整備や保育人材の確保を着実</p>             | <p>「待機児童解消加速化プラン」等に基づいて、企業主導型保育事業も含め、平成 25 年度から平成 28 年度までに 42.8 万人の受け皿を確保し、平成 29 年度末までの 5 年間</p>  | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（少子化対策））<br/>厚生労働大臣</p> |

|                  |  |   |               |
|------------------|--|---|---------------|
|                  | <p>に進める。</p>   | <p>で、同プランの整備目標（50万人分）を上回る59.3万人分が確保される見込み。また、保育人材の確保に向けて、保育士の処遇改善や再就職支援等を着実に進めてきた。こうした中で、女性の就業率上昇や保育の申込者数が「待機児童解消加速化プラン」策定前と比較して高い伸びを示している状況を踏まえ、平成29年6月に、「子育て安心プラン」を策定し、待機児童を解消した上で、平成34年度末までに女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を進めていくこととした。さらに、平成29年12月に決定された「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）においては、同プランを前倒しし、平成32年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととしており、これに沿って着実に取組を進める。</p> |               |
| <p>高年齢者の活躍推進</p> | <p>働く意欲のある高年齢者が生涯現役で活躍できる社会の実現を目指し、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等への支援、高年齢者の再就職支援の充実を図る。</p> | <p>平成28年度補正予算において「65歳超雇用推進助成金」を創設し、希望者全員について65歳以降まで継続雇用を延長する制度の導入、65歳までの定年延長、定年の定めの廃止を行う企業に対する助成を行うとともに、平成28年度に策定した継続雇用延長や定年延長の手法や好事例を紹介するマニュアルを通じて、事業主への相談援助を行うなど支援を推進している。</p>  | <p>厚生労働大臣</p> |

|                                  |   |  |   |
|----------------------------------|---|--|---|
|                                  |   | <p>また、平成 28 年度に創設した、高年齢者専門に支援を行うハローワークの「生涯現役支援窓口」について、平成 29 年度に 30 か所増設（平成 30 年 1 月現在 110 か所）し、同窓口で、高齢期の職業生活の再設計相談やチーム支援などを総合的に実施するなど、再就職支援を強化している。</p>  |   |
| <p>高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討</p> | <p>高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の 5 年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設する。また、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの、要件の見直し及び更なる周知を促進する。</p>  | <p>平成 29 年 4 月、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の 5 年から 3 年（特に高度な能力を有する人材（ポイントの合計が 80 点以上）は 1 年）に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設するとともに、高度人材ポイント制のポイント加算項目の追加を行った。</p>   | <p>内閣総理大臣<br/>（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））<br/>法務大臣<br/>経済産業大臣</p> |
| <p>外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化</p>  | <p>留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ等を含めた特別プログラムを各大学が設置するための推進方策を策定した上で、特別プログラム修了者に対する在留資格変更手続きの際の優遇措置を講じ、平成 29 年度より運用を開始する。</p> <p>また、平成 29 年度から 5 年間で 1000 人を目標に、アジアの工学系トップレベル校から優秀な学生等に対し、日本国内での研修（大学院等への留学、日本企業等でのインターンシップ）の機会を提供し、日本企業への就職を希望する者に対しては、各省が連携して効果的な支援を提供するとともに、就労のための在留資格取得上の優遇措置等を</p> | <p>留学生に対する特別プログラムを各大学が設置するため、文部科学省において特別プログラムの構築を目的とする委託事業の公募を実施。当該事業の特別プログラム修了者に対しては、在留資格変更手続きの際の優遇措置を実施することについて法務省と調整の上、公募時に明示。12 件を選定し、平成 29 年度から事業を開始したところ。</p> <p>外務省・JICA 事業「イノベーターティブ・アジア」に関し、初年度（平成 29 年度）は、計約 150 名を日本の大学院に受入れ済みで、日本企業等でのインターンシップの機会を平成 30 年度に提供予定。</p> | <p>外務大臣<br/>文部科学大臣</p>                                    |

|                               |  |   |   |
|-------------------------------|--|---|---|
|                               | 講ずる。   | 平成 29 年 4 月に、日本での就労を希望する本研修参加者等の在留資格取得上の優遇措置（高度人材ポイント制における特別加算措置の付与）を導入済み。  |   |
| グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進 | 平成 28 年 3 月に開始され、既に認定実績も挙がっている「製造業外国従業員受入事業」の仕組みを参考として、製造業以外の我が国経済の成長に資する分野についても、企業グループ内の短期間転勤、技術等の修得を行うことを可能とすることについて平成 28 年度中に検討を行い、結論を得る。 | 小売業において、企業グループ内での短期間転勤、技術等の修得をより円滑に行うことを可能とするため、「製造業外国従業員受入事業」を踏まえ同様の効果が見込まれるよう、平成 29 年度中に在留資格の明確化などの対応を行うこととした。  | 経済産業大臣  |
| 在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化      | 「外国人雇用状況届出」の記載方法と在留カードの記載方法を統一する等により、外国人の就労状況を把握する仕組みを平成 29 年末までに改善するとともに、オンライン化を含めた在留資格手続きの円滑化・迅速化について平成 30 年度より開始するべく、所要の準備を進める。           | 「外国人雇用状況届出」と在留カードの記載方法を統一するための雇用対策法施行規則等の改正について、平成 30 年 2 月に施行。在留資格に関する手続きのオンライン化を平成 30 年度から開始するべく、関連手続きやシステムの詳細等を検討した。   | 法務大臣<br>厚生労働大臣                                    |
| 外国人受入れ推進のための生活環境整備            | 日本語指導の必要な外国人児童生徒の多い地域での「JSL カリキュラム」における指導の確実な実施や、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を平成 28 年度中に 40 か所程度へ拡充等、外国人が日本で生活していくために必要な環境整備を進める。                  | 日本語指導を含め児童生徒等に対する指導・支援体制の構築及び充実を図るため、地方自治体に対する補助事業の内容を拡充した。また、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導を確実に実施できるよう、平成 29 年 3 月の法改正により、公立の義務教育諸学校における日本語指導に係る教員の基礎定数化を図ったところ。<br>「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を平成 | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））<br>文部科学大臣<br>厚生労働大臣 |

|  |  |                   |  |
|--|--|-------------------|--|
|  |  | 29年度中に111か所に拡充した。 |  |
|--|--|-------------------|--|

#### 4. 「海外の成長市場の取り込み」 関連

##### ①KPIの主な進捗状況

|  |
|--|
| <p>《KPI》「2018年までに、FTA比率70%（2012年：18.9%）以上」【124】<br/> ⇒2017年1月時点：40.0%<br/> ※日本の貿易総額に占める、2017年1月時点におけるEPA/FTA発効済・署名済の国との貿易額の割合（2016年貿易額ベース）</p> <p>《KPI》「我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円（2010年約10兆円）」【128】<br/> ⇒2015年：約20兆円<br/> ※KPIは「事業投資による収入額等」を含む</p> <p>《KPI》「2018年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在（2010年度）の約3倍に増加させる」【130】<br/> 2010年度：66.3億円 ⇒ 2015年度：288.5億円</p> |
|--|

##### ②施策の主な進捗状況

| 施策項目                      | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況  | 担当大臣   |
|---------------------------|---|--|--|
| 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進 | <p>TPP協定の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者<sup>けんいん</sup>となることを目指す。</p> <p>また、我が国企業の海外展開に向けたビジネス環境整備のため、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成28年5月公表）の下、平成32年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を</p> | <p>平成29年11月に11か国でのTPPの大筋合意、同年12月に日EU・EPA交渉妥結などの成果が出ている。引き続き、TPP、日EU・EPAの早期署名・発効に向けて取り組むとともに、RCEP、日中韓FTAなど他の経済連携協定を推進していく。</p> <p>投資協定の推進については、平成29年2月に日イスラエル投資協定が署名に至り、6月の国会承認を経て、10月に発効した。その他、4月に日サウジアラビア投資協定、日ウルグアイ投資協定及び日イラン投資協定が発効し、9月に日オマーン投資協定及び日ケニア投資協定が発効し</p> | <p>内閣総理大臣<br/> （経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））<br/> 総務大臣<br/> 法務大臣<br/> 外務大臣<br/> 財務大臣<br/> 文部科学大臣<br/> 厚生労働大臣<br/> 農林水産大臣<br/> 経済産業大臣<br/> 国土交通大臣</p> |

|                                |   |  |               |
|--------------------------------|---|--|---------------|
|                                | <p>含む経済連携協定)の署名・発効を目指し、戦略的かつ積極的に新規協定の締結及び既存協定の改正を推進する。</p> <p>さらに、健全な国際的投資・経済交流の促進により我が国経済を活性化するため、租税条約ネットワークの拡充に努める。</p> | <p>た。さらに同年、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、アルメニア、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア及びザンビアとの間で、平成30年1月にはエチオピアとの間で新たに交渉を開始し、現在交渉中の協定が全て発効すると91の国・地域をカバーすることとなる。これらの協定を着実に進めるとともに、新規交渉国拡大を目指す。</p> <p>ラトビア、スロベニアとの新規の租税条約について、平成29年5月に通常国会で承認され、それぞれ同年7月、8月に発効。また、ベルギー、オーストリアとの租税条約の改正についても同通常国会で承認された。</p> <p>リトアニア、エストニア、アイスランドとの新規の租税条約について、それぞれ平成29年7月、8月、平成30年1月に署名。また、ロシア、デンマークとの租税条約の改正についても、それぞれ平成29年9月、10月に署名。</p> <p>その他の国との租税条約についても、交渉を着実に前進させた。</p> |               |
| <p>TPPを契機にした中堅・中小企業の海外展開支援</p> | <p>「新輸出大国コンソーシアム」の下、各種支援機関が連携し、我が國中堅・中小企業が海外市場を開拓するための総合的な支援を実施する。</p>  | <p>商工会議所、商工会、地方自治体、金融機関、JETROなどの支援機関を結集するとともに、幅広い分野における474名の専門家を確保（平成29年12月8日時点）し、海外展開を図る中堅・中小企業</p>   | <p>経済産業大臣</p> |

|               |  |   |   |
|---------------|--|---|---|
|               |  | <p>に対して、海外事業計画の策定から、現地での商談や海外店舗の立ち上げに至るまで、総合的な支援をきめ細かに実施している。</p>   |   |
| 対内直接投資誘致の強化   | <p>外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的簡素化など、対日直接投資推進会議が取りまとめた「政策パッケージ」を、速やかかつ着実に実施する。</p>  | <p>規制・行政手続の抜本的簡素化について議論を行い、平成 29 年 4 月に、「対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」を決定した。</p>   | <p>内閣総理大臣<br/>(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))</p>               |
| インフラシステム輸出の拡大 | <p>「インフラシステム輸出戦略」(平成 28 年度改訂版)(平成 28 年 5 月 23 日経協インフラ戦略会議決定)、「質の高いインフラパートナーシップ」(平成 27 年 5 月公表)とその具体策(平成 27 年 11 月公表)及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成 28 年 5 月公表)に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、人材育成や戦略的対外広報等の個別施策を効果的に組み合わせ、受注に向けた官民一体の取組を推進する。</p> | <p>「インフラシステム輸出戦略」は平成 29 年 5 月に更なる改訂を実施。また、電力・鉄道・情報通信について分野別戦略を策定したところ。</p> <p>「質の高いインフラパートナーシップ」(平成 27 年 5 月公表)とその具体策(平成 27 年 11 月公表)及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成 28 年 5 月公表)に盛り込まれた施策 45 項目は、実施するための制度構築等について全て措置済みであり、今後は、これらの施策を活用して我が国のインフラ受注につなげていく。</p> <p>さらに、鉄道、空港、都市・住宅、下水道等の分野では、案件形成から完工後の運営・維持管理までを公的機関・企業がより本格的に実施できるよう、平成 30 年通常国会への法案提出に向けた準備を行っている。</p> <p>戦略的対外広報は、インフラ広報重点国・地域でのセミナーや在京大使館向けシテイ</p> | <p>総務大臣<br/>外務大臣<br/>財務大臣<br/>経済産業大臣<br/>国土交通大臣</p> |

|            |  |  |                                  |
|------------|--|--|----------------------------------|
|            |  | 一・ツアー等を積極的に展開している。   |                                  |
| クールジャパンの推進 | <p>「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下でマッチングフォーラムやビジネスセミナー等を実施し、我が国の魅力あるコンテンツと周辺産業が連携した一体的な海外展開を図る。</p> <p>また、クールジャパン拠点構築に向けた民間の取組を後押しするとともに、拠点間のネットワーク構築等により、各拠点の情報発信や人材育成、産業創出に関する機能強化を図る。</p> | <p>「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下でマッチングフォーラム（平成29年2月、12月）及びセミナー（平成29年9月）等を実施した。</p> <p>また、クールジャパン拠点構築検討会において拠点連携に関する方策等を取りまとめる（平成29年5月）とともに、クールジャパン人材育成検討会において、関連産業に必要な人材像や今後の各省庁の対応の方向性等について、「第1次とりまとめ」（平成29年5月）を実施した。</p> | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）） |

## 5. 「改革のモメンタム ～『改革2020』の推進～」 関連

### 施策の主な進捗状況

| 施策項目                  | 施策の内容及び実施期限   | 進捗及び実施の状況   | 担当大臣   |
|-----------------------|---|---|--|
| 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用 | <p>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での東京臨海部での次世代都市交通システム（ART: Advanced Rapid Transit）を実現するため、平成29年度までに東京都及び事業主体に技術を引き渡せるよう、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等において、正着制御技術等の研究開発等を実施する。また、地方を含め、今後の普及展開の具体的方策について、平成29年度中に検討を実施し、結論を得る。</p> | <p>・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)自動走行システムにおいて、次世代都市交通システムの正着制御技術に関し、テストコースに正着誘導線を設置した実交通環境に近い環境を模擬し、一般ドライバーの運転挙動への影響や正着制御システム認識率を検証する実証実験等を実施している。また、地方を含めた今後の普及展開を図るため、沖縄県においてバス自動運転実証実験及び関係者試乗</p> | 内閣総理大臣<br>（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、<br>国家公安委員会委員長）<br>経済産業大臣<br>国土交通大臣 |

|                               |  |  |                          |
|-------------------------------|--|--|--------------------------|
|                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄り駅と目的地を結ぶ「ラストワンマイル」において、自動走行技術を活用し、移動制約者も利用可能な移動手段を提供する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での無人自動走行による移動サービスを可能とするため、平成28年度中に実証場所及び事業者を選定する。また、平成29年までに必要な実証を可能とするなど、制度やインフラ面の環境整備を行う。</li> <li>・高速道路等で先導トラックに後続トラックを電子連結等させる隊列走行技術を確立し、都市間のトラック運送事業において、隊列走行を実現するため、平成28年度中に、実証場所を選定する。また、平成29年度中に公道実証を可能とする体制を整える。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>会を実施した。</li> <li>・道路運送車両法に基づく関係告示を平成29年2月に改正し、代替の安全措置が講じられることを条件に、ハンドルやアクセルペダル等を備えない自動運転車両の公道走行を可能とする措置を講じた。また、平成29年6月に「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」を策定し実証環境を整備した。</li> <li>・後続無人隊列システムを可能とするブレーキや電子牽引<sup>けんいん</sup>などの基礎技術の開発を終了した。また、新東名において実証実験を行うこととした。さらに、車間距離に関連した事項の検討を行った。</li> </ul> |                          |
| 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代のビジネスモデルの確立を視野に、地域の再生可能エネルギーを水素に変換し活用する実証事業の知見も活用しつつ、再生可能エネルギーと水素を組み合わせ、水素の「製造」、「輸送・貯蔵」及び「利用」の一貫したシステムを構築することを目指し、再生可能エネルギーを活用して水素を製造し、輸送・利用する技術実証について、平成29年度中に実証を本格的に開始する。このため、平成28年度に開始した事業者によるフィージビリティ・スタディの結</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー由来水素製造実証事業については、フィージビリティ・スタディの結果を取りまとめ、NEDOによる審査を経て、平成29年8月から福島県浪江町において実証が開始した。現在、平成30年夏頃のプラント建設着工に向けて、同町において土地の造成作業が進められている。</li> <li>・革新的エネルギーシステムマネジメントの確立については、①「平成29年度需要家側エネルギーリソースを</li> </ul>  | 経済産業大臣<br>国土交通大臣<br>環境大臣 |

|                                 |  |  |                          |
|---------------------------------|--|--|--------------------------|
|                                 | <p>果を精査し、平成 29 年夏を目途に、本格的な実証に着手する事業者を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーや蓄電池等と、高度な需要管理手法であるダイヤモンドレスポンス等を統合的に活用することで、革新的エネルギーマネジメントシステムの確立を図る。このため、平成 29 年度は、平成 28 年度に引き続き行う実証において、①制御対象とするエネルギー設備の種類・量の拡大を図るとともに、②エネルギー設備を、より高精度で制御する実証を行う。また、ネガワット取引の活性化に向け、平成 29 年 4 月にネガワット取引市場を創設するとともに、送配電事業者によるネガワットの活用に向けた検討を進める。</li> </ul> | <p>活用したバーチャルパワープラント構築実証事業」において、制御対象エネルギー機器の種類・量の拡大に向け、新たに EV や給湯器等の制御を実証中である。②ネガワット取引に関するガイドラインの改訂や日本卸電力取引所の業務規定の改定などの取組を経て、平成 29 年 4 月 1 日にネガワット取引市場が創設された。また、平成 28 年度に一般送配電事業者が実施した平成 29 年度分の調整力公募において、全国で約 100 万 kW のダイヤモンドレスポンスが落札された。</p>                                   |                          |
| <p>先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現</p> | <p>先端ロボット技術の社会実装を目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 32 年のユニバーサル未来社会の実現のための具体的なアクションプランを平成 28 年度中に策定する。また、平成 29 年に開催される「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」において、関係する地方公共団体と連携しつつ、平成 32 年の先端ロボット技術のショーケース化に向けた課題の抽出等を行う。</li> <li>市街地・空港等でサービスを提供するロボットの早期実現に向け、利用シーンを想定した実証事業の実施結果を検証</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサル未来社会の実現のための具体的なアクションプランについては、平成 29 年 3 月に策定し、公表した。平成 29 年 7 月に開催した「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」においては、名古屋市等と連携しつつ、大会参加者・観戦者に対して、平成 32 年の望ましいショーケース化の方法等に関するアンケートなどを実施した。</li> <li>市街地・空港等でサービスを提供するロボットの早期実現に向けた今後のアクションプランについては、平</li> </ul> | <p>文部科学大臣<br/>経済産業大臣</p> |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
|   | <p>しながら、実施主体・実施場所等のプロジェクトの具体化を進めるとともに、今後のアクションプランを平成28年度中に策定する。また、ロボット革命イニシアティブ協議会において、必要に応じ安全性確保に関するガイドラインの見直しを行う。</p>  | <p>成29年3月に策定し、公表した。平成29年度は市街地や空港等において清掃、警備、搬送等のサービスを提供するロボットの実証事業を6件採択・実施した。また、安全性確保に関するガイドラインについては、当該ガイドラインに示された項目に対して、実証実験実施者を対象にフォローアップ調査を行った。</p>  |  |
| <p>高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウンド）</p> | <p>我が国の医療を海外に発信するため、海外からのニーズが高く、我が国の医療が国際的優位性を有すると考えられる分野に着目して、国外からの渡航受診者の受入れを行う「ジャパン インターナショナル ホスピタルズ」について、平成28年度のリストの公表に続き、継続して公募を実施する。</p>  | <p>「ジャパン インターナショナル ホスピタルズ」(JIH)について、平成29年1月に、初回のリストを公表し、平成29年12月に、第3弾のリストを公表した。JIH推奨病院は20都道府県、41病院となっており、今後とも継続して、JIHの公募を実施する予定。また、これらの情報を公表するウェブサイトについて、検索機能の充実や多言語版の公表などにより、情報発信の強化も行っている。</p>                   | <p>内閣総理大臣<br/>（健康・医療戦略担当大臣）</p>  |
| <p>観光立国のショーケース化</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光立国ショーケースとして選定された地域に対して、関係省庁横断的なプロジェクトチームにおいて整理した観光地としての磨き上げを行う内容を踏まえて、積極的な支援を行うとともに、必要に応じて支援内容の追加・見直しを行う。</li> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議に</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光立国ショーケースとして選定された地域に対して、関係省庁横断的なプロジェクトチームにおいて整理した観光地としての磨き上げを行う内容を踏まえて、積極的な支援を行っている。</li> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において決定した「ユニバ</li> </ul> | <p>内閣総理大臣<br/>（女性活躍担当大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣）<br/>総務大臣<br/>文部科学大臣<br/>農林水産大臣<br/>経済産業大臣<br/>国土交通大臣</p> |

|                  |   |  |        |
|------------------|---|--|--------|
|                  | <p>において整理したバリアフリーの対策内容等を踏まえて、積極的な整備に取り組むとともに、必要に応じて取組内容の追加・見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽田・成田空港について、国土交通省を中心とした関係者連絡会において平成 28 年度中に事業内容や実施主体・時期等を明確化し、積極的な取組を進めるとともに、必要に応じて取組内容の追加・見直しを行う。</li> </ul>  | <p>ーサルデザイン 2020 行動計画」を踏まえて、バリアフリー化の推進など、積極的な整備に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽田・成田空港について、国土交通省を中心とした関係者連絡会において明確化した事業内容や実施主体・時期等に基づき、多言語対応やロボットの活用推進など、積極的な取組を進めるとともに、手話フォンの設置など取組の追加・見直しを行っている。</li> </ul>   | 環境大臣   |
| 対内直接投資拡大に向けた誘致方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年からの Regional Business Conference (RBC) について、平成 29 年度中に、地方公共団体との連携強化や個別企業へのアプローチ等を実施し、地域毎の具体的な開催方針（開催方法、開催時期、場所等）の検討を行い、開催への道筋を明確化するとともに、具体的な誘致案件形成につなげる。</li> <li>・平成 32 年の大規模なグローバルベンチャーサミットの開催を見据え、平成 29 年度中に、海外のベンチャー関連イベントとの連携強化等を進めるとともに、国内外のマッチングイベントに参画・協力する諸外国の政策当局との対話等を進めるなど、グローバルベンチャーサミット開催に向けた道筋について具体的な検討を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Regional Business Conference (RBC) の開催に向けて、全国各地で地方公共団体等に対し積極的な開催の呼びかけを実施するとともに、特に関心の高い地方公共団体等とは、個別に具体的な開催方針（開催方法、開催時期、場所等）について議論を行い、具体的な誘致案件形成に向けた取組を行った。</li> <li>・「ベンチャー・チャレンジ 2020」（平成 28 年 4 月日本経済再生本部決定）において示された、平成 32 年を一つの目標とした我が国のベンチャー・エコシステムの目指すべき絵姿と、それを実現するための政策の方向性、民間等のエコシステムの構成主体との連携の在り方を踏まえ、海外のベンチャー関連イベント主催者や</li> </ul> | 経済産業大臣 |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | 諸外国のベンチャー施策所管当局との対話を実施するとともに、我が国が実施するマッチングイベント等の規模の拡大や国際化を進めている。 |  |
|--|--|--|--|

### 三. KPI レビューの実施

「日本再興戦略」、「『日本再興戦略』改訂2014」、「『日本再興戦略』改訂2015」及び「日本再興戦略2016」により、134のKPIが設定されているが、これらの各KPIについて、その進捗状況等を踏まえて、A、B、F、Nの4種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗しているものをA、AほどKPIが進捗していないものをB、施策の実行自体がKPIとなっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものをF、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）をNとした。

134の各KPIの現状における進捗（A、B、F、Nの区分）及び進捗の詳細については、別添において取りまとめており、134の各KPIの進捗状況については、A区分60、B区分54、F区分8、N区分12となっている。

#### 四. 成長戦略関連の法律

「日本再興戦略」、「『日本再興戦略』改訂2014」、「『日本再興戦略』改訂2015」及び「日本再興戦略2016」に掲げられた施策に関連する法律（閣法）については、第185回国会（平成25年臨時国会）において9本、第186回国会（平成26年通常国会）において30本、第187回国会（平成26年臨時国会）において5本、第189回国会（平成27年通常国会）において22本、第190回国会（平成28年通常国会）において21本、第192回国会（平成28年臨時国会）において7本、193回国会（平成29年通常国会）において28本成立しているところ。

| 国会回次               | 成立した成長戦略関連の法律の数 |
|--------------------|-----------------|
| 第185回国会（平成25年臨時国会） | 9本              |
| 第186回国会（平成26年通常国会） | 30本             |
| 第187回国会（平成26年臨時国会） | 5本              |
| 第189回国会（平成27年通常国会） | 22本             |
| 第190回国会（平成28年通常国会） | 21本             |
| 第192回国会（平成28年臨時国会） | 7本              |
| 第193回国会（平成29年通常国会） | 28本             |

成立した成長戦略関連の法律は、以下のとおり。

(1) 第185回国会（平成25年臨時国会）

- ・電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号)
- ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)
- ・薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- ・産業競争力強化法(平成25年法律第98号)
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)
- ・農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)
- ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)
- ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)

(2) 第186回国会（平成26年通常国会）

- ・独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律(平成26年法律第1号)
- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)

- ・雇用保険法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 13 号)
- ・貿易保険法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 19 号)
- ・株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成 26 年法律第 24 号)
- ・電波法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 26 号)
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 27 号)
- ・次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)
- ・中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 30 号)
- ・内閣府設置法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 31 号)
- ・港湾法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 33 号)
- ・特許法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 36 号)
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 39 号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 41 号)
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 44 号)
- ・健康・医療戦略推進法(平成 26 年法律第 48 号)
- ・独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成 26 年法律第 49 号)
- ・道路法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 53 号)
- ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 66 号)
- ・電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)
- ・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 74 号)
- ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 77 号)
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)
- ・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成 26 年法律第 84 号)
- ・学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 88 号)
- ・会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)
- ・小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)
- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 95 号)

### (3) 第 187 回国会 (平成 26 年臨時国会)

- ・関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 110 号)
- ・経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告

- 原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成 26 年法律第 112 号)
- ・地域再生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 128 号)
- ・まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)
- ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法  
(平成 26 年法律第 137 号)

(4) 第 189 回国会 (平成 27 年通常国会)

- ・地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号)
- ・電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 28 号)
- ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正  
する法律(平成 27 年法律第 31 号)
- ・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成 27 年法律第 35 号)
- ・電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
- ・不正競争防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 54 号)
- ・特許法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 55 号)
- ・国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律  
(平成 27 年法律第 56 号)
- ・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正す  
る法律(平成 27 年法律第 57 号)
- ・貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律  
(平成 27 年法律第 59 号)
- ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法  
律(平成 27 年法律第 61 号)
- ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)
- ・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別する  
ための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律  
(平成 27 年法律第 65 号)
- ・航空法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 67 号)
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を  
改正する法律(平成 27 年法律第 71 号)
- ・勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 72 号)
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  
等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号)
- ・医療法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 74 号)

(5) 第190回国会（平成28年通常国会）

- ・所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)
- ・地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)
- ・雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)
- ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第22号)
- ・地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)
- ・サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第31号）
- ・国立研究開発法人情報通信研究機構及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律(平成28年法律第32号)
- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）
- ・特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）
- ・株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成28年法律第41号）
- ・国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号）
- ・港湾法の一部を改正する法律（平成28年法律第45号）
- ・海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成28年法律第42号）
- ・行政機関等の保有する個人情報 の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)
- ・確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)
- ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第58号）
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)
- ・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成28年法律第62号)
- ・国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(平成28年法律第55号)
- ・宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成28年法律第56号)
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号)

(6) 第192回国会（平成28年臨時国会）

- ・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

- (平成 28 年法律第 76 号)
- ・衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保等に関する法律  
(平成 28 年法律第 77 号)
- ・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 88 号)
- ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律  
(平成 28 年法律第 89 号)
- ・割賦販売法の一部を改正する法律  
(平成 28 年法律第 99 号)
- ・環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律  
(平成 28 年法律第 108 号)
- ・公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 114 号)

(7) 第 193 回国会 (平成 29 年通常国会)

- ・地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律  
(平成 29 年法律第 2 号)
- ・所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法律第 4 号)
- ・臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)
- ・農業機械化促進法を廃止する等の法律(平成 29 年法律第 19 号)
- ・主要農作物種子法を廃止する法律(平成 29 年法律第 20 号)
- ・海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 21 号)
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 24 号)
- ・都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)
- ・医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律  
(平成 29 年法律第 28 号)
- ・農業競争力強化支援法(平成 29 年法律第 35 号)
- ・金融商品取引法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 37 号)
- ・土地改良法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 39 号)
- ・学校教育法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 41 号)
- ・不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 46 号)
- ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 47 号)
- ・農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 48 号)
- ・銀行法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 49 号)
- ・通関案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 50 号)
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律  
(平成 29 年法律第 53 号)
- ・港湾法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 55 号)

- 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 56 号)
- 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 60 号)
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 62 号)
- 電子委任状の普及の促進に関する法律(平成 29 年法律第 64 号)
- 住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)
- 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 70 号)
- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 71 号)
- 農業災害補償法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 74 号)

(別添)

## KPIの進捗状況について

「日本再興戦略2016」(以下、「戦略」という。)に掲げられたKPIについて、現時点において、下記の方法により、その進捗状況をまとめたものである。

- 「KPI」の欄は、戦略の中短期工程表に掲げられたKPIを記載。
- 「主担当省庁」の欄は、施策群ごとに設定されたKPIの実現に特に関わる省庁名等を記載。
- 「KPIの出典」の欄は、KPIの数値の根拠となる統計名、調査名等を記載。
- 「最新の数値」の欄は、KPIの最新の数値を、時期(カッコ書き)とともに記載。
- 「KPIの進捗」の欄は、以下の区分により整理。
  - A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗しているもの
  - B：AほどKPIが進捗していないもの

F：施策の実行自体がKPIとなっており、年度ごと施策の実施状況を確認するもの

(KPIの例)遅くとも2020年を目途に電力システム改革を完了する。

N：今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの(今後、データが得られ次第評価を行う。)

- 「KPIの進捗の詳細」の欄は、「KPIの進捗」の評価の理由等を記載。

|                              |
|------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 |
| 施策群：第4次産業革命（Society5.0）の実現   |

| 整理 No. | KPI   | 最新の数値                      | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典   | 担当省庁           |
|--------|---|----------------------------|---------|--|---|----------------|
| 1      | ・政府情報システムのクラウド化等により、2018 年度末までに政府情報システムの数 725 削減する  | システム削減数：447（2016 年 3 月）    | A       | 政府情報システム数については、2012 年度比で 447 システムを削減（2015 年度末時点）。現時点において、目標達成期間である 2018 年度までに、816 システム（56%）の減を見込んでいるところ。 | 政府情報システム改革ロードマップ                                  | 内閣官房（IT 総合戦略室） |
| 2      | ・政府情報システムのクラウド化等により、2021 年度までを目途に運用コスト（※）を約 1,200 億円圧縮する（※2013 年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る） | 運用コスト削減額：約 300 億円（2016 年度） | B       | 運用コスト削減額については、2013 年度比で約 300 億円を削減（2016 年度）。現時点において、目標達成期間である 2021 年度までに、1,118 億円の削減を見込んでいるところ。          | 政府情報システムに係るコスト削減計画                                | 内閣官房（IT 総合戦略室） |
| 3      | ・OECD 加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で、現在の 1 位を引き続き維持することを目指す  | 第 1 位（2014 年 9 月）          | A       | 2015 年 7 月に公表された OECD デジタル経済白書において、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で引き続き 1 位を維持。                          | OECD「デジタル経済白書（OECD Digital Economy Outlook 2015）」 | 総務省            |
| 4      | ・MVNO の契約数について、2016 年中に 1,500 万契約を目指す   | 1,485 万契約（2016 年 12 月末）    | A       | MVNO 契約数は、2016 年 12 月末時点で 1,485 万契約、翌 3 月末時点では 1,586 万契約となった。2016 年中に 1,500 万契約を目指すという KPI は、おおむね達成された。  | 総務省公表・電気通信サービスの契約数およびシ                            | 総務省            |

|   |  |                                    |   |  |                                 |       |
|---|--|------------------------------------|---|--|---------------------------------|-------|
|   |  | 1,586 万契約<br>(2017 年 3 月<br>末)     |   |  | エアに関する四<br>半期データ                |       |
| 5 | ・観光案内所、文化財、自然公園や、<br>避難場所・避難所等の主要な観光・<br>防災拠点について、2020 年に向けて<br>無料公衆無線 LAN 環境の整備を目指<br>す | —                                  | N | 本 KPI に関しては、現在進捗状況を確認中であり、現<br>時点で KPI の評価は困難。なお、「防災等に資する Wi-Fi<br>環境の整備計画」(2016 年 12 月)(以下「整備計画」とい<br>う。)により、2019 年度までの防災等に資する Wi-Fi 環境<br>の整備の目標数として、約 3 万か所を設定した。今後、<br>整備計画に基づき Wi-Fi 環境の整備を推進することとし<br>ており、2017 年度中に整備計画の更新版を策定・公表す<br>る予定。 | 「防災等に資す<br>る Wi-Fi 環境の整<br>備計画」 | 総務省   |
| 6 | ・2020 年度までに 100 自治体以上(自<br>主財源によるものを含む)における<br>成功モデル等の自立的な普及展開を<br>目指す                   | 56 (2017 年 12<br>月)                | A | 2015 年度において 22 自治体、2016 年度において 10 自<br>治体、2017 年度において 24 自治体に普及展開を実現。<br>なお、関係省庁等からの聞き取りにより、2017 年 4 月<br>時点で、上記の他 301 自治体における成功モデル等の導<br>入が確認されており、成功モデル等の自立的な普及展開<br>数と計上できる自治体を精査する予定。  | —                               | 総務省   |
| 7 | ・2020 年までに、情報処理安全確保<br>支援士の登録者数 3 万人超を目指す  | 6,994 人 (2017<br>年 10 月 1 日現<br>在) | A | 情報処理安全確保支援士制度は 2017 年 4 月 1 日から開<br>始。第 1 回登録で 4,172 名、第 2 回登録で 2,822 名の情<br>報処理安全確保支援士の登録があったところ。引き続き、<br>支援士制度の普及に向けて支援を行う。  | 実施機関 (IPA)<br>にて集計              | 経済産業省 |

|                              |
|------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 |
| 施策群：世界最先端の健康立国の実現            |

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値                              | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典   | 担当省庁  |
|--------|--|------------------------------------|---------|--|---|-------|
| 8      | ・2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】          | 男性：71.19歳、<br>女性：74.21歳<br>(2013年) | A       | <p>当該 KPI については、2010～2013 年の3年間で、男性の健康寿命の伸びが+0.77 歳、女性の健康寿命の伸びが+0.59 歳（【比較】均一ペースでの年平均伸び（+1 歳/10 年）×経過年数（3年）=+0.30 歳）となっており、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>なお、「未来投資戦略 2017」においては、「一億総活躍プラン」において、2025 年までの目標が設定されたことを踏まえ、新たな KPI を設定した。</p> | <p>厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」</p> <p>（※国民生活基礎調査（大規模調査：3年に1度）の結果を基に、厚生労働科学研究で算出）</p> | 厚生労働省 |
| 9      | ・2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減【約401万人（2008年度）】 | メタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者          | A       | <p>直近で、2015年度のメタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）は16.5%である。まだ目標（2020年で25%減）を達成していないが、減少率は、2011年度は9.7%、2012年度は12.0%、2013年度は</p>   | <p>厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」</p>  | 厚生労働省 |

|    |  |  |   |  |   |       |
|----|--|--|---|--|---|-------|
|    |  | 減少率をいう。): 16.5%<br>(2015年度<2008年度比>)           |   | 16.0%、2014年度は16.1%であり、毎年増加している。  |   |       |
| 10 | ・2020年までに健診受診率(40~74歳)を80%(特定健診含む。)[67.7%(2010年)]        | 健診(健康診断や健康診査)や人間ドックの受診状況(40~74歳): 71.0%(2016年) | B | 2016年の健診受診率(40~74歳)は71.0%と、2010年対比で+3.3%ポイント(【比較】均一ペースでの年平均増加率(+12.3%ポイント/10年)×経過年数(6年)=+7.4%ポイント)となっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進等が必要。  | 厚生労働省「国民生活基礎調査」(大規模調査実施年<3年ごと>のみ、健診受診率について調査) | 厚生労働省 |
| 11 | ・ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円【約10億円(2012年)】 | 24.4億円(2015年)                                  | B | ロボット介護機器の市場規模については、2012年の市場規模が約10億円(経済産業省推計)であるところ、「2020年に約500億円」に引き上げる必要がある。<br>一方、市場規模のフォローアップについては、継続性があり、また推計値ではなく実績値に基づく統計を用いるべきところ、一般社団法人日本ロボット工業会が2013年から実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば2015年のロボット介護機器の市場規模は24.4億円(回答が得られた企業の実績合計値)であり、施策の更なる推進等が必要。 | (一社)日本ロボット工業会「ロボット産業需給動向2015年版」               | 経済産業省 |
| 12 | ・重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台                           | 4,505台<br>(2015年)                              | N | 重点分野(移動介助・移動支援・排泄支援・認知症の方の見守り・入浴支援)のロボット介護機器導入については、「日本再興戦略」において「ロボット介護機器開発5ヵ年   | (一社)日本ロボット工業会「ロボット産業需給動                       | 経済産業省 |

|    |   |                   |   |  |  |       |
|----|---|-------------------|---|--|--|-------|
|    |   |                   |   | 計画」として、初めの2～3年で開発し、その後可能なものから現場導入を進めることとしている。一般社団法人日本ロボット工業会が実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば、2015年の重点分野のロボット介護機器の国内出荷台数は、4,505台となっている。  | 向 2015年版」                              |       |
| 13 | ・2018年度までを目標に地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及実現【約200(2015年5月現在)】     | -                 | B | 2016年度に把握できたネットワーク構築数は238であり、日本再興戦略策定前の2012年(134)対比で80%増となっている。引き続き、地域医療介護総合確保基金の活用、診療報酬におけるICTを使った情報連携への評価の活用、ネットワークの構築等に当たり参考となる情報発信の充実等を通じて、更なる普及を図ることとしている。<br>なお、「未来投資戦略2017」においては、「全国保健医療情報ネットワークの2020年度からの本格稼働」との新たなKPIを設定した。 | 医療情報連携ネットワークに係る現状調査結果(平成28年度厚生労働省委託事業) | 厚生労働省 |
| 14 | ・2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%【57.3%(2011年10月1日現在)】 | 77.5%(2014年10月現在) | A | 2014年10月時点での400床以上の一般病院における電子カルテの普及率は77.5%と、2011年10月比で+20.2%ポイント(【比較】均一ペースでの年平均増加率(+32.7%ポイント/9年)×経過年数(3年)=10.9%ポイント)となっており、目標達成に向けて順調に推移している。   | 医療施設調査(平成26年)                          | 厚生労働省 |
| 15 | ・疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を2020年までに20件実施                           | 11件               | A | 2016年度に6件、2017年度に5件、合計で11件の治験・臨床研究をこれまでに採択しており、KPI達成に向け順調に進捗している。  | -                                      | 厚生労働省 |
| 16 | ・疾患登録情報を活用した治験・臨床研究   | 1件                | A | 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイド  | 「製造販売後の                                | 厚生労働省 |

|    |  |                                |   |   |  |                  |
|----|--|--------------------------------|---|---|--|------------------|
|    | 床研究に関するガイドライン等を<br>2020年までに5件策定                      |                                |   | ラインについては、疾患登録情報などの医療情報データベースを製造販売後の医薬品安全性監視に利用する際の基本的な考え方について通知を発出した。今後とも順次研究結果を活用してガイドラインの検討を継続することにしており、KPI達成に向けて順調に進捗している。   | 医薬品安全性監視における医療情報データベースの利用に関する基本的考え方について」(平成29年6月9日付け薬生薬審発0609第8号、薬生安発0609第4号医薬品審査管理課、安全対策課長通知) |                  |
| 17 | ・2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月、医療機器：2か月(2011年度)】 | 医薬品：0年、<br>医療機器：0年<br>(2016年度) | A | <p>医薬品・医療機器の審査ラグについては、2016年度の数値が0年となっており、年度によって若干の変動はあるものの順調に進捗している。</p> <p>なお、PMDAにおける医薬品・医療機器の審査期間をみると、新医薬品(【2009年度】22.0月(中央値)→【2016年度】11.6月(70パーセンタイル値))と新医療機器(【2008年度】19.9月(中央値)→【2016年度】12.0月(70パーセンタイル値))共に期間短縮が図られている。</p> | 厚生労働省、PMDA<br>集計資料及び米<br>国公表資料   | 厚生労働省            |
| 18 | ・海外に日本の医療拠点を2020年までに10か所程度創設【3か所(2014                | 海外における<br>日本の医療拠               | A | 海外における日本の医療拠点は、2017年度末時点で17か所開業し、順調に推移している。   | 企業ヒアリング<br>等   | 内閣官房(健<br>康・医療戦略 |

|    |   |   |   |   |                      |                |
|----|---|---|---|---|----------------------|----------------|
|    | 年)】   | 点：17か所創設(2017年3月時点)                       |   | なお、「未来投資戦略2017」において、目標を「20か所程度」に引き上げた新たなKPIを設定した。   |                      | 室)             |
| 19 | ・日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円【医療機器の輸出額：約4,530億円、医薬品の輸出額：約1,440億円(2010年)】 | 医療機器の輸出額：約6,200億円、医薬品の輸出額：約1,500億円(2015年) | N | <p>日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模は、①医療機器の海外市場規模、②医薬品の海外市場規模、③海外における日本の医療拠点等の獲得市場規模及び④来日する患者が受ける医療サービスの市場規模等の合計で把握することとなる。これは、海外における医療拠点でのコンサルタント料や、来日する患者が支払う医療費を含む。</p> <p>なお、①と②については、これまでは医療機器・医薬品の輸出額で把握していたが、医療機器・医薬品の海外売上高についても考慮することができる(2010年：医療機器の海外売上高(26社)約8,800億円・医薬品の海外売上高(25社)約31,000億円、2014年：医療機器の海外売上高(26社)約16,300億円・医薬品の海外売上高(25社)約40,500億円。出典：厚生労働省「医薬品産業強化総合戦略～グローバル展開を見据えた創薬～(参考資料)」等)。</p> <p>このうち③については、活動の成果は医療拠点等の活動が本格化した後となるため、現段階での評価は困難である。現在、現地の市場規模のデータを把握する手法を検討しているところ。</p> <p>また、④についても、今後ジャパン インターナシヨナ</p> | 厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」等 | 内閣官房(健康・医療戦略室) |

|    |   |                      |   |  |         |       |
|----|---|----------------------|---|--|---------|-------|
|    |   |                      |   | ル ホスピタルズ (JIH) 等の協力を得て市場規模を把握する手法を検討中であるため、現段階での評価は困難である。  |         |       |
| 20 | ・地域公共交通網形成計画の策定総数 2020 年度に 100 件【地域公共交通網形成計画 26 件 (2015 年 3 月末現在)】<br>⇒達成 | 333 (2017 年 12 月末現在) | A | 地域公共交通網形成計画について、2014 年 11 月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 49 号) の施行後、333 件が作成されており、順調に進捗。 | 国土交通省調査 | 国土交通省 |

|                              |
|------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 |
| 施策群：農林水産業の改革と輸出促進            |

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値  | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典                               | 主担当省庁 |
|--------|--|--|---------|--|---------------------------------------|-------|
| 21     | ・今後 10 年間 (2023 年まで) で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される  | 54.0%<br>(2016 年度末)  | B       | 目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。担い手への農地集積割合は、48.7% (2013 年度末) から 54.0% (2016 年度末) まで増加したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 58.1% まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。  | 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省経営局農地政策課調べ     | 農林水産省 |
| 22     | ・今後 10 年間 (2023 年まで) で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する (約 9,600 円/60kg) | 個別経営：<br>10,900 円/<br>60kg (2016 年)<br>組織法人経営：<br>11,677 円/<br>60kg (2016 年) | B       | 目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。2016 年産の担い手のコメの生産コストは、個別経営で 10,900 円/60kg、組織法人経営で 11,677 円/60kg となっている。<br>2011 年産米の生産コスト 16,001 円/60kg (全国平均) と比べて 3 割程度低い水準となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で、個別経営で 10,842 円/60kg、組織法人経営で 11,232 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。 | 農林水産省「米及び麦類の生産費」及び「組織法人経営体に関する経営分析調査」 | 農林水産省 |

|    |  |                          |   |   |                          |       |
|----|--|--------------------------|---|---|--------------------------|-------|
| 23 | ・今後10年間(2025年まで)で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる(担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度削減(約7,615円/60kg)) | 10,030 円<br>/60kg(2016年) | A | 目標達成時期が2025年で、目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。担い手の飼料用米の生産コストは10,490円/60kgから10,030円/60kgまで減少しており、KPI達成のために現時点で必要な値である10,203円/60kgを下回った。  | 農林水産省「米及び麦類の生産費」         | 農林水産省 |
| 24 | ・今後10年間(2023年まで)で法人経営体数を2010年比約4倍の5万人とする   | 21,800 法人<br>(2017年2月)   | B | 目標達成時期が2023年で、目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。法人経営体数は、1万4,600法人(2013年2月)から2万1,800法人(2017年2月)まで増加したものの、目標達成に向けては、2万8,760法人まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。                                | 農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」 | 農林水産省 |
| 25 | ・6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする   | 5.5兆円(2015年度)            | B | 目標達成時期が2020年度で、6次産業化の市場規模の射程を見直した2013年度から起算した目標達成期間が7年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。6次産業化の市場規模は、4.7兆円(2013年度)から5.5兆円(2015年度)まで拡大したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で6.2兆円まで拡大していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。 | 農林水産省「6次産業化総合調査」等        | 農林水産省 |
| 26 | ・酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする   | 307件(2017年4月末)           | B | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が6年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。酪農の6次産業化の取組件数は、236件(2014年)から307件(2017  | 一般社団法人中央酪農会議調べ           | 農林水産省 |

|    |  |                    |   |   |                    |
|----|--|--------------------|---|---|--------------------|
|    |  |                    |   | 年4月末)まで増加したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で368件まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。   |                    |
| 27 | ・2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒しで達成する。<br>また、2030年に5兆円の実現を目指す。 | 7,502億円<br>(2016年) | B | 目標達成時期が2019年で目標達成期間が7年であるところ(2016年8月に1年前倒しを決定)、「最新の数値」の時点で4年が経過。農林水産物・食品の輸出額は約4,500億円から7,502億円まで増加したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で7,642億円まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。 | 財務省「貿易統計」<br>農林水産省 |

|                              |
|------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 |
| 施策群：観光立国の実現                  |

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値  | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典             | 主担当省庁          |
|--------|--|--|---------|---|---------------------|----------------|
| 28     | ・訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを旨す            | 24,039,700 人 (2016 年確定値)<br>28,690,900 人 (2017 年推計値) | A       | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。<br>訪日外国人旅行者数は 2017 年で 2,869 万人となっており、「2020 年 4,000 万人」という KPI 達成に向けたペース (2,784 万人) を上回った。   | 日本政府観光局<br>「訪日外客統計」 | 国土交通省<br>(観光庁) |
| 29     | ・訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを旨す                  | 3 兆 7,476 億円 (2016 年確定値)<br>4 兆 4,161 億円 (2017 年速報値) | B       | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。<br>訪日外国人旅行消費額は 2017 年で 4 兆 4,161 億円となっており着実に増加しているものの、KPI 達成のため 2017 年時点で必要である 5 兆 2,862 億円を下回った。「明日の日本を支える観光ビジョン」等に基づき、訪日外国人の滞在期間の長期化や「コト消費」の拡大、欧米豪向けのプロモーション強化、夜間の滞在コンテンツの充実等に取り組む。 | 観光庁「訪日外国人消費動向調査」    | 国土交通省<br>(観光庁) |
| 30     | ・地方部での外国人延べ宿泊者数を 2020 年に 7,000 万人泊、2030 年に 1 億 3,000 万人泊とすることを旨す | 2,753 万人泊 (2016 年確定値)<br>2,647 万人泊 (2017 年推計値)       | B       | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年 10 ヶ月が経過。<br>地方部での外国人延べ宿泊者数は 2017 年 10 月で   | 観光庁「宿泊旅行統計調査」       | 国土交通省<br>(観光庁) |

|    |  |   |   |  |                                   |                |
|----|--|---|---|--|-----------------------------------|----------------|
|    | 指す   | 1月～10月速報値)                                |   | 2,647万人泊となっており着実に増加しているものの、KPI達成のため2017年10月時点で必要である3,590万人泊を下回った。「明日の日本を支える観光ビジョン」等に基づき、観光資源の磨き上げ、受入環境の整備、海外プロモーション等により、地方への誘客を促進していく。 |                                   |                |
| 31 | ・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを指す     | 1,426万人(2016年確定値)<br>1,761万人(2017年速報値)    | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。<br>外国人リピーター数は2017年で1,761万人となっており、「2020年2,400万人」というKPI達成に向けたペース(1,656万人)を上回った。          | 観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び日本政府観光局「訪日外客統計」 | 国土交通省<br>(観光庁) |
| 32 | ・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを指す          | 21.0兆円(2016年確定値)<br>16.0兆円(2017年1月～9月速報値) | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で1年9ヶ月が経過。<br>日本人国内旅行消費額は2017年9月で16兆177億円となっており、「2020年21兆円」というKPI達成に向けたペース(15兆4,841億円)を上回った。   | 観光庁「旅行・観光消費動向調査」                  | 国土交通省<br>(観光庁) |
| 33 | ・地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる | 16,444店(2017年10月)                         | A | 目標達成時期が2018年で、目標達成期間が4年であるところ、「最新の数値」の時点で2年6ヶ月が経過。<br>地方の免税店数は2017年10月で16,444店となっており、「2018年20,000店」というKPI達成に向けたペース(14,957店)を上回った。      | 国税庁集計                             | 国土交通省<br>(観光庁) |
| 34 | ・2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く                 | アジア1位、世界7位<br>国際会議開催件数410                 | A | 2015年においてアジア第1位であったところ、2016年においても引き続きアジア第1位となっている。   | ICCA(国際会議協会)「ICCA                 | 国土交通省<br>(観光庁) |

|  |  |            |  |  |                       |  |
|--|--|------------|--|--|-----------------------|--|
|  |  | 件 (2016 年) |  |  | Statistics<br>ReportJ |  |
|--|--|------------|--|--|-----------------------|--|

|                                  |
|----------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等     |
| 施策群：スポーツ・文化の成長産業化<br>スポーツ産業の未来開拓 |

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値                | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典  | 主担当省庁 |
|--------|--|----------------------|---------|---|--|-------|
| 35     | ・スポーツ市場規模（2015 年：5.5兆円）を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す。 | 5.5 兆円<br>(2015年時点)  | N       | 株式会社日本政策投資銀行が中心となり、スポーツ市場規模を国際比較可能かつ安定的に算出する手法について検討を行い、一定の方向性を得たところであり、最新の数値が得られ次第評価を行う。   | 株式会社日本政策投資銀行の調査を基に文部科学省作成  | 文部科学省 |
| 36     | ・成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を、現状の 40.4%から 2021 年までに 65%に向上することを目指す。           | 42.5%<br>(2016 年度調査) | B       | 成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は、2015 年度は 40.4%であったところ、2016 年度は 42.5%となっている。65%の達成に向けて 2015 年から 2021 年までの 6 年間で単純増加するとした場合の数値である 44.5%を下回っており、進捗が不十分である。目標達成に向けて、今後、更なる施策の推進が必要であり、有識者で構成される専門の部会を設置し、スポーツ実施率向上のための施策を検討するとともに、官民の連携によりビジネスパーソンが運動・スポーツに気軽に取り組める機運の醸成に取り組む等、ビジネスパーソン、女性、子供、高齢者を主な対象としつつ、障害者も含め、広く国民全体に向けたスポーツ実施率の向上のための施策を着実に実施していく。 | 「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（2015 年度）、「スポーツの実施状況に関する世論調査」（2016 年度） | 文部科学省 |

|                                       |
|---------------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等          |
| 施策群：スポーツ・文化の成長産業化<br>文化芸術資源を活用した経済活性化 |

| 整理 No. | KPI   | 最新の数値   | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典   | 主担当省庁 |
|--------|---|---|---------|---|---|-------|
| 37     | ・2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを<br>目指す。                | 8.8 兆円<br>(2015 年)                                    | N       | 2016 年の数値は、平成 30 年春頃に判明する見込み。「未来投資戦略 2017」に基づき平成 29 年 12 月に「文化経済戦略」を策定したところであり、今後、本戦略を推進するための主要施策を盛り込んだアクションプランを平成 29 年度内を目途にとりまとめ、それに基づき施策を推進することにより、KPI の達成を目指す。  | 平成 27 年度文化庁委託事業「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」（ニッセイ基礎研究所） | 文部科学省 |
| 38     | ・2020 年までに、鑑賞活動をする者の割合が約 80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約 40%まで増加することを目指す | 鑑賞活動をする者の割合：<br>59.2%<br>鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合：<br>28.1% | N       | 平成 30 年度に次期調査を実施予定であり、結果が得られ次第評価を行う。なお、平成 21 年度「文化に関する世論調査」においては、鑑賞活動をする者の割合：62.8%、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合：23.7%となっている。（鑑賞活動をする者：横ばい、鑑賞以外の文化芸術活動をする者：増加（統計上有意））<br>今後、あらゆる人々が文化芸術活動に参加する社会を目指し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として全国津々浦々で実施される文化プログラム | 「文化に関する世論調査」（平成 28 年 11 月 内閣府）                          | 文部科学省 |

|  |  |  |  |                           |  |  |
|--|--|--|--|---------------------------|--|--|
|  |  |  |  | の推進など、国民の文化芸術活動を一層促進していく。 |  |  |
|--|--|--|--|---------------------------|--|--|

|                              |
|------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 |
| 施策群：サービス産業の活性化・生産性向上         |

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値            | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典  | 担当省庁  |
|--------|--|------------------|---------|---|--|-------|
| 39     | ・ サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0% (2013 年 : 0.8%) となることを目指す | 0.2%<br>(2016 年) | B       | 2015 年に約 1.3%の伸びを示した後、2016 年は約 0.2% となり、2020 年までの 2.0%の達成に向け、労働生産性の伸びが単純増加すると仮定した場合に必要な数値 (2016 年で 1.3%) を下回っている。2016 年は、付加価値額の伸びが約 0.8%に停まった一方で、従業員数の伸びが約 1.7%と大きかったことがその要因であると考えられる。今後もマクロ経済情勢も考慮に入れ総合的に判断しつつ、中小企業・サービス業等における IT 利活用の加速や関係省庁・関係業界団体等との連携強化など、2020 年までに労働生産性の伸び率 2.0%を実現できるよう施策を進める。 | 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」を基に経済産業省にて推計 | 経済産業省 |

|                              |
|------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等 |
| 施策群：中堅・中小企業・小規模事業者の革新        |

| 整理 No. | KPI   | 最新の数値  | KPI の進捗         | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典  | 担当省庁  |
|--------|---|--|-----------------|--|--|-------|
| 40     | ・産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年 200 程度を目安に、5 年間で約 1,000 支援  | 207 件 (2016 年度)<br>282 件 (2017 年度)                               | A               | 本 KPI は、2016 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略 2016」において新たに設定したもの。平成 28 年度は 207、平成 29 年度は 282 のプロジェクトを支援している。  | 経済産業省・文部科学省調べ  | 経済産業省 |
| 41     | ・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す<br><br>（開業率・廃業率ともに 4.5%（2004 年度～2009 年度の平均値））<br><b>【補助指標】</b><br>起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後 10 年間で倍増させる | 開業率：5.6% 廃業率：3.5%（2016 年度）<br><br><b>【補助指標】</b><br>5.3%（2016 年度） | N<br><br>補助指標：A | 開業率・廃業率は 2012 年度に 4.6%・3.8%であったところ、2016 年度は 5.6%・3.5%となっている。<br><br>本 KPI の達成に向けては、政府の施策だけでなく、社会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標となるため、今後 10 年間を見据えた補助指標として、起業活動指数を設定した。当該補助指標は 2016 年度調査において 5.3%となり、2014 年度調査結果（3.8%）を 2024 年度調査結果で倍増させることとした場合に望まれる数値（4.6%）を上回っており、順調に推移している。引き続き起業意識の改善状況を見据えながら、本指標である開業率・廃業率の目標達成に向けて、関連施策を講じていく。 | 厚生労働省「雇用保険事業年報」及び「雇用保険事業月報」<br><br><b>【補助指標】</b><br>経済産業省「起業家精神に関する調査」 | 経済産業省 |

|    |   |  |   |  |             |       |
|----|---|--|---|--|-------------|-------|
| 42 | ・2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす    | 923,037社<br>(2015年度)                     | B | 2015年度実績は約923,037社である。数値は年々増加しているものの、目標達成期間(8年間)に単純増加とした場合の2015年度の数値である約962,500社を約3.9万社下回っている。目標達成に向けて、更なる施策の推進が必要であり、今後、2020年までの「生産性革命・集中投資期間」における中小企業・小規模事業者の投資促進などの施策や、きめ細やかな経営支援体制の強化、技術開発や販路開拓の促進など、必要な施策を着実に進めていく。 | 国税庁「会社標本調査」 | 経済産業省 |
| 43 | ・今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する         | 約8,500社<br>(2013, 2014, 2015, 2016年度累計値) | A | 目標達成時期が2017年度で目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。2013～2016年度に新たに海外展開(輸出、直接投資)を実現した企業数について経済産業省が調査を行った結果、累計は約8,500社となった。目標達成期間に単純増加(2,000社/年)とした場合のKPI(2016年度までの累計で約8,000社)達成のために現時点で必要な値となった。                              | 経済産業省調べ     | 経済産業省 |
| 44 | ・中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする         | 15%(2016年)                               | A | 2013年には12%、2014年には13%、2015年には14%であったところ、2016年には15%となっており、おおむね順調に推移している。  | 特許庁調べ       | 経済産業省 |
| 45 | ・2016年度までに1年あたりのよろず支援拠点での知財支援件数を2,000件とする | 1,745件<br>(2016年4月～2017年3月)              | B | よろず支援拠点での知財支援件数を2016年までに1年あたり2,000件とすることをKPIとして設定しているところ、目標達成期間(2016年度)の数値は1,745件  | 経済産業省調べ     | 経済産業省 |

|    |   |                    |   |  |         |       |
|----|---|--------------------|---|--|---------|-------|
|    |   |                    |   | であり、目標を達成できなかった。今後は更なる事業者への知財支援周知活動を実施し、支援件数の増加に向けて邁進する。   |         |       |
| 46 | ・2020年度までに1年あたりの地方における面接審査件数を1,000件とする  | 990件(2017年12月末日時点) | A | <p>年間を通じ、出願人等からの要請に応じて出張面接審査を実施。</p> <p>2015年度から開始した特許庁の知財支援イベントである「巡回特許庁」における出張面接審査の普及及び実施、並びに2017年7月に大阪府に開設された「(独)工業所有権情報・研修館近畿統括本部」における出張面接審査の実施に取り組んでおり、順調に推移している。</p> <p>目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が6年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。KPI達成のため2017年度時点で必要である720件程度を上回った。</p> | 特許庁調べ   | 経済産業省 |
| 47 | ・2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現する | 10件<br>(2018年1月現在) | B | <p>中堅・中小企業等が「新市場創造型標準化制度」を利用し、標準化を行った規格数を計数。</p> <p>現在、日本工業標準調査会での標準化承認済案件はJIS案件が32件、ISO案件が2件、IEC案件が1件ある。既にJIS規格として制定済の案件は2018年1月現在時点で10件存在。目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、最新の数値の時点で2年が経過。KPI達成のため現時点で必要な値である20件を下回った。</p>  | 経済産業省調べ | 経済産業省 |

|  |  |  |  |   |  |  |
|--|--|--|--|---|--|--|
|  |  |  |  | 今後も引き続き、制定準備段階の案件の標準化を着実に進めつつ、更なる新規案件の掘り起こしや制度の周知を図り、標準化件数を増加させる予定。 |  |  |
|--|--|--|--|---|--|--|

|                                  |
|----------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの<br>深化等 |
| 施策群：ものづくり産業革命の実現                 |

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値   | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典   | 主担当省庁 |
|--------|--|---|---------|---|---|-------|
| 48     | ・2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービスなど非製造分野で1.2兆円 | 製造分野<br>：約7,160億円<br>(2016年)<br>非製造分野<br>：約1,239億円<br>(2015年) | B       | ロボット国内生産市場規模については、目標達成期間が7年となっており、2013年は製造分野で約5,037億円、非製造分野で約470億円であったところ、「最新の数値」は、製造分野は2016年で約7,160億円(2015年比：+約326億円)、非製造分野は2015年で約1,239億円(2014年比：+約245億円)にとどまっている。今後の市場の伸びを毎年注視していくとともに、施策の更なる推進が必要である。2015年2月に決定した「ロボット新戦略」を今後とも着実に実行するとともに、目標達成に向けて、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用の2割以上引き下げに向けた取組や、ロボット導入支援人材の倍増に向けた支援等、中堅・中小企業へのロボット導入を加速する取組を進めており、これらの施策等を総合的に実施していくことでKPI達成を目指す。なお、非製造分野については、新たに集計した情報化施工機器搭載建設機械の出荷額を含めた実績値に2014年の数値から反映している。 | ・(一社)日本ロボット工業会「ロボット統計受注・生産・出荷実績」、「サービスロボット出荷実績」<br>・「情報化施工機器搭載建設機械」の総出荷額(経済産業省調べ) | 経済産業省 |
| 49     | ・製造業の労働生産性について年間                                 | 約2.6%   | A       | 製造業の労働生産性は、2014年から2016年までの3か  | 内閣府「国民経済  | 経済産業省 |

|    |  |                      |   |   |                                |       |
|----|--|----------------------|---|---|--------------------------------|-------|
|    | 2%を上回る向上   | (2014年～2016年の平均の伸び率) |   | 年で、約2.6%の伸び率となり、KPIを達成している。KPIの継続的な達成のため、引き続きデータ連携の先進事例の創出・国際標準化、データ連携・利活用を促進する制度・ルール、先端設備の投資促進、ロボット革命の実現に向けた小型汎用ロボットの導入コストの2割以上引き下げ・ロボット導入支援人材の倍増等の取組を進める。これらの施策を総合的に実施していくことでKPI達成を目指す。   | 計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」 |       |
| 50 | ・国内の重要インフラ・老朽化インフラについて、2020年頃までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化 | —                    | N | <p>センサー・ロボット、非破壊検査技術等の2020年までの導入拡大に向け、現在、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等を通じて、技術開発を進めているところ。次世代社会インフラ用ロボットによる点検等については、水中の分野は、平成28年度より試行的導入を実施している。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物及び空港施設の5分野で、順次現場検証を開始している。</p> <p>本KPIの進捗評価に向けては、センサー・ロボット、非破壊検査技術等の活用状況の把握手法の検討に着手しているところ。道路、河川、港湾など対象となるインフラが幅広く、また点検・補修を実施する関係者が国・地方公共団体・民間事業者と多岐に渡る中で、どのような手法で実態把握が可能であるかを含め、引き続き検討を行い、2018年度実績から把握が可能となることを目指す。</p> | 国土交通省調べ                        | 国土交通省 |

|    |  |   |   |   |   |       |
|----|--|---|---|---|---|-------|
| 51 | <p>・ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現</p> | - | F | <p>遠隔監視による農業機械の無人走行等の実現に向けた研究開発を「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」において実施中。</p> <p>また、有人監視下での農業機械の自動走行の市販化に向け、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を2017年3月に策定。既に製品の試験販売を開始した農機メーカーが出てきており、2018年には複数の農機メーカーが市販化を予定。</p> | - | 農林水産省 |
|----|--|---|---|---|---|-------|

|                                      |
|--------------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの<br>深化等     |
| 施策群：既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住<br>宅市場の活性化 |

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値      | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典                      | 担当省庁  |
|--------|--|------------|---------|--|------------------------------|-------|
| 52     | ・2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増(2010年4兆円)<br>※可能な限り2020年までに達成を目指す。 | 4兆円(2013年) | B       | 目標達成時期が2025年で、目標達成期間が15年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。既存住宅流通市場の規模は2010年から2013年までほぼ横ばいとなっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、買取再販に係る特例措置(登録免許税：2014年4月～2018年3月、不動産取得税：2015年4月～2019年3月)、住宅金融支援機構のフラット35におけるリフォームを含めた中古住宅の取得費用に対する融資(2015年4月～)、長期優良住宅化リフォーム推進事業(2014年2月～)、「安心R住宅」の事業者団体登録制度(2017年12月～)などの施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。 | 住宅市場動向調査(毎年)、住宅・土地統計調査(5年ごと) | 国土交通省 |
| 53     | ・2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増(2010年6兆円)<br>※可能な限り2020年までに達成を目    | 7兆円(2013年) | B       | 目標達成時期が2025年で、目標達成期間が15年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。リフォーム市場の規模は直近の2013年に7兆円(2010年から約1兆   | 住宅・土地統計調査(5年ごと)、建築動態統計調      | 国土交通省 |

|    |   |             |   |   |   |       |
|----|---|-------------|---|---|---|-------|
|    | 指す。   |             |   | 円増加)となっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、買取再販に係る特例措置(登録免許税:2014年4月~2018年3月、不動産取得税:2015年4月~2019年3月)、住宅金融支援機構のフラット35におけるリフォームを含めた中古住宅の取得費用に対する融資(2015年4月~)、長期優良住宅化リフォーム推進事業(2014年2月~)、「安心R住宅」の事業者団体登録制度(2017年12月~)などの施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。 | 査(毎年)、家計調査年報(毎年)、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(毎年)、リフォームに関する意識・意向調査(毎年)          |       |
| 54 | ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9%(2005年)→3~5%(2020年)】 | 2.4%(2016年) | A | 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、2016年時点においては2.4%となっており、KPI達成のために2016年時点で必要な値である2.4%に達している。   | ・高齢者人口:総務省「人口推計」<br>・高齢者向け住宅:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(毎年)、国土交通省調べ(随時)、厚生労働省調べ(毎年) | 国土交通省 |

新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

施策群：環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典                         | 主担当省庁 |
|--------|--|-------|---------|---|---------------------------------|-------|
| 55     | ・2020年4月1日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。  | —     | F       | 2016年4月に電力小売市場が全面自由化。引き続き2015年6月に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）に基づき、電力・ガス・熱供給分野の一体的な改革を着実に推進。市場の垣根を取り払い、総合エネルギー市場を創出することにより、事業者間の活発な競争、イノベーション等を通じ、エネルギー選択の自由度拡大や料金の最大限の抑制など、需要家利益の向上を図っていく。 | 「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定） | 経済産業省 |
| 56     | ・地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、FC（周波数変換設備）の増強（120万kWから210万kWまで）については2020年度を目標に、北本連系設備の増強（60万kWから90万kWまで）については2019年3月の運用開始を目指す | —     | F       | FCについては2020年度、北本連系設備については2019年3月に運用開始することとしており、その目標に向け引き続き環境整備を実施していく。  | —                               | 経済産業省 |
| 57     | ・2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目  | —     | N       | KPI達成に向けて、まずは2020年までに標準的な新築住宅でのネット・ゼロ・エネルギー化及び新築公共建築物   | 住宅の省エネ基準適合率につい                  | 経済産業省 |

|  |   |  |   |   |  |  |
|--|---|--|---|---|--|--|
|  | <p>指す。</p> <p>【補助指標】2020年の新築住宅の省エネ基準適合率を100%とし、ハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化する</p> <p>【補助指標】2020年の新築ビルの省エネ基準適合率を100%とし、新築公共建築物等でネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現を目指す。</p> | <p>【住宅】省エネ基準適合率：46%<br/>（2015年度分：推計値）<br/>ZEH割合：12%<br/>（2016年度分：推計値）</p> <p>【非住宅】省エネ基準適合率：97%<br/>（2015年度分：一部推計値）<br/>ZEB棟数：未達成</p> | <p>【補助指標】省エネ基準適合率：B<br/>ZEH割合：B</p> <p>【補助指標】省エネ基準適合率：A<br/>ZEB棟数：F</p> | <p>でのネット・ゼロ・エネルギー化の実現を目指している。</p> <p>住宅の省エネ基準適合率については、2015年度は46%であり、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。KPI達成のため2015年度時点で必要である62%を下回った。目標達成に向け、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅について段階的に省エネ基準の適合を義務化することとしている。住宅のZEH化については、2020年度までに提供する住宅の過半数をZEH化することを宣言したハウスメーカー等（ZEHビルダー）を担い手として順調に増加している。ZEHビルダーによる2016年度の実績は、約3.4万戸、新築注文戸建住宅の着工数（2016年度実績：約29万戸）と比較した場合の割合は12%程度であり、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。現時点においてはKPI達成のため2016年時点で必要である19%には満たないものの、政府としてZEHの自立的普及に向けた取組を促進しているところであり、今後普及の加速化が期待される。</p> <p>非住宅（ビル）の省エネ基準適合率については、2015年度は97%であり、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。KPI達成のため2015年度時点で必要である95%を上回った。規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2017年4月から</p> | <p>ては、断熱水準別戸数分布調査（事業者アンケート）による推計</p> <p>非住宅の省エネ基準適合率については、第一種特定建築物（2,000㎡以上）の適合面積調査による推計</p> <p>（国土交通省住宅局調べ）</p> <p>ZEH割合については、ZEHビルダーからのフォローアップ調査等（経済産業省調べ）</p> |  |
|--|---|--|---|---|--|--|

|    |   |                |   |   |   |       |
|----|---|----------------|---|---|---|-------|
|    |   |                |   | 非住宅（ビル）について段階的に省エネ基準の適合を義務化したところ。非住宅（ビル）の ZEB 化については、現在要素技術の実証を継続しており、実証結果を踏まえて ZEB を一般化すべくガイドラインを作成していくところ。こうした取組を継続することで、2020 年までに新築公共建築物等で用途等ごとに ZEB を一棟以上建設することを目指している。   |   |       |
| 58 | ・2020 年までに既存住宅の省エネルギーフォームを倍増する              | 54 万件（2016 年）  | A | 当該 KPI については、2011～2016 年の 5 年間で、+22 万件（【比較】均一ペースでの年平均増加件数（+32 万件 / 9 年）×経過年数（5 年）＝+18 万件）となっており、堅調に推移している。  | 国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査」（毎年 2 回（上期、下期））より推計 | 国土交通省 |
| 59 | ・2020 年までに LED 等の高効率照明についてフローで 100%の普及を目指す。 | 93.5%（2016 年度） | A | LED などの高効率照明の導入率について、2016 年度は 93.5%であり、目標達成年度が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。KPI 達成のため 2016 年度時点で必要である 83%を上回った。また、業界団体である（一社）日本照明工業会のビジョンでは、高効率照明について 2020 年までにフローで 100%の普及を目指すことを明示している。更に今後、省エネ法のトップランナー制度により高効率照明の更なる普及を目指すこととしている。<br>これらによって、目標年度までの達成が可能と見込まれ | 一般社団法人日本照明工業会統計データ                          | 経済産業省 |

|    |   |  |                            |   |                        |       |
|----|---|--|----------------------------|---|------------------------|-------|
|    |   |  |                            | る。  |                        |       |
| 60 | <p>・2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>【補助指標】EV・PHVの普及台数を2020年に最大で100万台とすることを旨とする。</p> <p>【補助指標】FCVの普及台数を2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度とすることを旨とする</p> | <p>35.6% (2016年度末)</p> <p>16.6万台 (2016年度末)</p> <p>1,799台 (2016年度末)</p> | <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> | <p>2015年度の29.3%から2016年度は35.6%まで増加した。KPI達成に必要な毎年の増加割合が均等であると仮定した場合の現時点での値である27.6%を8.0%上回っており、堅調に推移している。</p> <p>補助指標及び目標は2016年3月に策定。</p> <p>目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。KPI達成のため2016年度末時点で必要である20万台 (EV・PHV) 及び8000台 (FCV) を、それぞれ3.4万台 (EV・PHV) 及び6201台 (FCV) 下回った。現在、普及台数の増加に向け、車両の一部購入補助や充電インフラ・水素ステーション整備などの支援を実施している。</p> | (一社)自動車販売協会連合会等の民間団体調べ | 経済産業省 |
| 61 | <p>・商用水素ステーションを2020年度までに全国に160箇所程度、2025年度までに320箇所程度整備する。</p>  | <p>92箇所が開所済 (2017年12月末日時点)</p>   | A                          | <p>92箇所に加え、9箇所が整備中 (2017年12月末日時点。うち8箇所が年度内開所予定)。目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が5年であるところ、今年度末時点で2年が経過。KPI達成のため今年度末時点で必要である100箇所は整備される見込み。</p> <p>水素ステーションの整備拡大に向けて、民間11社による新会社を2018年春に設立する予定。加えて、整備費や運営費のコストを低減させるべく、そのための技術開発や規制見直しを官民一体となって推進しているところ。</p>   | 経済産業省調べ                | 経済産業省 |
| 62 | <p>・2020年までの地熱発電タービン導</p>   | <p>7割</p>  | A                          | <p>2016年実績において、国内企業のシェアは7割。今後</p>   | IRENA：世界全体             | 経済産業省 |

|    |   |   |  |   |                                    |       |
|----|---|---|--|---|------------------------------------|-------|
|    | 入量で世界市場7割を獲得する  |   |  | も継続してシェア維持・拡大に努める。  | の設置量<br>一般社団法人火力原子力発電技術協会：日本企業の設置量 |       |
| 63 | ・2018年頃までに世界で初めて浮体式洋上風力を商業化する   | - | F  | 2016年に長崎県沖において浮体式洋上風力の商用運転を開始。引き続き、福島県沖においても実証研究を実施中。   | -                                  | 経済産業省 |
| 64 | <p>・次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す。</p> <p>【補助指標】A-USCについて2020年代の実用化を目指す。(発電効率：現状39%程度→改善後46%程度)</p> <p>【補助指標】1,500度級のIGCCについて、2020年代の実用化を目指す(発電効率：現状39%程度→改善後46%程度)</p> <p>【補助指標】IGFCについて、2020年度までに酸素吹きIGCCの発電技術及びCO2分離回収技術(物理回収法)を確立し、2025年度までの技術の確立、2030年代の実用化を目指す。(発</p> | - | <p>F</p> <p>【補助指標】<br/>A-USC<br/>F</p> <p>【補助指標】<br/>IGCC<br/>F</p> <p>【補助指標】<br/>IGFC<br/>F</p> | <p>2016年6月に、火力発電の高効率化、CO2削減を実現するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る技術ロードマップ」に基づき次世代の火力発電技術の早期確立を目指している。</p> <p>先進超々臨界圧火力発電(A-USC)については、2016年度末で当初の技術開発目標を達成し、商用プラントの技術的見通しを得た。</p> <p>石炭ガス化複合発電(IGCC)については、2014年度に商用機のプラント設計を開始しているところ。</p> <p>石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC)については、2017年7月から酸素吹きIGCCの長時間耐久試験運転を開始したところ。</p> <p>LNG火力発電については、1,700度級ガスタービンの信頼性向上のため、2016年度から高度化要素技術開発を実施しているところ。</p> | -                                  | 経済産業省 |

|    |   |   |                                      |  |                        |              |
|----|---|---|--------------------------------------|--|------------------------|--------------|
|    | <p>電効率：現状 39%程度→改善後 55%程度)</p> <p>【補助指標】LNG 火力について、2020 年度頃までに 1,700 度級ガスタービンの実用化を目指す。(発電効率：現状 52%程度→改善後 57%程度)</p> |   | <p>【補助指標】</p> <p>LNG 火力</p> <p>F</p> |  |                        |              |
| 65 | <p>・電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2020 年代早期に全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す。</p>  | <p>高圧部門（工場等）：2016 年度末までに導入完了。</p> <p>低圧部門（家庭等）：2014 年度以降本格導入が順次開始し、2024 年度末までに導入完了予定。</p> | N                                    | <p>既存のメーターを契約や検定の更新のタイミングにあわせ各電力会社において順次、スマートメーターへの更新を進めている。</p>   | <p>スマートメーター制度検討会資料</p> | <p>経済産業省</p> |
| 66 | <p>・節電した電力量を取引する『ネガワット取引市場』を、2017 年中に創設する。</p>  | -   | A                                    | <p>ネガワット取引市場創設に向けて、総合エネルギー調査会（電力基本政策小委員会）、電力・ガス取引監視等委員会（制度設計専門会合）、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会（ネガワット WG）において、各種制度を検討。</p> <p>2017 年 4 月 1 日にネガワット取引市場を創設した。</p> |                        | <p>経済産業省</p> |

|    |  |  |                              |  |         |       |
|----|--|--|------------------------------|--|---------|-------|
| 67 | <p>・家庭用燃料電池（エネファーム）は2020年に140万台、2030年に530万台の普及を目指す。</p> <p>【補助指標】2020年にユーザー負担額が7、8年で投資回収可能な金額を目指す。</p>       | <p>普及台数：<br/>226,641台<br/>(2017年11月末時点)</p> <p>【補助指標】<br/>投資回収年数：11年<br/>(2017年11月末時点)</p> | <p>B</p> <p>【補助指標】<br/>A</p> | <p>普及台数は2013年度末時点から約15.5万台増加し、2017年11月末時点で22.6万台が普及。当面の目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が7年であるところ、2017年11月末の時点で4年8ヶ月が経過。KPI達成のため現時点で必要である94.5万台を下回った。</p> <p>2009年の市販開始時点で300万円を超えていた販売価格は着実に低減し、特に2016年度から補助金に導入した価格低減スキームにより、固体高分子形燃料電池（PEFC）については2017年度平均販売価格（11月末時点）が102万円（前年度比9%減）に、固体酸化物形燃料電池（SOFC）については127万円（前年度比6%減）となっている。その結果、投資回収年数については11年（前年度比15%減）となっている。目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が5年であるところ、2017年11月末の時点で3年8ヶ月が経過。KPI達成のため現時点で必要である投資回収年数12.7年を下回った。</p> | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 68 | <p>・2020年までに、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化を目指す。</p> <p>【補助指標】2016年度までに新材料SiCを用いた次世代パワーエレクトロニクスの実用化を目指す。</p> | -  | <p>F</p> <p>補助指標：A</p>       | <p>KPI達成に向けて技術開発を進めており、2014年度までに新材料SiCの結晶品質を高めつつ、従来の4インチから6インチへの大口径化、安定的なウェハ製造技術、6インチウェハに均一にエピタキシャル成長薄膜を形成する技術等の要素技術を確立した。また、大容量低抵抗のMOSFETを開発し、これを用いて試作したパワーモジュールにおいて、従来のSiパワー半導体を用いたパワーモジュールに</p>   | -       | 経済産業省 |

|    |   |                                   |   |   |         |       |
|----|---|-----------------------------------|---|---|---------|-------|
|    |   |                                   |   | <p>比して 55%の損失低減を確認した。</p> <p>加えて、早期の実用化を目指し、SiC を鉄道や自動車等に用途展開することを前提とした耐圧 6.5kV パワー半導体やパワーモジュール、高効率インバータ等を開発、GaN についても技術開発や実証を 2014 年度から開始し、2016 年度は 6.5kV パワーモジュールの試作、動作検証等を実施した。</p> <p>なお、SiC は 2016 年度に次期新幹線の試験車両に採用されることが決定した。</p> |         |       |
| 69 | <p>・国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に年間 5,000 億円を目指す（世界市場の 5 割程度）</p> <p>※車載用・電力貯蔵用蓄電池が対象</p> | 3,666 億円（世界市場の 38%）<br>（2015 年実績） | A | <p>2015 年実績ベースで、国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模を集計し、目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI が目標達成に向けて進捗していることを確認。なお、経済産業省では、引き続き、先端蓄電池の技術開発による国内企業の競争力の強化やエネルギー政策の観点での支援を実施する予定。</p>   | 民間企業調べ  | 経済産業省 |
| 70 | <p>・2020 年までに系統用蓄電池のコストを半分に以下に（2.3 万円/kWh 以下）</p>                                       | -                                 | N | <p>2016 年度の外部有識者会議にて、低コスト部品の適用や工程の自動化等、おおむね順調に進捗していることを確認。引き続き、2020 年までに系統用蓄電池の設置コスト 2.3 万円/kWh 以下に向けて、開発を実施中。</p>  | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 71 | <p>・2030 年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を 40%以上とする。</p>                                       | -                                 | F | <p>2016 年度は、既存油ガス田の減退が進む中、ロシア、アブダビ等における油ガス田の一部で生産量が増加。日系企業が主導する豪州での大型 LNG プロジェクト等、引き続き自主開発比率の向上に資する資源開発案件を支援。。</p>  |         | 経済産業省 |

|    |   |   |   |   |          |       |
|----|---|---|---|---|----------|-------|
| 72 | <p>・2030年にベースメタルの自給率を80%以上とする。</p>  | - | B   | <p>ベースメタル（銅）の自給率は、2015年調査で56%となった。KPI達成に向けて、①日本政府や政府関係機関（JOGMEC、JICA等）による資源外交や、②我が国企業の権益確保支援（JOGMECによる探鉱支援やリスクマネー供給等）を通じ、我が国企業による自主開発を促進する。</p>   | JOGMEC調査 | 経済産業省 |
| 73 | <p>・海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、砂層型メタンハイドレートについては平成30年代後半に、民間が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。また、海底熱水鉱床については、平成35年以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう資源量の把握や技術開発を推進する。</p> <p>【補助指標】メタンハイドレートについて、2018年度を目途に商業化に向けた技術の整備を行う。</p> <p>【補助指標】海底熱水鉱床について、2017年度に実海域での採鉱・揚鉱パイロット試験を行い、採鉱・揚鉱分野の要素技術を確立し、その成果を</p> | - | <p>F</p> <p>【補助指標】メタンハイドレート：F</p> <p>【補助指標】海底熱水鉱床：F</p> | <p>砂層型メタンハイドレートについては、平成25年に実施した第1回海洋産出試験で生じた課題の解決等を目的として、平成29年4月から6月にかけて第2回海洋産出試験を実施。試験の結果、3週間超のガスの連続生産に成功するなど、一定の成果が得られたが、単位時間当たり生産量の増加を確認することができず、今後技術的課題を残した。この試験の結果及びその原因について、外部有識者を交えて徹底的な検証中である。海底熱水鉱床については、KPI達成に向けて、技術開発や資源量評価等を行う。</p> <p>2017年度の実海域での採鉱・揚鉱システムを一体としたパイロット試験実施に向けて、2015年7月に、各分野で技術力のある企業が結集した「採鉱・揚鉱パイロット試験受託コンソーシアム」を選定した。2016年度は、採掘・集鉱試験機の改良や、揚鉱のための大型水中ポンプの製作・試験を行う。</p> <p>海底熱水鉱床については、KPI達成に向けて、技術開発や資源量評価等を行う。2017年度の実海域での採鉱・揚鉱システムを一体としたパイロット試験実施に向けて、</p> | -        | 経済産業省 |

|    |   |   |                 |   |  |       |
|----|---|---|-----------------|---|--|-------|
|    | 踏まえ、2018 年度に経済性評価を行う。   |   |                 | 2015 年 7 月に、各分野で技術力のある企業が結集した「採鉱・揚鉱パイロット試験受託コンソーシアム」を選定した。<br>2017 年度は、採鉱・集鉱試験機や、大型水中ポンプの試験を行った後、沖縄近海において採鉱・揚鉱パイロット試験を実施し、成功した。   |  |       |
| 74 | ・今後 10 年間（2023 年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築。<br><br>【補助指標】2016 年度末までに、日本全体の残油処理装置装備率：50%程度。 | －<br>（コンビナートごとのデータであり、結果は非公表）<br><br>【補助指標】日本全体の残油処理装置装備率：50.5%程度 | N<br><br>補助指標：A | 2014 年度調査によれば、依然として我が国のコンビナート群の国際競争力はインド、シンガポール、韓国、中国、台湾等より見劣りすると評価。<br><br>こうした中、2015 年 4 月に我が国の製油所群の国際競争力を示す値として、「残油処理装置装備率（残油処理装置の処理能力÷常圧蒸留装置の処理能力）」を補助指標に設定した。<br><br>2014 年 3 月末時点（基準点）の残油処理装置装備率：45%程度から、3 年後の 2016 年度末（目標達成期限）に 50%程度とすることを目標としているところ、「最新の数値」の 2017 年 3 月末時点で、50.5%となり、補助指標の基準を達成。 | 石油コンビナート高度統合運営技術組合「コンビナート国際競争力総合評価」<br><br>【補助指標】経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 75 | ・民間活力を最大限活用して、JCM 等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、2020 年度までの累積で 1 兆円の事業規模を目指す                                | 2017 年 12 月 14 日時点の累積で約 6,360 億円                                  | A               | 途上国に低炭素技術を導入することを目的としたプロジェクトとして、民間ベースの事業では 138 件が実施されている（事業規模：5,060 億円）。また、JCM 資金支援事業では 112 件の JCM プロジェクトが実施されている（事業規模見込み：約 1,300 億円）。<br><br>目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 8 年間で  | 環境省・経済産業省調べ  | 環境省   |

|    |   |               |   |   |                              |     |
|----|---|---------------|---|---|------------------------------|-----|
|    |   |               |   | あるところ、「最新の数値」の時点で約5年が経過。KPI達成における2017年度時点で必要である6,250億円を上回っている。        |                              |     |
| 76 | ・焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を2020年度までに倍増させることを目指す | 138億円(2016年度) | A | 2015年度実績の60億円に対して2016年度は138億円と増加し、目標を達成している。引き続き、継続して目標を達成していくよう取り組む。 | 一般社団法人日本産業機械工業会「環境装置の地域別輸出額」 | 環境省 |

|                                  |
|----------------------------------|
| 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等     |
| 施策群：都市の競争力向上と産業インフラ・次世代インフラの機能強化 |

| 整理 No. | KPI   | 最新の数値  | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典  | 主担当省庁             |
|--------|---|--|---------|--|--|-------------------|
| 77     | ・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る（2012年4位）        | 3位（2017年）  | A       | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、2017年の時点で4年半が経過。2017年の順位は、2016年に引き続き3位である。   | 森記念財団「世界の都市総合ランキング2017」  | 内閣官房（日本経済再生総合事務局） |
| 78     | ・2020年に安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の3割獲得  | 国内車両の装着率：9.8%（2016年）<br>世界市場獲得率の代替値：19.5%（2015年） | B       | 国内車両（二輪車等を除く。）のうち、安全運転支援装置・システムとして普及が進む衝突被害軽減ブレーキ（低速域衝突被害軽減ブレーキを含む）の装着率（推計値）をKPIの指標として整理。<br>国内車両の装着率は9.8%に伸びており、KPI達成のため現時点で必要な値である9.2%を上回った。一方、世界市場獲得率は下回っている。 | 国土交通省「ASV技術普及状況調査」、<br>自動車検査登録情報協会「自動車保有台数推移表」<br>HIS Inc.「AEB用ECU出荷台数（2015年）」 | 内閣官房（IT総合戦略室）     |
| 79     | ・2030年には、安全運転支援装置・システムが国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 | 国内販売新車の装着率：56.9%（2016年）                          | B       | KPIの達成に向けて、中短期工程表等により、フォローアップを行っていく。<br>国内販売新車への装着率は56.9%となり、KPI達成のため現時点で必要な値である46%を上回った。一方で、  | 国土交通省「ASV技術普及状況調査」、<br>自動車検査登録   | 内閣官房（IT総合戦略室）     |

|  |  |                                   |  |  |                  |  |
|--|--|-----------------------------------|--|--|------------------|--|
|  |  | 国内車両（ストックベース）の装着率：9.8%<br>(2016年) |  | ストックベースの装着率は9.8%とKPI達成のための現時点で必要な値である12.7%を下回った。<br><br>なお、整理 No. 78 は整理 No. 79 の中間目標としての位置づけも持つものとする。 | 情報協会「自動車保有台数推移表」 |  |
|--|--|-----------------------------------|--|--|------------------|--|

|                                |
|--------------------------------|
| 生産性革命を実現する規制・制度改革              |
| 施策群：未来投資に向けた制度改革<br>「攻めの経営」の促進 |

| 整理 No. | KPI   | 最新の数値                       | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細                                | KPI の出典     | 主担当省庁 |
|--------|---|-----------------------------|---------|---|-------------|-------|
| 80     | ・今後3年間（2018年度まで）の内に、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す | 82.6兆円<br>(2016年度、第一次年次推計値) | A       | 2016年度の設備投資（平成23年基準）は82.6兆円となり、80兆円を上回った。 | 内閣府「国民経済計算」 | 経済産業省 |

|                   |
|-------------------|
| 生産性革命を実現する規制・制度改革 |
| 施策群：未来投資に向けた制度改革  |
| 活力ある金融・資本市場の実現    |

| 整理 No. | KPI   | 最新の数値         | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典  | 担当省庁               |
|--------|---|---------------|---------|--|--|--------------------|
| 81     | ・2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が3位以内に入る。     | 24 位 (2018 年) | B       | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が7年であるところ、2017 年の時点で4年半が経過。2018 年の順位は、24 位 (昨年比2位上昇) であるが、KPI が目標達成に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進が必要。現在、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、貿易手続等の全体最適化、裁判手続等の IT 化に関する検討会を立ち上げ、事業環境の改善に向けた取組を推進中。今後は、「事業環境改善のための関係省庁連絡会議」において整理された項目ごとの取りまとめ省庁が中心となって、事業環境の改善に向けた取組を推進することで、KPI 達成を目指す。 | 世界銀行「Doing Business 2018」                                  | 内閣官房 (日本経済再生総合事務局) |
| 82     | ・2020 年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が3位以内に入る。 | 9 位 (2017 年)  | B       | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が4年であるところ、2017 年の時点で2年半が経過。2017 年の順位は、9 位 (昨年比1位後退) となっており、KPI が目標達成に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進が必要。<br>今後、本格的な産学連携を推進するなど、イノベーション  | 世界経済フォーラム国際競争力ランキング「WEF The Global Competitiveness Reports | 内閣官房 (日本経済再生総合事務局) |

|  |  |  |  |  |            |  |
|--|--|--|--|--|------------|--|
|  |  |  |  | ョン・ナショナルシステムの実装を加速することで、KPI<br>達成を目指す。 | 2017-2018」 |  |
|--|--|--|--|--|------------|--|

|  |
|--|
| 生産性革命を実現する規制・制度改革                                  |
| 施策群：未来投資に向けた制度改革<br>公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFI の活用拡大等） |

| 整理 No. | KPI   | 最新の数値  | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典 | 担当省庁                |
|--------|---|--|---------|---|---------|---------------------|
| 83     | ・10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。 | 2013年度～2016年度のPPP/PFIの事業規模は、約10.8兆円。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、約5.6兆円。<br>（2017年12月時点で確認している実績値） | A       | 本KPIは、「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）における事業規模目標の見直し及び施策の充実を受けて、2016年6月に策定した「日本再興戦略2016」において新たに設定されたもの。 | 内閣府調べ   | 内閣府<br>（PPP/PFI推進室） |

イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神に溢れる人材の創出等

施策群：イノベーション・ベンチャー創出力の強化

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値             | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典  | 主担当省庁                          |
|--------|--|-------------------|---------|---|--|--------------------------------|
| 84     | ・イノベーション（技術力）世界ランキングを、5年以内（2017年度末まで）に世界第1位に | 第8位（2017～2018年）   | B       | <p>2007～2008年に1位から4位に順位を下げて以降、これまで4位または5位でゆるやかに推移していたが、2016～2017年は2015～2016年から順位を3位下げて第8位となった。また、2017～2018年も引き続き第8位であった。</p> <p>今後、本格的な産学官連携を推進するなど、イノベーション・ナショナルシステムの実装を加速することで、KPI達成を目指す。</p> | 世界経済フォーラム国際競争力ランキング（WEF The Global Competitiveness Report） | 内閣府<br>（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）） |
| 85     | ・2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す。  | 1,244億円（2016年度実績） | B       | <p>2014年度実績1,151億円に対し、2015年度1,209億円と推移している。なお、KPI達成のため現時点に必要な値である1,663億円を下回っている。</p> <p>今後、平成29年12月に取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」に基づき、民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究開発支援手法やオープンイノベーションの更なる推進等により、KPI達成を目指す。</p>     | 総務省「科学技術研究調査結果」  | 内閣官房（日本経済再生総合事務局）              |

|    |  |   |   |   |   |                                |
|----|--|---|---|---|---|--------------------------------|
| 86 | ・官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする                               | 3.42%<br>(2016 年度実績)  | B | 2016 年度実績は 2015 年度実績から 0.13%低下した。今後、第 5 期科学技術基本計画の着実な実施や平成 28 年 12 月に策定した「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化等を通じて、KPI 達成を目指す。  | 総務省「科学技術研究調査結果」   | 内閣府<br>(政策統括官(科学技術・イノベーション担当)) |
| 87 | ・今後 10 年間(2023 年まで)で世界大学ランキングトップ 100 に我が国の大学が 10 校以上入ることを目指す | Times Higher Education 誌“World University Rankings 2018”：2 校<br>Times Higher Education 誌“World Reputation Rankings 2017”：6 校<br>QS 社(Quacquarelli Symonds Ltd)“World University Rankings 2018”：5 校<br>上海交通大学“Academic Ranking of World Universities 2017”：3 校 | B | 2013 年 11 月に国際水準の教育研究の展開、積極的な留学生支援、人事・給与システムの弾力化、ガバナンス機能の強化等を内容とする「国立大学改革プラン」を取りまとめた。<br>「スーパーグローバル大学創成支援事業(26 年度予算：76.5 億円)」を新設。公募・採択を経て、2014 年 10 月より、国際化を徹底して進める大学の重点支援を開始。<br>現時点では各ランキングにおいて目標達成に必要な数値に達しておらず、今後取組を進め目標達成を目指す。 | Times Higher Education 誌“World University Rankings”、“World Reputation Rankings”、QS 社“World University Rankings”、上海交通大学“Academic Ranking of World Universities”等 | 文部科学省                          |
| 88 | ・大学の特許権実施許諾件数を 2020 年度末までに 5 割増にす                            | 大学等(国公立大学(短期大学を含む。))、   | A | 大学の特許権実施許諾件数増加については、2013 年度比に対して 2020 年度末までが目標達成  | 文部科学省「大学等における産学連携等実施  | 文部科学省                          |

|    |  |   |   |  |                 |                                |
|----|--|---|---|--|-----------------|--------------------------------|
|    | ることを目指す。   | 国公立高等専門学校、大学共同利用機関の特許権実施等（実施許諾または譲渡した特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む。））件数：11,872件（2015年度） |   | 期間であるところ、目標達成期間に単純増加するとした場合の2014年度の数値は11,264件である。2015年度実績は11,872件であり、目標達成に向けて進捗している。                 | 状況について」         |                                |
| 89 | ・国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに2割増にすることを旨とする。  | 国内セクター間の研究者移動者数：10,389名（2016年度）   | B | 総務省の調査によると、2016年度実績では、2015年度実績を803名下回り、KPI達成のため現時点で必要な値である11,020名を下回った。                              | 総務省「科学技術研究調査結果」 | 内閣府<br>（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）） |
| 90 | ・国立大学法人の第3期中期目標・中期計画期間（2016年度～2021年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013年度～2015年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを旨とする。 | 32.5%（平成28年度実績、配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合について、文部科学省において算出）                          | B | 「日本再興戦略2014」のKPI達成を受け、「日本再興戦略2016」においては新たなKPIを設定した。現時点では目標の4割程度に達成していないが、第3期中期目標・中期計画期間を通じて目標達成を目指す。 | 文部科学省において算出     | 文部科学省                          |
| 91 | ・2020年度末までに40歳未満   | 43,452人（平成28年   | B | 本KPIは2016年1月に閣議決定された「第5  | 学校教員統計調査        | 文部科学省                          |

|    |  |  |   |  |   |  |
|----|--|--|---|--|---|--|
|    | の大学本務教員の数を1割増にすることを旨とする。                           | 度中間公表)   |   | <p>期科学技術基本計画」における数値目標であり、2013年度の数値(43,763人)を基準としているところ、2016年度は2013年度を311人下回っており、目標達成に必要な数値に達していない。</p> <p>今後、優れた若手研究者が、安定かつ自立したポストに就いて、活躍することを促す「卓越研究員事業」や、年俸制、クロスアポイントメント制度などの国立大学における人事給与システム改革を推進することで、KPI達成を目指す。</p>                   |   |  |
| 92 | ・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに2倍増にすることを旨とする。 | <p>1) 大学等(国公立大学(短期大学を含む。)、国公立高等専門学校、大学共同利用機関)と民間企業との大型共同研究(1,000万円以上のもの)実施件数:<br/>803件(2015年度)</p> <p>2) 研究開発法人と民間企業との大型共同研究(1,000万円以上のもの)実施件数:<br/>201件(2015年度)</p> | A | <p>2017年1月に2015年度の「大学等における産学連携等実施状況について」が公表され、大学等における民間企業との大型共同研究件数は2014年度より112件増加した。</p> <p>一方、内閣府が2016年度に実施した調査によると、2015年度には研究開発法人における民間企業との大型共同研究の総件数は201件となっている。</p> <p>なお、2015年度実績は2014年度実績を174件上回り、KPI達成のため現時点で必要な値である887件を上回った。</p> | <p>1) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」、</p> <p>2) 内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」</p> | <p>内閣府<br/>(政策統括官(科学技術・イノベーション担当))</p> |

|    |  |                         |   |   |  |       |
|----|--|-------------------------|---|---|--|-------|
| 93 | ・国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす  | 100件(2016年末)            | A | 「日本再興戦略2016」においては、国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年末までに100件超へ引き上げた新たなKPIを設定した結果、幹事国引受数は100件となった。これは、目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、最新の数値の時点で2年が経過。KPI達成のため現時点で必要な値である100件を上回っている。なお、最新の幹事国引受件数は2018年初頭に判明予定 | 経済産業省調べ                                      | 経済産業省 |
| 94 | ・今後10年間(2023年まで)で、権利化までの期間を半減させ、平均14月とする | 平均14.6月(2016年度)         | A | 2014年から2023年までに29.6月を14月とする目標を設定し、2014年に開始。目標達成時期が2023年で、目標達成期間が10年であるところ、最新の数値の時点で3年が経過。KPI達成のため現時点で必要な期間である24.92月を下回り短縮されておりおおむね順調に推移している。  | 特許庁調べ  | 経済産業省 |
| 95 | ・ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増       | 0.025%(2014年-16年の3か年平均) | B | KPI達成のため現時点で必要な値である0.0325%(3か年平均)を下回った。2016年単年では、2014年と比べ0.005ポイント増加の0.028%となった。引き続き、「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現を推進するなど、ベンチャー・エコシステムの構築を進めることで、KPI達成を目指す。※なお基準値(2012~2014年の                              | 内閣府「国民経済計算」、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書」 | 経済産業省 |

|  |  |  |  |   |  |  |
|--|--|--|--|---|--|--|
|  |  |  |  | 3か年平均)は、日本再興戦略 2016 策定時点は 0.028%とされたが、2016 年 12 月の GDP の計算方法の変更に基づき再計算すると、0.026%となり、今後この基準で進捗を確認する。 |  |  |
|--|--|--|--|---|--|--|

|                                       |
|---------------------------------------|
| イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神に溢れる人材の創出等 |
| 施策群：多面的アプローチによる人材の育成・確保等<br>人材力の強化    |

| 整理 No. | KPI   | 最新の数値              | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典                       | 担当省庁  |
|--------|---|--------------------|---------|--|-------------------------------|-------|
| 96     | ・授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100%を目指す<br>(2014 年度 71.4%) | 75.0%<br>(2016 年度) | B       | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合は、71.4%から 75.0%と上昇しているものの、KPI 達成のために必要な 80.9%を下回っており、施策の更なる推進が必要。       | 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 | 文部科学省 |
| 97     | ・都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率について、2020 年度までに 100%を目指す (2014 年度 31.9%)    | 38.3%<br>(2016 年度) | B       | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率は、31.9%から 38.3%と上昇しているものの、KPI 達成のために必要な 54.6%を下回っており、施策の更なる推進が必要。        | 文部科学省調べ                       | 文部科学省 |
| 98     | ・無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%を目指す<br>(2014 年度：27.2%)               | 33.2%<br>(2016 年度) | B       | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。校内 LAN を整備している普通教室のうち、無線 LAN の整備状況は、27.2%から 33.2%と上昇しているものの、KPI 達成のために必要な 51.5%を下回っており、施策の更なる推進が必要。 | 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 | 文部科学省 |

|     |   |  |   |   |  |       |
|-----|---|--|---|---|--|-------|
| 99  | 2018 年<br>・大学・専門学校等での社会人受講者数を5年で24万人(2013年:12万人)                | 約12万人<br>(2016年9月時点(2015年度の数值。一部2013年度の数值を含む)) | B | 学校基本調査や私立高等学校等の実態調査の調査項目等の見直しにより、正規課程の受講者数や短期プログラム(履修証明制度、科目等履修・聴講生制度等)の受講者数をより正確に把握できるようになったところ、当該調査を踏まえた新たな算出方法に基づく最新の数值は約49万人となっている。これを踏まえ、「未来投資戦略2017」においては、「2022年までに大学・専門学校等の社会人受講者数を100万人」のKPIに置き換えたところ。<br><br>従前のKPIの算出方法によれば、2016年9月時の大学・専門学校等での社会人受講者数は約12万人となっている。 | 文部科学省「学校基本調査」、「短期大学教育の改善等の状況」、「大学における教育内容等の改革状況について」、文部科学省調べ(私立高等学校等の実態調査) | 文部科学省 |
| 100 | ・産業雇用安定センターの機能強化や民間人材ビジネスの活用により、今後3年以内(2017年まで)で2万人の失業なき労働移動を支援 | 3.3万人<br>(2015年度～2016年度までの累計)                  | A | 目標達成時期が2017年で、目標達成期間が3年であるところ、「最新の数值」の時点で2年が経過。失業なき労働移動を支援した人数は、3.3万人となっており、KPI達成のために必要である2万人をすでに上回った。  | 厚生労働省調べ  | 厚生労働省 |
| 101 | 2020年<br>・20～34歳の就業率:79%  | 77.7%(2016年時点)                                 | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数值」の時点で5年が経過。20～34歳の就業率は74.4%から77.7%まで上昇しており、KPI達成のため現時点で必要な値である77.3%を満たしている。   | 総務省「労働力調査」   | 厚生労働省 |
| 102 | ・失業期間6か月以上の者の数を今後5年間(2018年まで)で2割減少(2013年:142万人)                 | 104万人<br>(2016年)                               | A | 目標達成時期が2018年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数值」の時点で3年が経過。失業期間6か月以上の者の数は142万人から104万人に減少しており、KPI達成のために現時点で必要である125万人を下回   | 総務省「労働力調査」   | 厚生労働省 |

|     |  |   |   |  |               |       |
|-----|--|---|---|--|---------------|-------|
|     |  |   |   | った。  |               |       |
| 103 | ・ 転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）を今後5年間（2018年まで）で9%  | 8.0%<br>(2016年)                                     | B | 目標達成時期が2018年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）は8.7%から8.0%まで減少しており、2016年時点で8.9%まで上昇していることが望ましいため、進捗が不十分であり、施策の更なる推進等が必要。  | 厚生労働省「雇用動向調査」 | 厚生労働省 |
| 104 | 2020年<br>・ 20歳～64歳の就業率：81%（2012年：75%）  | 79.2%<br>(2016年)                                    | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。20歳～64歳の就業率は75.2%から79.2%まで上昇しており、KPI達成のため現時点で必要である78.1%を上回った。   | 総務省「労働力調査」    | 厚生労働省 |
| 105 | ・ 今後3年間（2017年まで）で公共職業訓練の委託を受ける民間教育訓練機関及び求職者支援訓練の認定を受ける民間教育訓練機関のうち、職業訓練サービスガイドライン研修を受講した者等の割合を100%とすることを目指す | 全国の2,047民間教育訓練機関が、職業訓練サービスガイドライン研修を受講（2017年3月31日現在） | B | 2016年度において、公共職業訓練の委託を受けた民間教育訓練機関及び求職者支援訓練の認定を受けた民間教育訓練機関の数は2,198機関であるところ、2017年3月31日までに職業訓練サービスガイドライン研修を受講したのは2,047機関（約93%）であり、KPIである100%を下回った。なお、2018年度から、民間教育訓練機関が公共職業訓練の委託を受ける場合及び求職者支援訓練の認定を受ける場合は、職業訓練サービスガイドライン研修の受講を要件とすることを2017年10月6日付で通知したところ。 | 厚生労働省調べ       | 厚生労働省 |
| 106 | ・ 今後5年間（2019年まで）で地域において職業訓練の質を検証・改善  | 47都道府県<br>(2016年度)                                  | A | 地域において職業訓練の質を検証・改善する仕組みについては、企業・業界団体、民間教育訓練機関及び行政機関  | 厚生労働省調べ       | 厚生労働省 |

|     |                                    |   |   |  |  |       |
|-----|------------------------------------|---|---|--|--|-------|
|     | する仕組みを47都道府県に展開することを旨す             |   |   | が協働して、企業ニーズ等を踏まえたより就職可能性を高めるための職業訓練コースの開発・検証を行う事業を2014年6月から創設したところ、47都道府県（100%）で既に事業を実施しており、KPIを達成。  |  |       |
| 107 | 2020年<br>・海外への大学生等の留学を6万人から12万人に倍増 | 96,641人<br>(2016年度現在)   | A | 当該KPIの達成期間は2013～2020年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。海外への大学生等の留学生数は、6万人から96,641人まで増加しており、KPI達成のため現時点で必要な数値（9万人）を上回っている。<br>具体的には、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」により若者の海外留学への機運醸成を図るとともに、日本人留学生の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」による奨学金支援や国費による支援の拡充を行っている。 | 協定等に基づく<br>日本人学生留学<br>状況調査（独立行政法人日本学生<br>支援機構） | 文部科学省 |
| 108 | 2020年<br>・外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増 | 188,384人<br>(2017年5月1日現在)<br><br>※大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教 | B | 当該KPIの達成期間は2013～2020年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。我が国の高等教育機関に在籍する外国人留学生数は135,519人から188,384人まで上昇している（約5.3万人の増加）が、KPI達成のために現時点で必要な増加数（約9.1万人）を下回っている。我が国における留学生受入れ環境の整備を図るため、奨学金の充実や「留学生就職促進プログラム」による、各大学が地域の自治体や産業界と連携して外国人留学生に対する日本語教育等を含めた特別プログラムを設置する取組の            | （独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」                      | 文部科学省 |

|     |   |  |   |   |            |       |
|-----|---|--|---|---|------------|-------|
|     |   | 育課程における外国人留学生数。                        |   | 支援等を実施し、日本留学の魅力向上を図るとともに、「スーパーグローバル大学創成支援事業（2017年度予算：63億円）」により国際化を徹底して進める大学を重点支援する等の取組を行っており、これらを総合的に実施していくことで KPI 達成を目指す。なお、高等教育機関への進学等を前提として日本語の学修を目的に日本語教育機関に在籍する外国人留学生数は、78,658 人（2017年5月1日現在）となっており、それを加えた外国人留学生数は267,042人となっている。  |            |       |
| 109 | 2017年<br>・英語教員の英語力強化（TOEFL iBT 80程度等以上 中学校：28%から50%、高校52%から75%） | 中学校 32.0%、<br>高校 62.2%<br>（2016年12月現在） | B | 当該 KPI の達成期間は 2013～2017 年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。TOEFL iBT 80程度等以上の英語教員の割合は、中学校では28%から32.0%まで、高校では52%から62.2%まで上昇したが、目標増加幅（※）を達成期間（2013～2017年の5年間）で割った数値（中学校は45.6%、高校は70.4%）を下回っており、KPI 達成に向けては更なる取組の推進が必要。今年度より都道府県ごとに目標を設定し、その達成に向けた取組を進めているところ。文部科学省においては、各都道府県の目標を把握・公表し、継続してフォローアップを行っている。<br>（※）2012年12月時点の実績値と目標値の差 | 英語教育実施状況調査 | 文部科学省 |
| 110 | 2018年<br>・国際バカロレア認定校（現在16校）等を200校                               | DP50校、MYP21校、PYP44校<br>（2017年10月       | B | 国際バカロレア（以下「IB」という。）認定校等は、2013年6月時点のDP19校、MYP11校、PYP24校（それぞれ候補校等3校、4校、10校を含む。）から2017年10月現在   | 文部科学省調べ    | 文部科学省 |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  | <p>現在)<br/> ※候補校等DP17校、MYP 7校、PYP21校を含む。</p> | <p>で DP50 校、MYP21 校、PYP44 校に増加（それぞれ候補校等 17 校、7 校、21 校を含む。）しているが、KPI の達成に必要な増加数を下回っており、KPI の達成に向けては、最終年である 2018 年中に 85 校の増加が必要。</p> <p>KPI 達成に向けた取組として、IB を導入しやすくするため、学校に対して日本語 DP（IB の科目の一部を日本語でも実施可能とするプログラム）の提供を 2015 年から開始するとともに、IB の科目について、生徒の負担を軽減するために、卒業に必要な単位数に参入できる上限を拡大するなどの教育課程の特例措置を 2015 年 8 月に導入した。また、IB のメリットを高めるため、大学に対し入学者選抜における IB の活用促進等に取り組んできている。</p> <p>さらに、2018 年以降は、国内の IB 普及促進の核となる環境整備として、コンソーシアムの構築を行い、IB の認知・内容理解の促進を含む取組等を推進することで、KPI の達成に努める。</p> <p>※国際バカロレアのプログラムのうち、DP（Diploma Programme）は「16 歳～19 歳まで」を、MYP（Middle Years Programme）は「11 歳～16 歳まで」を、PYP（Primary Years Programme）は「3 歳～12 歳まで」を対象にしている。</p> |  |
|--|--|--|---|--|

|  |
|--|
| イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神に溢れる人材の創出等    |
| 施策群：多面的アプローチによる人材の育成・確保等<br>働き方改革、雇用制度改革 |

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値          | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典    | 主担当省庁 |
|--------|--|----------------|---------|--|------------|-------|
| 111    | 2020 年度末<br>・ 不本意非正規雇用労働者の割合<br>10%以下 (2014 年 : 18.1%) | 15.6% (2016 年) | B       | 目標達成時期が 2020 年度末で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。不本意非正規雇用労働者の割合は 18.1%から 15.6%まで減少しているが、KPI 達成のため現時点が必要である 15.4%を上回っており、施策の更なる推進が必要。 | 総務省「労働力調査」 | 厚生労働省 |

|                                       |
|---------------------------------------|
| イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神に溢れる人材の創出等 |
| 施策群：多面的アプローチによる人材の育成・確保等<br>多様な働き手の参画 |

| 整理 No. | KPI                                      | 最新の数値   | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細  | KPI の出典           | 担当省庁         |
|--------|--|---|---------|---|-------------------|--------------|
| 112    | ・指導的地位に占める女性の割合を<br>2020 年までに少なくとも 30%程度 | 民間企業の女性<br>登用（課長相当<br>職に占める女性<br>の割合）：10.3%<br><br>（2016 年） | B       | <p>民間企業の「指導的地位」の代表例である課長相当職に占める女性の割合は、2013 年の 8.5%から 2016 年の 10.3%まで上昇し、かつ、2013 年から 2016 年までの直近 3 年間の伸び（年平均 0.6%）は、2011 年から 2016 年までの直近 5 年間の伸び（年平均 0.44%）の約 1.36 倍に高まっている。</p> <p>2015 年 12 月に閣議決定した「第 4 次男女共同参画基本計画」においては、役職段階ごとの目標を設定するとともに、将来指導的地位に登用される女性の候補者を増やすための目標を設定し、さらに、継続就業やワーク・ライフ・バランスなどの環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援などの取組を大胆に進めることを新たに盛り込んでおり、同計画に基づいた取組を通じてこの動きを更に加速させていく。</p> | 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 | 内閣府（男女共同参画局） |

|     |  |   |   |  |   |       |
|-----|--|---|---|--|---|-------|
|     |  | 国家公務員の女性登用（本省課室長相当職に占める女性の割合）：4.4%（2017年） |   | <p>国家公務員の「指導的地位」の代表例である本省課室長相当職に占める女性の割合は、2014年の3.1%から2017年には4.4%まで上昇し、かつ、2014年から2017年までの直近3年間の伸び（年平均0.43%）は、2012年から2017年までの直近5年間の伸び（年平均0.36%）の約1.2倍に高まっている。</p> <p>2015年12月に閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」においては、役職段階ごとの目標を設定するとともに、将来指導的地位に登用される女性の候補者を増やすための目標を設定し、さらに、継続就業やワーク・ライフ・バランスなどの環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援などの取組を大胆に進めることを盛り込んでおり、同計画に基づいた取組を通じてこの動きを更に加速させていく。</p> | 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」 |       |
| 113 | 2020年<br>・25歳～44歳の女性就業率：77%<br>(2012年：68%) | 72.7%（2016年時点）                            | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。女性就業率は68%から72.7%まで上昇しており、KPI達成のため現時点で必要な値である72.5%を上回った。   | 総務省「労働力調査」  | 厚生労働省 |
| 114 | 2020年<br>・第1子出産前後の女性の継続就業率：55%（2010年：38%）  | 53.1%（2015年時点）                            | A | 最新の数値は、目標達成に向けて着実に前進しており、取組状況は順調である。   | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」                          | 厚生労働省 |
| 115 | 2020年                                      | 3.16%（2016年                               | B | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が9年である   | 厚生労働省「雇   | 厚生労働省 |

|     |                                 |                            |   |  |                                      |                |
|-----|---------------------------------|----------------------------|---|--|--------------------------------------|----------------|
|     | ・男性の育児休業取得率:13%(2011年:2.63%)    | 時点)                        |   | ところ、「最新の数値」の時点で5年が経過。男性の育児休業取得率は2.63%から3.16%まで上昇したものの、現時点で、8.39%まで上昇していることが望ましいため、進捗が不十分であり、施策の更なる推進等が必要。  | 用均等基本調査」                             |                |
| 116 | 2020年<br>・男性の配偶者の出産直後の休暇取得率:80% | 55.9%<br>(2016年時点)         | B | 目標達成時期が2020年で、「最新の数値」の時点から残り4年間となっており、目標達成のためには、今後、年平均約6%上昇することが望ましく、施策の更なる推進が必要。  | 委託調査研究<br>(内閣府)                      | 内閣府(子ども・子育て本部) |
| 117 | ・2013~2017年度で約50万人分の保育の受け皿を整備   | 保育拡大量:約42.8万人(2013~2016年度) | A | 2017年9月1日に公表した集計結果(2017年4月1日時点)では、2016年4月から開始した企業主導型保育事業も含め、2013~2016年度は約42.8万人の受け皿を確保しており、2017年度末までには59.3万人分が確保される見込み。<br>一方、女性の就業率や保育の利用申込者数の増加が加速している現状を踏まえ、2017年6月に、2018年度から2022年度末までの5年間で、待機児童を解消し、女性就業率80%に対応できる、32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」が策定されたところ。これを踏まえ、「未来投資戦略2017」においては、「「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消を目指すとともに、女性の活躍を推進」とのKPIに変更した。なお、2017年12月8日に策定された「新しい経済対策パッケージ」により、同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととしており、これに沿って着実に取組を進める。 | 厚生労働省「『待機児童解消加速化プラン』集計結果」(平成29年9月1日) | 厚生労働省          |

|     |   |                            |   |   |                                   |       |
|-----|---|----------------------------|---|---|-----------------------------------|-------|
| 118 | ・2017 年度末までの待機児童解消を目指す（2012 年 4 月 1 日現在：24,825 人） | 26,081 人（2017 年 4 月 1 日現在） | B | <p>目標達成時期が 2017 年度末であるところ、「最新の数値」の時点で残り 1 年となっている。保育の受け皿拡大は、目標値を上回って進んでいるものの、申込者の大幅増により待機児童数は前年比で増加。</p> <p>項目 117 のとおり、「未来投資戦略 2017」においては、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消を目指すとともに、女性の活躍を推進する」との KPI に変更したため、これに沿って着実に取組を進める。</p>  | 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」              | 厚生労働省 |
| 119 | ・2013～2017 年度で約 9 万人の保育人材を確保                      | 43.9 万人<br>(2016 年 10 月)   | A | <p>当該 KPI の達成期間は 5 年間で、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。保育所勤務保育士は 2013 年度で 38.1 万人のところ、2016 年度では 43.9 万人となっており、3 年間で約 5.8 万人増加している（【比較】均一ペースでの年平均増加率（+9.0 万人／5 年）×経過年数（3 年）＝+5.4 万人）。項目 117 のとおり、「未来投資戦略 2017」においては、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消を目指すとともに、女性の活躍を推進」との KPI に変更したため、これに沿って着実に取組を進める。</p> | 厚生労働省調べ                           | 厚生労働省 |
| 120 | ・放課後児童クラブについて、2019 年度末までに約 30 万人分を新たに整備する         | 234,710 人<br>(2017 年時点)    | A | <p>登録児童数は 936,452 人（2014 年度（初年度））から 1,171,162 人（2017 年度）と 234,710 人増加している。目標では 5 年間で約 30 万人分整備するところ、約 3 年間で約 8 割が既に整備されており、取組状況は順調であると考えられる。</p> <p>なお、2017 年 12 月 8 日に策定された「新しい経済対策</p>  | 厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」 | 厚生労働省 |

|     |  |                          |   |   |                  |                      |
|-----|--|--------------------------|---|---|------------------|----------------------|
|     |  |                          |   | パッケージ」により、「放課後子ども総合プラン」に基づく 2019 年度末までの 30 万人分の新たな受け皿確保を、来年度までに前倒しすることとしており、これに沿って着実に取組を進める。  |                  |                      |
| 121 | 2020 年<br>・60 歳～64 歳の就業率：67% (2012 年：58%)                          | 63.6% (2016 年)           | A | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。60～64 歳の就業率は 57.7%から 63.6%まで上昇しており、KPI 達成のため現時点に必要な値である 62.4%を上回った。  | 総務省「労働力調査」       | 厚生労働省                |
| 122 | 2020 年<br>・障害者の実雇用率：2.0% (2012 年 6 月 1 日現在：1.69%)                  | 1.97% (2017 年 6 月 1 日現在) | A | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。障害者の実雇用率は 1.69%から 1.97%まで上昇しており、2013 年の「日本再興戦略」で定めた 2.0%の KPI 達成のため 2017 年時点で必要な値である 1.88%を上回った。<br><br>本 KPI については、2018 年 4 月からの法定雇用率の引上げに合わせて 2.2%に改定することとしており、就労支援や職場定着支援などの従前の取組に加え、今後、障害者を全く雇用していない企業に対する障害者雇用の理解促進などの取組を進めていく。 | 厚生労働省「障害者雇用状況報告」 | 厚生労働省                |
| 123 | ・2017 年末までに 5,000 人の高度人材認定を目指す。さらに 2020 年末までに 10,000 人の高度人材認定を目指す。 | 9,728 件 (2017 年 9 月)     | A | 2012 年 5 月の制度開始後、2013 年末までの累計認定件数は 845 件であったが、2013 年 12 月の制度改正後、新規認定件数が顕著に増加している。<br><br>基点を制度改正後の 2014 年 1 月に設定した場合、目標達成時期が 2017 年末で、目標達成期間が 4 年であるとこ  | 法務省入国管理局調べ       | 内閣府（政策統括官（経済財政運営担当）） |

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | ろ、「最新の数値」の時点で3年8か月が経過。<br>累計認定件数は、9,728件に達しており、2017年末までに5,000件のKPIを達成した。 |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|

海外の成長市場の取り込み

| 整理 No. | KPI  | 最新の数値  | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細   | KPI の出典   | 担当省庁              |
|--------|--|--|---------|--|-----------|-------------------|
| 124    | ・2018 年までに、FTA 比率 70%以上                                    | 40.0%（日本の貿易総額に占める、2017 年 1 月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2016 年貿易額ベース） | B       | <p>経済連携の推進については、2015 年 1 月に日豪 EPA が発効、2016 年 6 月に日モンゴル EPA が発効、2017 年 11 月に 11 か国での TPP の大筋合意、同年 12 月に日 EU・EPA 交渉妥結などの成果が出ている。</p> <p>本件 KPI は、日本の貿易総額に占める EPA・FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合を測るものである。政府として早期署名に向けて取り組む 11 か国による TPP、日 EU・EPA、また現在交渉中の RCEP、日中韓 FTA 等を含む EPA 交渉の進展次第であることから、推移を注視することが必要。</p> | 財務省「貿易統計」 | 内閣官房（副長官補室（外務担当）） |
| 125    | ・2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効 | 44 か国・地域（2018 年 1 月）   | B       | <p>2017 年 2 月に日イスラエル投資協定が署名に至り、6 月の国会承認を経て、10 月に発効した。その他、4 月に日サウジアラビア投資協定、日ウルグアイ投資協定及び日イラン投資協定が発効し、9 月に日オマーン投資協定及び日ケニア投資協定が発効した。さらに同年、コートジボワール、パーレーン、トルクメニスタン、アルメニア、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア及びザンビアとの間で、2018 年 1 月にはエチオピアとの間で新たに交渉を開始し、現在交渉中の協定が全て発効すると</p>  | 外務省投資政策室  | 外務省               |

|     |   |                      |   |   |                                  |       |
|-----|---|----------------------|---|---|----------------------------------|-------|
|     |   |                      |   | 91 の国・地域をカバーすることとなる。これらの協定を着実に進めるとともに、新規交渉国を拡大しつつ KPI の達成を目指す。  |                                  |       |
| 126 | ・『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の輸出額を 2020 年までに、2010 年比で 2 倍 | 14.7 兆円<br>(2015 年度) | B | <p>目標達成時期が 2020 年度で目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過（「日本再興戦略」策定からは 2 年 9 か月が経過）。</p> <p>中堅・中小企業輸出額（中堅企業は従業員 1,000 人未満と定義）は 2010 年度～2015 年度の 5 年間で 12.6 兆円から 14.7 兆円に増加しており、目標達成のため、2010 年度以降毎年輸出額が均等に増加したと仮定した場合の現時点での値である 18.9 兆円を下回っている。</p> <p>なお、「海外事業活動基本調査」（経済産業省）によると、海外現地法人を有する中堅・中小企業の輸出額は 2010 年度（約 3.7 兆円）から 2015 年度（約 6.8 兆円）にかけて約 8 割増加している。</p> | 経済産業省「企業活動基本調査」                  | 経済産業省 |
| 127 | ・ 2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増(2012 年末時点 19.2 兆円) | 27.8 兆円(2016 年末)     | A | <p>KPI であるストックベースの指標については、統計基準の改訂により、2013 年以前と 2014 年を比較することはできない。統計的に比較可能な 2014 年末の実績を基点とし、2020 年に 35 兆円の目標達成のため 2014 年以降残高が均等に増加すると仮定した場合の 2016 年末時点の値は 27.5 兆円であり、実績の 27.8 兆円はそれを上回っている。今後も、目標達成のために、対内直接投資誘致の強化に向けた取組が必要。</p>   | 財務省・日本銀行<br>「国際収支統計」<br>対外資産負債残高 | 内閣府   |

|     |  |  |   |  |                                 |                         |
|-----|--|--|---|--|---------------------------------|-------------------------|
| 128 | ・我が国企業の 2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円 (2010 年約 10 兆円)         | 約 20 兆円 (「事業投資による収入額」等を含む。(2015 年))        | A | 2010 年の受注実績が約 10 兆円であるのに対し、2015 年の実績は約 20 兆円となっており、目標達成に向けて順調に推移している。今後、目標を達成するために、残る 5 年間に約 10 兆円の伸びが必要。  | 内閣府「機械受注統計」等の統計値や業界団体へのヒアリング等   | 内閣官房 (副長官補室 (経協インフラ担当)) |
| 129 | ・首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年 10 件以上                        | 64 件 (2016 年)                              | A | 毎年 10 件以上が目標のところ、2016 年は 64 件 (総理 33 件、閣僚 31 件)、うち 8 件には経済ミッションが同行するなどしている。  | 関係省庁からの報告                       | 内閣官房 (副長官補室 (経協インフラ担当)) |
| 130 | ・2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる    | 288.5 億円 (2015 年度末)                        | A | 従来の目標として、「2018 年度までに放送コンテンツ関連市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加」としていたが、2015 年度末実績で 288.5 億円と、3 年前倒して達成。これを受け、「未来投資戦略 2017」において、新たな目標として「2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加」を設定。 | 総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」       | 総務省                     |
| 131 | ・日本産酒類については、2020 年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す  | 107.7%増 (2012 ~ 2016 年)<br>430 億円 (2016 年) | A | 2012~2016 年の伸び率は、農林水産物・食品の輸出額の伸び率 (66.8%増) を上回っている。  | 財務省「貿易統計」                       | 内閣府 (知的財産戦略推進事務局)       |
| 132 | ・2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比：<br>・「中国、ASEAN 等」：2 倍 | 124.9 兆円 (2015 年度)<br>※内訳：輸出額 15.2 兆円 (現地) | B | KPI の進捗については、輸出額 (現地法人の日本からの調達額を除く) と現地法人売上高の合算値により評価。目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 9 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。  | 輸出額：財務省「貿易統計」、<br>現地法人売上高：経済産業省 | 経済産業省                   |

|     |  |   |   |  |                  |       |
|-----|--|---|---|--|------------------|-------|
|     |  | 法人の日本からの調達額を除く)、<br>現地法人売上高 109.7 兆円                                      |   | ・「中国・ASEAN 等」については、2011 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 15.4 兆円、現地法人売上高は 73.9 兆円、合算値は 89.4 兆円。2015 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 15.2 兆円、現地法人売上高は 109.7 兆円、合算値は 124.9 兆円であり、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 129.1 兆円を下回っている。                          | 「海外事業活動<br>基本調査」 |       |
| 133 | ・2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比：<br>・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：2 倍 | 24.2 兆円（2015 年度）<br>※内訳：輸出額 5.2 兆円（現地法人の日本からの調達額を除く。）、<br>現地法人売上高 18.9 兆円 | B | ・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」については、2011 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 5.0 兆円、現地法人売上高は 17.0 兆円、合算値は計 22.0 兆円。2015 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 5.2 兆円、現地法人売上高は 18.9 兆円、合算値は 24.2 兆円であり、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 31.9 兆円を下回っている。                  |                  | 経済産業省 |
| 134 | ・2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比：<br>・「アフリカ地域」：3 倍                 | 2.2 兆円（2015 年度）<br>※内訳：輸出額 0.4 兆円（現地法人の日本からの調達額を除く。）、                     | B | ・「アフリカ地域」については、2011 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 0.4 兆円、現地法人売上高は 1.6 兆円、合算値は計 2.0 兆円。2015 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 0.4 兆円、現地法人売上高は 1.8 兆円、合算値は 2.2 兆円であり、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 3.7 兆円を下回っている。<br><br>以上のように、「中国、ASEAN 等」、「南西アジア、中東、 |                  | 経済産業省 |

|  |  |                            |  |  |  |  |
|--|--|----------------------------|--|--|--|--|
|  |  | <p>現地法人売上<br/>高 1.8 兆円</p> |  | <p>ロシア・CIS、中南米地域]、「アフリカ地域」全地域において達成できていない。</p> <p>地域別で見ると、「中国、ASEAN 等」については、中国では前年度比 1.5%程度増となっている一方、ASEAN では 5.2%程度減少している。これは、中国など主要輸出相手国の景気減速による輸出減少等が原因となり減少したものと考えられる。</p> <p>「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」については、南西アジアや中東地域では前年度比 11%程度増となっている。一方、ロシアにおいて、原油、鉱物資源等の価格下落による国内消費の減速等が原因となり、増加幅が抑えられた、もしくは減少したものと考えられる。また、中南米地域では景気後退及び内需の低迷で輸入が減少したこと等により KPI が目標値に達しなかったと考えられる。</p> <p>また、「アフリカ地域」について、特に資源輸出に依存している国では、資源価格下落による財政悪化、外貨準備高の減少、経済成長率の減速等の傾向が見られた。そうした中で、KPI に関しては、主に輸出額が減少したことに伴い、前年度比 9%減となっている。</p> <p>各地域・国において経済規模、経済成長や外生的な政治自然リスクの存在は、それぞれ異なるため、数値に加えて各地域・国における経済発展や当該国への他国企業の進出</p> |  |  |
|--|--|----------------------------|--|--|--|--|

|  |  |  |  |   |  |  |
|--|--|--|--|---|--|--|
|  |  |  |  | 状況に比較し、我が国企業の海外展開の進捗を評価していくことが重要であり、そうした観点も踏まえて引き続き推移を注視していく。 |  |  |
|--|--|--|--|---|--|--|